

広島県 薬剤師会誌

2021

隔月発行

7

No.294



〈巻頭特集〉

オンライン対談

「日本薬剤師連盟 組織内統一候補
神谷まさゆき先生をお迎えして」



公益社団法人
広島県薬剤師会

第41回 広島県薬剤師会学術大会

演題募集

テーマ：「薬剤師の職能を考える～薬剤師がやるべきこと・できること～」

会期：令和3年11月7日(日) 12:00～17:00(予定)

会場：広島県薬剤師会館 (Zoomでのオンライン参加可能)
〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1

主催：公益社団法人広島県薬剤師会

参加費：事前登録のみ**2,000円** ※詳細は9月にお知らせ予定です

広島県薬剤師会会員外は**4,000円** 学生(社会人を除く)は**無料**
(事前振込必須・当日参加・当日入金は不可)

*日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定対象研修会申請予定

●日本薬剤師研修センターの研修受講単位が付与される研修の受講、認定薬剤師の認定申請等のためには、
薬剤師個人がPECSに登録する必要があります。7月末までに登録してください。(会誌64頁参照)

～会員発表の募集～

1. 発表の形式について

(1) 口答発表：1演題12分(発表10分・質疑2分)の予定

2. 発表の内容について

- (1) 薬局・病院等における薬剤師の日常業務と今後のあり方
- (2) 地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の関わり
- (3) 患者への情報提供活動や情報収集 (4) 医薬品に関する調査・研究
- (5) 学生実習の受け入れ (6) 災害時の対応
- (7) 学校薬剤師の活動について (8) その他、日常の業務に参考となるもの

3. 申込期間：令和3年7月31日(土)まで 発表要旨は8月31日(火)必着

4. 申込方法：

- ①発表演題名(タイトルに施設名を入れることは、ご遠慮ください。)
- ②発表者氏名(共同発表者がいる場合には発表者に○印を付けてください。)
- ③所属(支部名、団体名など)
- ④連絡先住所(自宅又は勤務先)、電話番号、メールアドレス

以上をホームページより申込書をダウンロードして、ご記入の上、お申し込み下さい。

5. 利益相反自己申告について

第41回広島県薬剤師会学術大会に演題をご登録いただくにあたり、その演題において利益相反が生じる場合は、筆頭演者は発表演題に関する企業などとの利益相反状態の申告が必要です。

6. 倫理審査の確認について

人を対象とする医学系研究に該当する発表の場合は、倫理審査委員会の倫理審査を受ける必要があります。

7. 問い合わせ先

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1

公益社団法人広島県薬剤師会 第41回広島県薬剤師会学術大会実行委員会

TEL：082-262-8931(代) FAX：082-567-6066

E-mail：yakujimu@hiroyaku.or.jp ホームページ：<http://www.hiroyaku.or.jp>

※採否については、大会実行委員会にて決定し、ご連絡いたします。

広島県薬剤師会誌目次**No.294****《巻頭特集》**

オンライン対談「日本薬剤師連盟 組織内統一候補 神谷まさゆき先生をお迎えして」 2

事業報告

- 令和2年度薬局実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議 8
- 令和3年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」第1回役員会 9
- アジアトライアスロン選手権2021廿日市におけるアンチ・ドーピング活動報告 10
- 第3回日本薬剤師研修センター協議会連絡会 15
- 令和3年度第1回てんかん治療医療連携協議会 16

研修会報告

- 認定基準薬局研修会 17
- 広島県薬剤師会における薬薬連携に関する研修会 18

福利厚生 指定店一覧 20

お知らせ 22

薬事情報センター 55

研修会のお知らせ 63

薬剤師の休日 75

薬局紹介⑦ 76

書籍等の紹介 77

告知板 77

編集後記・表紙写真解説 82

薬剤師連盟のページ 色紙

総会資料



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

卷頭特集

オンライン対談 日本薬剤師連盟 組織内統一候補 神谷まさゆき先生をお迎えして



令和3年5月7日(金)

オンライン参加
日本薬剤師連盟
神谷 まさゆき 副会長

広島県薬剤師会
豊見 雅文 会長
吉田 亜賀子 常務理事

神谷まさゆき (かみや まさゆき)

- 薬剤師
- 星 座 やぎ座
- 本 籍 愛知県
- 血 液 型 AB型
- 生年月日 1979年1月6日
- 趣 味 音楽鑑賞(ポップス)・読書

<学歴>

- 平成9年3月 桜丘高校卒業
- 平成15年3月 福山大学薬学部卒業

<職歴>

医薬品メーカー勤務を経て、ドラッグストアー・カミヤ代表取締役 現在同社相談役

<団体役員歴>

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 平成21年 豊橋市薬理事 | 平成30年 日本薬剤師会災害対策委員会委員／豊橋青年会議所開発理事 |
| 平成25年 愛知県薬理事・県薬連盟総務 | 令和元年 豊橋市薬副会長 |
| 平成26年 日本薬剤師連盟企画実行委員会委員 | 令和2年 日本薬剤師連盟副会長／愛知県薬剤師連盟副会長 |
| 平成29年 愛知県薬常務理事 | |



吉田常務理事(以下、吉田)：本日進行を担当させていただく吉田と申します。よろしくお願いします。

今回、広島県薬剤師会会員に向けて神谷まさゆき先生を周知・応援したいという意図でこの対談を企画いたしました。先生のご紹介から政治信条、また現在どのような活動をされているかなどをお話いただけたらと思います。

豊見会長(以下、豊見)：先生は福山大学のご出身で広島とご縁がありますので、どうぞよろしくお願いします。

吉田：まずは先生の自己紹介からお願いします。

神谷まさゆき先生(以下、神谷)：私は1979年に愛知県豊橋市に生まれました。生まれ育った環境が薬局と住居が一体となった職住一体の環境で、薬に囲まれて薬剤師の仕事を見ながら生まれ育ちました。小さい頃から父の背中を見て、自然と薬剤師を志し薬学部に進学したという経緯があります。

進学したのは広島県の福山大学です。広島県では色々な

友人と出会い、他の職種の方と交流を持ったりと非常に多くの刺激を受けました。薬学のことは勿論、それ以外にも多くのことを学びました。思い出深く、私をひと回りもふた回りも成長させてくれたのが広島の地でした。福山大学卒業後はエーザイ株式会社で開業医担当のMRとして大阪で活動しておりました。その後家業の薬局を継ぐことになり、約14年間薬局の経営に携わりながら現場の第一線で薬剤師としての業務に取り組んで参りました。

この度、藤井基之先生の後継として国政に挑戦することとなりました。現在は多くの皆様の現場の声を聞いて、その声を国政の場に届けられるように日々後援会活動に取り組んでいるところです。

吉田：ありがとうございます。それでは先生のプロフィールについてお伺いします。将来の夢や目標は、成長や経験・環境によって変化すると思いますが、大学をご卒業された頃の夢をお聞かせください。

神谷：私は職住一体の町の薬局で生まれ育ちました。近所の人が相談に来て色々な話をしながら薬を買っていくという業態に慣れ親しんでいたのですが、大学に進学するころには個人のドラッグストアが流行っており、実家の薬局も広い敷地で様々な物を販売するというドラッグストアの形態に変わりました。

高校から大学に進んだ頃は「頼られる町の薬剤師」を夢として薬剤師の道を選んだのですが、大学を卒業する段階になると状況が変わってきているということを感じました。もっと広い立場から色々なことを見てみたいと思い製薬メーカーに進もうと決めたという経緯があります。大学を卒業してどういう方向に進んでいこうかと考えていた時期に、地元の豊橋に医薬分業の波が来て、父が保険調剤を中心とした薬局を出店していく姿を見ました。当時はこれから薬局の在り方や薬剤師の仕事もどんどん変わっていくんだとすごく感じました。

私はエーザイに就職したのですが、アリセプトが販売されて間もないころで、いわゆる認知症治療薬というものが多く人の希望になるということを感じてとても夢があると思いました。製薬産業の視点から薬剤師としてどのように薬業界に貢献できるのか考えていきたいと感じました。これまでの薬局に対する夢から、広く薬業界に対して自分がどのようなことができるのかという夢を摸索しながら社会人の道を選んでいきました。

吉田：製薬会社を経験されて実家の薬局に戻られたときの働き方は、薬学部に進まれたときの姿とは変わっていましたか？

神谷：そうですね。町の薬局で何でも相談に乗り、年末年始の大売り出しやくじ引きセールのようなことをやっていた薬局から、処方箋を持ってきた人に対してしっかりと説明をして正確な調剤をする薬局になりました。責任が重く求められる役割の大きな業態に変わっており、とても印象が違うなと思いながら実家に戻ったことを覚えています。

豊見：先生とは年代が違いますが、私も2代目で同じような感情を抱きましたね。

先生は病院のご経験はありますか？

神谷：実習での経験はあります。またメーカー勤務の時には主に開業医担当でしたが、病院も数件ありました。

豊見：そうなると薬業界の源から末端まで全てご存じということですね。

吉田：そんな神谷先生が理想とする薬剤師像についてお聞かせください。

神谷：一言で申し上げると、地域の人たちから信頼をされていることが私にとっての理想の姿です。

私が見てきたのは、近所の人が「ちょっと調子が悪いんだけど」などとどう訴えて良いのか分からぬことを相談に来るような、足を運びやすく気さくに話が出来て信頼が根底にある薬剤師です。処方箋調剤に関しても本当に辛い状況のときにしっかりと相談でき、それを聞いてより良い薬物指導をするには、やはり信頼が必要だと思います。

薬局薬剤師は地域の人たちに開かれていて、様々なことができるのが魅力のひとつだと思います。公衆衛生に関する学校薬剤師による指導についても、頼られるには地域の人たちと信頼が出来ているということが根底にあり、それが理想だと今でも思っています。

吉田：かかりつけ薬剤師の分野ですよね。新型コロナウイルス感染症の問題にしても、消毒薬を売るのではなく正しい消毒の仕方を伝えることができ、ワクチンについて相談窓口になれるような薬局が広がっていくというのが大事ですよね。

そこから政治家を目指されるようになったきっかけをお聞かせください。

神谷：私は10年以上薬局経営者として、かつ現場の薬剤師として業務をしてきました。現場の薬剤師として働いていると、薬剤師としての仕事の在り方やできた経緯には、政治・政策的なものが非常に多くあると感じました。

同時に、経営者として調剤報酬も含めた報酬面でも政治の関わりが大きいと感じながら業務をしてきました。

そのような中で藤井基之先生・本田あきこ先生の選挙に、日本薬剤師連盟の企画実行委員会で非常に深く関わりました。薬剤師議員や政治の関わりというものが、薬剤師の在り方や業務に深く関わっているということを間近で見たというのは大きかったです。

またもう一つ違う観点として、私は青年会議所という街づくり団体に所属しており、そこで一年間主権者教育事業の組み立てを行いました。当時は18歳選挙権が話題になった時期で、町に住む高校生達にどうやって投票に行ってもらうか、政治や行政に関心を持ってもらうかというミッションを与えられて事業を構築しました。この取り組みを通じて、少子高齢化、また労働者人口が変わっていく日本で、私の子どもも含めた若い人たちがより良い社会で生活していくためには、政治が良くなければならぬと強く感じました。

私自身がその思いを国政に届けたいと思うようになったことがきっかけです。

吉田：先生が仰るように薬業界にも政治が必要だと分かっている薬剤師もいれば、政治に関心がない薬剤師が多いのも事実です。薬剤師が政治家になることの必要性を理解してもらうためにはどうしたら良いと考えますか？

神谷：まず政治家とはどんな仕事なんだろうというところから始まると思います。当然ながら法律や制度をつくり、それを変更する役割ですよね。翻って私たち薬剤師の仕事を考えると、薬剤師法・薬機法・医療法など法律の下で、さらに社会保障制度などいわゆる公的な制度の下で仕事をしています。私たちが職能を發揮し身分が保証されるには法律や制度が重要であると、自分の業務と結びつけて考えると分かりやすいのではないかと思います。

豊見：多くの方は薬剤師議員数が多くなり、発言力が大きくなれば良いと思ってはいるでしょうが、自分が実際にどう動くかに結びついていないのだろうと思います。例えば家族を説得して神谷先生を応援するのかというと、それは面倒になるのだろうなという気がしています。薬剤師の力がどれだけ住民に理解されているかを含めて、政治力は極限的に低いですね。歯科医師など他の業界にくらべても低く、薬剤師議員一人二人の力ではどうにもならない部分はあります。ただその一人を押している十何万人の力を強くしていかなくてはこのまま変わりません。そこは皆さんに分かっていてほしいと思います。

吉田：私たち一人ひとりが政治の世界に薬剤師を送り込み、薬剤師の職能を認めてもらうという思いを強くしないといけないですね。自分たちの声を届ける代表を国会に送り込むという考え方ですね。

吉田：製薬会社に勤務していた経験もある先生に、ここ最近製薬企業の業務停止が相次いでいる件についてご意見を伺いたいです。私たち薬局薬剤師は一般名処方に関しては、ジェネリックを勧める立場にあり、患者さんから「あなたたちが勧めた薬がこうなった」と直接言われることもあります。医薬品の安定供給のあり方について神谷先生のお考えをお聞かせください。

神谷：当然ながら、製薬メーカーは利益が取れないと事業の継続自体が難しくなるということは根本にあります。そのうえで今回安定供給が出来なくなった事例を見てみると主に2点あると思います。

1点目としては新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、海外の原薬が入ってこない状況が起こりました。海外への原薬の依存が過度に多かったということが顕在化しました。2点目として、倫理観が欠如していると言わざるをえないメーカーの体制があると思います。根本的な問題として様々な要因が複雑にあるため、目の対処をするのではなく原因を究明してそれに対する策を講じていかなくてはならないと思います。今、厚生労働省で検討会が作られていますが、我々もその結果を見て考えていくことが必要だと感じています。

吉田：この新型コロナウイルス感染症によって、海外からこんなに原料を入れていたのかと驚くことがありました。ワクチンに関してもなかなか海外から入ってこないので、他国に比べると受けられない率が高いこともあります。

豊見：薬価制度の問題はとても大きいと思っています。今まで診療報酬を上げていくための財源として薬価を



使ってきました。今回から年一回になった時にこういう状況が起きました。ますますジェネリックメーカーも先発メーカーもやっていけない状況となり、新薬開発の力も落ちていくでしょう。薬価の問題はメーカーにとつてもかなり切実な問題になってしまうのではないかなと思います。

神谷：豊見会長の仰る通りで、中間年改訂・薬価改定が毎年になり体力がなくなっていると思います。

革新的な新薬がでなければ売上が大幅に伸びることを期待できない産業です。日本は資源が少ない国ですから、中間年改訂・毎年の薬価改定をどのようにコントロールしていくのか考えてもらう必要があるんじゃないかなと思います。

吉田：一般の方から「どうして日本でコロナワクチンが開発されなかったのですか」と聞かれ、メーカーの地力・開発費の問題で苦しいところなのだろうという話をしました。

神谷：開発力もですが、作った後は知らないよと言われても困るわけです。どう維持して運営していくかの見通しが立たないと難しく、このバランスが上手く取れないことが大きな要因みたいですね。製薬メーカーに対して力添えがないと自国の医療の安全も守れないと明確になったと思います。

聞いた話では岐阜に塩野義製薬さんが開発を進めているワクチンの工場ができているらしいです。見学に行つた方が素晴らしいと感動されていたので、早くそれが稼働してほしいなと願っています。

吉田：新型コロナウイルス感染症の流行に対して、現在薬業界ではワクチンの希釈や充填などに携わっており、広島ではPCR検査の検体の受け渡しなども行っています。そのほかに神谷先生が思い描く薬局薬剤師としての社会貢献の手段があればお聞かせ願います。

神谷：コロナ禍の状況では、お話しにあったようなワクチンの薬液準備等の他には、正しい消毒の方法やツールを紹介することもあります。

社会貢献全体として考えた場合には、禁煙指導やスポーツファーマシスト、薬物乱用防止などの基本が重要だと思います。私自身は学校薬剤師を10年以上やってきた経験があり、やりがいも手ごたえもあったのですが一方で道半ばだったという思いもあります。

私は藤井基之先生の後継として立たせていただくのですが、藤井先生の行った危険ドラッグの規制は非常に効果がでているなという実感をしながら薬物乱用防止教室を



行っていました。

ただ、大麻の乱用やスマートドラッグの課題が今まさに出てきています。こういった新たな課題に対して素早く対応できるのは地域の薬剤師だと思います。薬物乱用防止なども含めた地域に根付いた薬剤師としての活動が、地域貢献ではいちばん重要だと私は思っています。

吉田：今現在で見ると新型コロナウイルス感染症への対応も社会貢献ではありますが、従来から学校薬剤師が行っている薬物乱用防止教室やアンチ・ドーピング活動のことをもっとアピールしても良いですね。

危険ドラッグに関しては随分減りましたが、大麻の低年齢化はまだまだ言われています。

豊見：私は学校薬剤師として、小・中・高とそれぞれの学校を担当していますが、大麻の問題はとても難しいですよね。カナダやアメリカの州によっては合法化されているので、その区別等をきちんと教えるには薬剤師が取り組むのがいちばん良いと思っています。歴史から全て教えようと思うと警察官では無理でしょうし、我々の仕事だと思います。

また、私は中学校・高校でがん教育をしています。これは医師等が実施することとなっていて薬剤師が行つても良いのです。パワーポイントなどの基本的な資料は文科省が揃えてくれています。それに加えて子宮頸がんの話をして、HPVワクチンの接種率を上げようと取り組んでいます。これも学校薬剤師の役目に加われば良いなと思っています。

新型コロナウイルス感染症についてですが、日本では政府を非難する人が、ワクチンが遅いとかPCR検査が少ないと言っています。実際のところヨーロッパの国々の死者や感染者数を見てみると、イギリスがロックダウンとワクチンの効果で一週間の死者数と感染者数がやっと日本よりも少なくなってきたところです。他の地域は全て日本より高い状況です。私はワクチンが遅かったのは、日本では感染予防が比較的うまくいっていて、諸外国に比べて人口に対しての感染者が少ないという事もあったんだろうと思います。

ワクチンはそろそろ大量にまわってくると思いますが、打ち手不足といわれています。テレビでは薬剤師にも打ってもらえるようにという話が報道されていますが、日本薬剤師会ではそこまで及んでいません。アメリカやカナダではコロナに限らずワクチンを薬局で打てる制度が出来ています。私は最初にコロナワクチンの話が出たときに「もしも厚労省が許してくれるのであれば、研修をつんだ薬剤師を派遣します」と広島県には伝えてあります。広島県だけで行うわけにはいかないので、日本全体でこの動きが進んでいくと良いと思います。なかなか難しいでしょうが、薬剤師が信頼されて望まれているわけですから、そこを理解して進んでいくべきだろうと思います。

神谷：ここまで先見性をもって準備されていたことに感銘をうけました。

吉田：会長が打ちたいだけです（笑）。

豊見：私が0.3mLを注射器にとるよりは、注射する方が簡単だそうですよ。

吉田：ゴムも線も黒いので、0.3mLをとるのは確かに至難の業です。それでは幅広い内容を掲げておられる「神谷の約束」についてお聞かせください。最優先課題は何だとお考えですか？

神谷：かかりつけ薬局・薬剤師による医薬分業の定着だと考えています。医薬分業元年と言われる昭和49年の医薬分業の目標値は70%でしたが、今は超えています。今度はどのように定着させていくか、またどのように活用していくかというステージに移っていると思います。かかりつけ薬局・薬剤師によるより安全な医薬品の供給・活用の方法及び医療費の抑制効果をしっかりと国民に理解してもらい、本当の意味での医薬分業が多くの国民に

浸透して、薬局薬剤師の活用が広がっていくことを政策として実現していきたいと強く思っています。

吉田：今まで病院に行ったら処方箋が出て、病院の近くの薬局に行くことを推進していました。今度は「あなた」独自の薬局を決めてくださいという方向にシフトしています。新型コロナウイルス感染症による0410対応で広島県ではかかりつけ薬局が定着してきたのが見えたね。

豊見：医療機関が0410対応で診療して処方箋をFAXで薬局へ送ります。患者さんは薬局に取りに行くため、身近なかかりつけ薬局を選んだ人が多かった気がします。

吉田：新型コロナウイルス感染症に良いイメージはありませんでしたが、近隣の薬局を利用するというイメージが患者さんについたと思います。これからは質の向上を目指して「なにかあったらこの薬局に行こう。この薬剤師さんに相談しよう」と思われるよう私たち自身の質を充実させていくことが必要ですね。

豊見：敷地内薬局に関してはご意見ありますか？

神谷：動き出てしまっていることは事実ですが、今の在り方は明らかに行き過ぎだと感じています。様々な考えがあるとは思いますが、拡大解釈があまりにも進んでしまっていることについて、しっかりと意見を言っていかなくてはいけないと強く感じています。

豊見：敷地内薬局でも良いんだよという話がでてきた頃に、私は日本薬剤師会の理事でした。

当時から調剤報酬を抑える方向ではこの動きは止められないだろうと思っていました。

薬局の調剤報酬を下げても、賄賂のような高い家賃を払ってそれでもなおやる薬局があります。そうなるとそんな便利の良い薬局を持っている病院の診療報酬・処方箋料を下げたほうが良いと理事会で意見しました。日薬の執行部はそれは最後の手段だと仰っていましたが、その最後の手段が出されていません。

今からでも敷地内薬局を持っている病院の処方箋料を下げるとは不可能ではないと思っています。処方箋料で儲けて、さらに家賃で儲けるという保険料の二重取りのような形の医療機関を何とかしないといけないと思っています。

吉田：一般の方にしてみれば、窓口で払うお金が安くて、さらに近いとなるとそこに行きたくなりますよね。考えなければいけません。



コロナ禍でリアルに会えない状況ですが、今は主にどのような活動をされていますか？

神谷：訪問先の規制がない場合は直接足を運んでご挨拶させていただいている。やはり直接会うと「印象が違うね」「より親密に感じました」というお声をいただけます。いちばんは直接会ってお話しすることかなと思っています。

ただ一方で今感染が爆発的に増えている地域も多くありますので、そういった場合にはこの対談のようにオンラインでのやりとりをさせていただきます。オンラインで一方的に話す場合には動画と変わらないので、本日のように色々なお話しをさせていただいたり、時間を一緒に共有するようなことがあるとより距離が縮まるのかなと思います。同じ時間を過ごすような工夫をしながら活動したいと思っています。

吉田：相手の反応が見えないと一方的になってしまって、本当に分かってもらったんだろうかと不安になりますよね。今回のようにキャッチボールができるとオンラインでもそこまで不都合はないですね。

豊見：むしろどたばた薬局をまわるより、こういった形式の方が良いかもしれませんよね。

神谷：ちょうど高知県で緊急事態宣言がでている最中に、オンライン訪問を行いました。その際には地域の役員の先生方が薬局訪問をしてくださり、私はオンラインでお話しをするという形をとりました。会話のキャッチボールはありながら、地域の役員の先生方とはリアルでお会いするという形となり、薬局の方にはとてもインパクトがあったようですね。

吉田：コロナ次第というわけにもいかないので、色々な方法で準備していかないといけないということですね。

神谷：気がつけばあと一年二か月となりました。

豊見：今年の秋には衆議院議員選挙もあるので、その間は動きにくくなるでしょうし、あっという間ですよね。

吉田：最後に広島県薬剤師会会員の皆さんに一言いただけますでしょうか。

神谷：広島県は薬学部の学生時代を過ごした土地であり、薬剤師の礎とどのように医療に向き合っていくのかという基本中の基本を培った場所です。学生時代は皆様もそうだと思いますが、多感な時期で色々な人や文化に触れて様々な方向にアンテナを広げた時期でもあります。私の薬剤師として、また人間としての礎をつくってくれた広島県に直接足を運んで広島の皆さんと交流を持てる機会を楽しみに思っています。同じ広島の地で過ごした皆様との思いを共有して、薬剤師のこれからについてお話ししが出来ることを心から楽しみにしております。その際はどうかよろしくお願ひします。

豊見：広島県薬剤師会で3,000人ほど会員がいて、福山大学卒が429人います。また新しい人たちが入会するので、今後福山大卒が広島県薬会員の15%ほどになるかと思います。かなりの人数ですので頑張りましょう。

吉田：本日は大変お忙しいなかありがとうございました。私たちも直接お目にかかる機会を楽しみにしています。



神谷まさゆき先生を応援しよう!!



Emailマガジンの
登録を
お願いします!



LINEの
友だち登録を
お願いします!



Facebookの
フォローを
お願いします!



神谷まさゆき先生の
ホームページを
ご覧ください。

令和2年度 薬局実務実習受入に関する 中国・四国地区ブロック会議



副会長 青野 拓郎

開催日：令和3年4月10日（土）13:00～15:30

場 所：オンライン

昨年開催された第59回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会（島根県）がWeb開催となり、当会議が今日に延期となったため幹事県挨拶が、陶山千歳島根県薬剤師会会长よりありました。

続いて日本薬剤師会を代表して田尻泰典日本薬剤師会副会長より挨拶がありました。

その後、「薬学教育関係全般の現状報告と改訂カリキュラムの実施状況」について亀井美和子日本薬剤師会常務理事より話がありました。

○2020年（令和2年）度薬学共用試験OSCEの一部変更について

（主な変更点）

変更点	変更理由
○実施する課題数を1人当たり、6課題→3課題に変更 ＊従来1人当たり6課題実施していたが、本年度に限り3課題について実施する形に変更する	OSCE会場でのいわゆる3密状態を避けると共に、外部評価者や模擬患者の確保が困難なこと、模擬患者には高齢者が多いこと等を考慮
○課題4-1（手洗いと手袋の着脱、手指の消毒と手袋・ガウンの着脱）は課題としない	市場でのマスク、消毒薬、ガウン等の不足を考慮
○新規課題5-5（医療従事者への情報提供）は課題としない	各大学での模擬医師養成講習会の開催が困難なため

○緊急事態宣言中の実務実習の実施について

かなりの地区でWebを使った遠隔実習が、実施されていたようでした。

○令和元年度受入薬局アンケート結果

- ・領域A, B, C（「保険調剤ができる」の《医薬品の調製》《処方監査・医療安全》《服薬指導》）は、ほぼ問題はなく実施できた。
- ・一方、領域D（処方設計と薬物療法《薬物療法の実践》）は、上記領域と比較して、「あまりできなかつた」、「どちらかと言えばできなかつた」と回答した薬局が3割近くを占めた。
- ・「8疾患の中でできないものがあった」との意見も多く見られた。
- ・領域F（セルフメディケーション支援の実践）は、「あまりできなかつた」、「どちらかと言えばできなかつた」をあわせて3割強と、突出して多かった。

続いて中国・四国地区調整機構の現状及び課題に関する報告が二宮昌樹委員長よりありました。

最後に中国・四国ブロックにおける受入体制整備に関する協議になりました。実務実習生への新型コロナウイルスワクチンの接種状況の話があり、広島県では各大学へ薬務課からワクチン接種の希望者数の調査があったとのことであったが、他県では、実習生へのワクチン接種の話はあまり出ていないようでした。

最後に次回開催県の古川清愛媛県薬剤師会会长より閉会挨拶がありました。

令和3年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」

第1回役員会



常務理事 松村 智子

開催日：令和3年4月15日（木）18:00～

場 所：広島県医師会館2階 201会議室・Zoom

次 第

- 1 開会
- 2 報告事項「令和2年度の取り組みについて」
- 3 協議事項「会のあり方について」
会則について
新規参画希望について
- 4 検討事項「令和3年度県民フォーラムについて」
開催日時と開催方法について
テーマについて
- 5 閉会

広島県医師会に移管すること

従来の命の宝箱を「HMネットひろしま健康手帳」の「電子版命の宝箱」でデジタル管理、運用すると説明があった。

- ・自宅以外の場所での急変や広域災害にも対応可能となる
- ・高齢者以外の傷病者や健康者にも対応できるものとなる
- ・平時の診察、オンライン診療、調剤、福祉提供等にも応用可能となる

3 協議事項

2001年（平成13年）設立時に設定された会則の見直し
広島県介護支援専門員協会の入会承認
広島県地域女性団体連絡協議会の退会承認

4 検討事項

令和3年度県民フォーラムについて、
日 時：令和4年1月22日（土）
会 場：広島県医師会館及びオンラインのハイブリッド開催
テーマ：新型コロナウイルス関係

本会は平成13年に設立総会、平成25年度より毎年開催されています。私は第9回（平成25年度）フォーラムから参加しています。その時の基調講演は今回の司会をされた落久保先生で、ご自身の闘病生活をお話されました。特別講演の長尾和宏先生のお話とともに、心に沁みる講演会でした。

フォーラムのご案内は9月以降になります。会場まで来れない方にはオンライン参加を予定していますので楽しみにしていて下さい。

司会：落久保 裕之 広島県医師会常任理事

1 開会

広島県医師会の松村誠会長から開会のあいさつがありました。

コロナ禍は変異株を含めて第4波の到来と言える状況で医療界一丸となって取り組んでいる。日本一住みやすい県、県民の健康とくらしを守る県を目指して、2001年にこの会はスタートした。これからはもしかしてウイズコロナの日常になるかもしれない。新しい時代に向けて県民の健康とくらしを考える会をどうしていくかを議論し企画することを期待する。

2 報告事項

昨年度の会議はCOVID-19感染対策のために書面審議になりました。

第1回役員会、令和2年度県民フォーラムは中止と決議、第2回役員会、「命の宝箱」に関する事業を

アジアトライアスロン選手権2021廿日市における アンチ・ドーピング活動報告



開催日：令和3年4月23日（金）～25日（日）

場 所：廿日市市

薬事情報センター長 水島 美代子

※各サイトは2021年6月3日に確認。

広島県薬剤師会では、アンチ・ドーピング活動推進委員会及びアンチ・ドーピングホットライン等を通じて、地域のアンチ・ドーピング活動の支援を行っております。アジアトライアスロン選手権大会については、2016年大会に続いて、2020年大会でも、大会事務局よりアンチ・ドーピング活動の支援要請がありました。COVID-19感染拡大を受け、開催が1年延期されましたが、この度「アジアトライアスロン選手権2021廿日市」が、無事開催されました。今回は、COVID-19感染拡大防止措置の環境下で、オンラインを活用するなど新たな手法で、アンチ・ドーピング活動を実施しましたので、ご報告申し上げます。

■背景と目的

ドーピングとは、「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のことです。禁止薬物を意図的に使用することだけをドーピングと呼びがちですが、それだけではありません。意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」や、それらの行為を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼びます。ドーピングは、スポーツ競技における重大なルール違反であるだけでなく、選手の生命自体にも影響を及ぼす可能性のある危険な行為です。一方で、ドーピングについての知識をアスリートが必ずしも把握しているとは限りません。そこで、このようなスポーツ大会を通じて、啓発活動や問合せ対応等を行うことで、薬の専門家として、アンチ・ドーピング活動を支援しています。

■大会概要

アジアトライアスロン加盟の約35の国と地域から、国内外の選手が参加する国際大会で、日本のトップ選手も参加しました。今回は、COVID-19感染拡大防止対策を講じた上での準備・開催となりました。当日の競技の様子は、オンラインで発信され、臨場感のある大会風景を観覧できました。

・種目：エリート*、パラトライアスロン、エイジグループ*

・開催日：2021年4月23日（金）～25日（日）

4月23日：試泳、試走、競技説明会

4月24日：パラトライアスロン、エリート*（男女）、理事会、総会

4月25日：エイジグループ*

・会場：廿日市市役所周辺特設会場

・詳細：<https://www.astc-hatsukaichi.jp/outline.html>

*用語解説

・エリート：トップ選手の呼称。一般選手と区別して競技をスタートすることも多い。

・エイジグループ：年齢別（5歳ごと）に競技を行い、表彰するためのグループ分けを示す。エリートの対句として、一般選手をエイジグループと呼ぶこともある。

参照：（公社）日本トライアスロン連合 オフィシャルサイト

トライアスロン基本用語

https://archive.jtu.or.jp/triathlon_towa/words.pdf
学研「誰でもできるトライアスロン」

<https://archive.jtu.or.jp/news/2011/110831-1.html>

■アンチ・ドーピング活動 実施内容

COVID-19感染拡大防止措置として、竹本貴明常務理事はじめアンチ・ドーピング活動推進委員会の委員とメールやZoomを活用し、活動内容を協議し、次のようなアンチ・ドーピング活動を行いました。

1. 大会前 エリート選手宿泊施設における常備薬のドーピング禁止薬有無の点検
2. 大会前 1) 薬局・薬剤師対象：アンチ・ドーピング啓発動画作成と発信
～期間中 2) 参加者対象：啓発用資料の作成と配布
～終了後 3) アンチ・ドーピングホットラインによる支援
3. 大会当日 競技会におけるドーピング検査の支援活動（シャペロン支援）

1. 大会前

エリート選手宿泊施設における常備薬のドーピング禁止薬有無の点検

エリート選手が、宿泊施設の常備薬や売店で、ドーピ

ング禁止薬（成分）をうっかり摂取しないよう点検しました。禁止物質が含有されている胃腸薬、エフェドリン入りの風邪薬、漢方成分入りのOTC薬や売店販売のドリンク剤などを発見しました。常備薬やドリンク剤をリスト化して、大会に出場する選手に提供できない旨、宿泊施設関係者にお伝えしました。

2. 大会前～期間中～終了後

1) 薬局・薬剤師対象：アンチ・ドーピング啓発動画の作成と発信

2016年大会では、近隣の薬局薬店を対象に、アンチ・ドーピングについて、集合研修を実施しました。今回は、集合を避ける必要があり、電子的手段を用いての方法を検討しました。そこで、薬事情報センターWebサイト内に設置している『アンチ・ドーピングホットライン』サイト <http://hiroyaku.jp/di/hotline/> を活用し、啓発活動を試みることとしました。

動画は、アンチ・ドーピング活動推進委員の菊一滋先生、泉谷悟先生、串田慎也先生が、日常業務のご多用の中、作成下さり、解説付き動画を4月20日から掲載しました（図1）。広報は、近隣だけではもったいない内容と機会でしたので、広島県薬剤師会会員にも広く周知するため、同報FAXでお知らせしました（4月20日）。連休中にも視聴頂けるよう5月9日まで掲載しました。もっと長い期間掲載しておきたいのですが、ドーピングルールは、毎年1月1日に大きく見直され、その後変更が追加になることもあり、期間限定の掲載としました。本動画は、のべ428回の視聴があり、関心の高さがうかがえました（図2）。

2) 参加者対象：啓発用資料の作成と配布

アスリートがドーピングについて、薬剤師に相談してもらうきっかけを作るために、保険証やお薬手帳に貼つてもらう『アスリートのためのドーピング防止シール』を準備し、裏面には、アンチ・ドーピング問合せ先を記載したものを作成しました。また、アンチ・ドーピングについて解説した作成資料や大塚製薬様から提供いただいた資料等を、アスリートが手に取れるよう大会会場に設置してもらいました。

3) アンチ・ドーピングホットラインによる支援

2016年大会では、選手の宿泊施設内に啓発ブースとホットラインを設置しましたが、今回は、対面での支援回避を要請され、薬事情報センター アンチ・ドーピングホットライン（永野、水島）が、エリート選手が宿泊施設に入所時点から対応のために、待機をしました（4月19日～23日）。前回大会と同様、対象期間中のドーピングに関する問合せはありませんでした。

3. 大会当日

競技会におけるドーピング検査の支援活動（シャペロン支援）

広島県トライアスロン協会から大会事務局を通じて、エリート選手のドーピング検査について、支援要請がされました。要請から大会開催まであまり日程も残されていなかったこともあり、日頃からアンチ・ドーピングにご興味を持たれている「アンチ・ドーピングメールマガジン（運営：広島県薬剤師会アンチ・ドーピング活動推進委員会）」メンバーに、協力要請したところ、5名の先生方がご応募くださいました。奥田貴暁先生、串田慎也先生、高田泰範先生、中川潤子先生、永富祐里子先生（五十音順）、ご協力ありがとうございました。詳細については、永富先生から、続いてご紹介くださいます。

■まとめ

1年前は、従来通りの方法でのアンチ・ドーピング活動予定でしたが、1年延期となった間に、対面ではない方法のノウハウを蓄積し、活動につなげました。加えて、新しい試みであるオンライン動画によるアンチ・ドーピング啓発活動では、広島県薬剤師会の皆様との共有という成果を得ることもできました。アンチ・ドーピングホットラインへのお問合せも、今年は例年を上回るペースでいただいている、今後とも、薬剤師の皆様と一緒にアンチ・ドーピング活動を続けていきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

図1 アンチ・ドーピング啓発動画

薬剤師が、アンチ・ドーピングに関わる際に必要な知識をわかりやすく解説します。

（動画1）

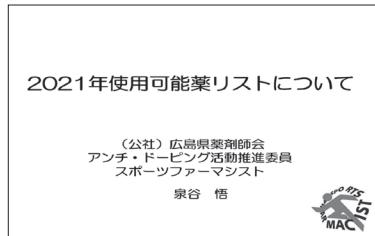


作成者：アンチ・ドーピング活動推進委員

菊一 滋先生

内容：ドーピングとは「何か」、「何故」ドーピングが禁止されるのか、「何が禁止」されているのか（薬・方法）、また、選手や監督・コーチの役割と責務、規則違反による制裁措置に加え、薬剤師の関りが求められる市販薬の安易な使用への注意喚起等について、世界アンチ・ドーピング規定（WADA CODE）や、禁止表国際基準（global DRO）等を交えて概説。

<動画2>



作成者：アンチ・ドーピング活動推進委員

泉谷 悟先生

内容：「処方薬や市販薬に禁止成分が含まれていないかどうか」の相談を受けた時に、どんな薬が、或いはどんな方法が、どのような時（常に、競技会時等）に禁止されているのかを、2021年1月1日に改定された世界アンチ・ドーピング規程（WADA CODE）や、禁止表国際基準（global DRO）を基に概説。

<動画3>



～事例と注意事項～

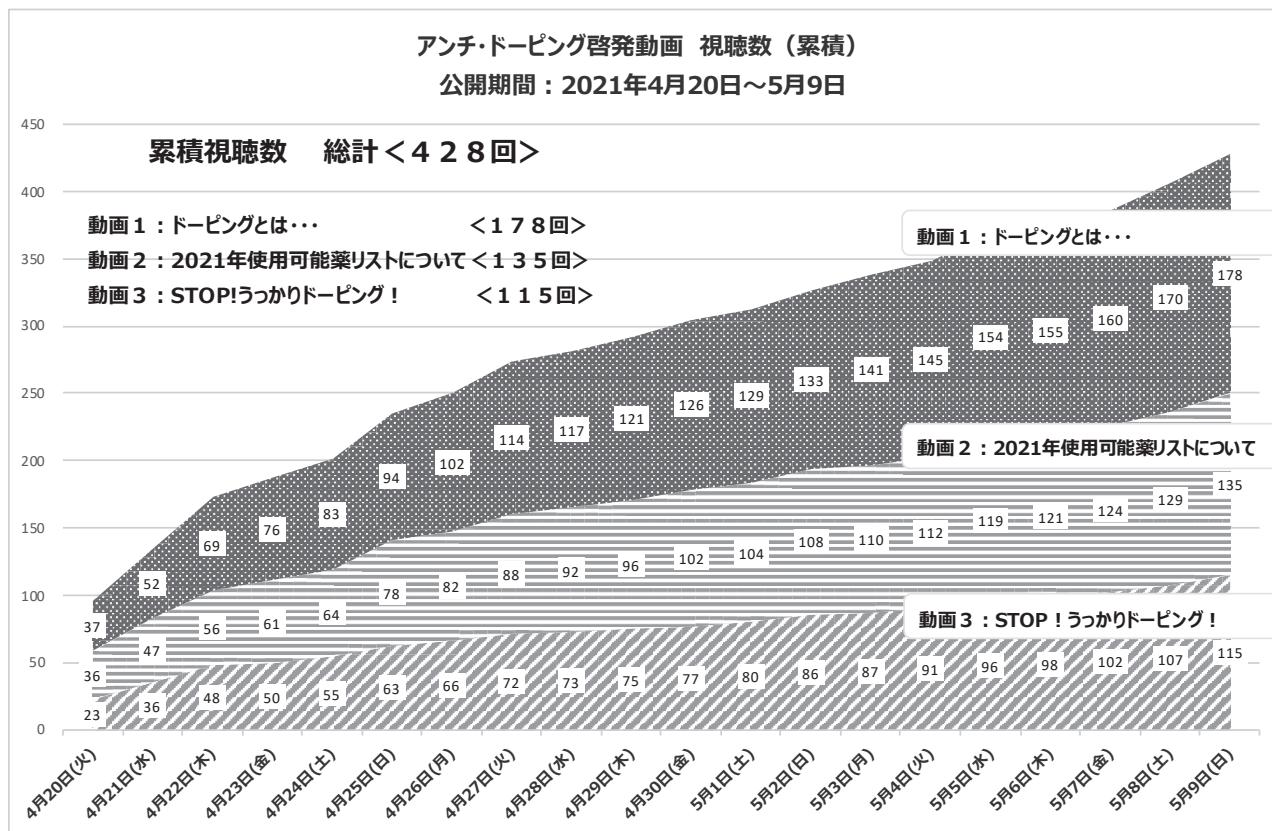
公益社団法人 広島県薬剤師会
アンチ・ドーピング活動推進委員
串田 慎也

作成者：アンチ・ドーピング活動推進委員

串田 慎也先生

内容：本人が意図しなくても、ドーピング検査で禁止物質が検出されると制裁の対象となるため、おちいりやすい「うっかりドーピング」の事例を紹介。薬剤師が関わり、「うっかりドーピング」を回避するために、禁止物質の検索方法や相談窓口（スポーツファーマリスト、アンチ・ドーピングホットライン）を紹介。

図2 アンチ・ドーピング啓発動画 視聴状況



アジアトライアスロン選手権2021廿日市に 参加して

広島市薬剤師会 永富 祐里子

今回、アジアトライアスロン選手権においてシャペロンとして参加しました。

事前に2週間前からの検温・行動記録などの健康管理シートの記載や、大会当日72時間前のPCR検査の実施など、コロナ対策も万全で臨みました。

まず、シャペロンの行動規範を主任DCO（ドーピング・コントロール・オフィサー：ドーピング検査員）より指導を受けました。シャペロンの資格要件は、原則として20歳以上であること、長時間・長距離歩行が可能であること、対象選手と個人的な利害関係がないこと、対象者と性別が同一であることが望ましい…等です。

シャペロンは、対象者にドーピング対象であることを通告し、検査室まで付き添うことが主な役割になります。ここで注意を受けたのは、薬剤師として薬に対する問い合わせや安易な回答はしないようにということでした。最終的に、アスリートが体に入れるものはアスリート自身の責任になります。ですが、実際には薬や食品に対する質問や問い合わせは、よくある日常会話だそうです。ここでシャペロンとして活動するには、うっかり安易な回答はせず、「詳しくは検査員にご相談下さい」とのことでした。誰がドーピング対象か？などの情報も大会前後問わず、守秘義務に当たります。

ゴール付近に待機し、対象者のビブ番号（背番号）を確認するので、検査員の方たちとトランシーバーで連絡を取りながら対応します。「選手の競技後の最初の尿を検査に回す」ことが目的なので、早めに通告し、水分補給をするなどの準備をしてもらいます。すぐトイレに入れる状況であれば、そのまま検査室へ促すことができますが、脱水症状を起こしていると適切な尿量を確保するのに時間がかかるそうです。慌てて採尿しても、規定量に達しないと再度時間がかかり、選手にも負担になります。通告の際は、ブラインド（視力障害）の方はガイドランナー（伴走者）と一緒にいるので、署名の補助をして頂いたり、海外の選手には英語での対応になります。選手が検査室へと入るまでの間、着替えもメディア対応や表彰式なども視界の範囲にとどめておく必要があります。

ドーピング検査は肃々と実施し、アスリートにはそれを受ける義務があります。アスリートはどんなに競技後に疲労状態にあっても、検査に協力的であり、メディアにもとても爽やかに対応していました。ドーピング検査自体、ネガティブな印象でしたが、終了時には明るく挨拶して帰られるなど、やはりプロアスリートはすごいな、と改めて尊敬しました。

今回、薬剤師としてアスリートと話すことはなかったですが、シャペロンとして競技会の舞台裏を垣間見たり、様々な方の協力の下で大会が成り立っていることに気が付けたのはとても貴重な体験でした。

◆ 広島県薬剤師会 アンチ・ドーピング活動推進委員会からのお知らせ ◆

国体等の全国大会に出場する選手等の「うっかりドーピング」を未然に防ぐためには、地域で医薬品の提供に関わっている薬剤師によるアンチ・ドーピング活動が、必要不可欠です。そこで、薬の専門家である薬剤師がアスリートに対し、アンチ・ドーピング情報の提供ができます。

る仕組みが必要と考え、「アンチ・ドーピング メールマガジン」の配信を2019年より開始しております。今回のアジアトライアスロン選手権2021廿日市でも、メールマガジンにご登録の方が活躍くださいました。ご興味のある方は、この機会に是非ご登録下さい。

◆アンチ・ドーピング メールマガジンの概要

提供情報	アンチ・ドーピングに関する情報をタイムリーに提供 ・違反事例、禁止物質混入情報等、QA事例等 ・研修会、講習会等情報 ・スポーツイベントでの支援活動の募集等
提供方法	Eメール（月1、2回程度）
登録対象者	広島県薬剤師会会員で、アンチ・ドーピングに興味のある方 ※スポーツファーマシストでなくても登録可能です。

◆メールマガジン登録方法

次の項目（8項目）を記入し、Eメールにて送付下さい。

Eメール件名	「アンチ・ドーピング メールマガジン登録」		
Eメール送付先	anti-doping@hiroyaku.or.jp		
記載事項	①氏名 および ふりがな	⑥興味のあるスポーツ	
	②登録用 Eメールアドレス	⑦スポーツファーマシスト認定取得 はい／いいえ	
	③勤務先、ご所属	⑧備考 (スポーツファーマシストとしての活動実績)	
	④連絡先 電話番号		
	⑤所属地域薬剤師会名		

【本件に関する問合せ先】

広島県薬剤師会 薬事情報センター

「アンチ・ドーピング ホットライン」

電話：082-567-6055 FAX：082-567-6050

Web サイト：<http://hiroyaku.jp/di/hotline/>

第106回薬剤師国家試験問題（令和3年2月20日～2月21日実施）

問30 レボドパ含有製剤で治療中のパーキンソン病におけるwearing-off現象を改善させるアデノシンA_{2A}受容体遮断薬はどれか。1つ選べ。

- 1 アボモルヒネ
- 2 アマンタジン
- 3 ブロモクリプチン
- 4 イストラデフィリン
- 5 ロチゴチン

正答は80ページ

第3回 日本薬剤師研修センター協議会連絡会



副会長 松尾 裕彰

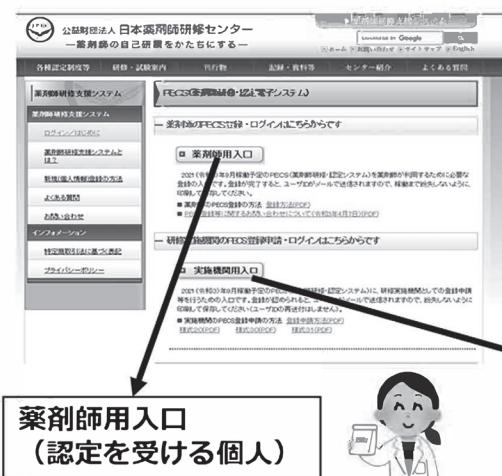
開催日：令和3年4月28日（水）14:00～16:00

場所：Zoom

日本薬剤師研修センターでは、認定薬剤師に係る手続きの全面的な電子化を進めており、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）を本年9月から導入する予定です。昨年12月に開催された第1回連絡会では全体説明、3月の第2回連絡会では薬剤師のPECS登録について、そして今回第3回連絡会では、実施機関の登録について説明がありました。

日本薬剤師研修センター認定薬剤師を新たに取得・更新される方は、PECSへの登録が必要です。また、地域薬剤師会等の研修会開催機関も、実施機関として登録が必要です。さらに、受講を記録するためのPCやバーコードリーダーが必要です。9月から運用が始まりますので、早めの登録・準備をお願いします。詳しくは、日本薬剤師研修センターのサイトのQ&A等で確認してください。宜しくお願ひ致します。

※9月からPECSの運用が始まります。早めに登録してください！



（事前登録）

- ・新規登録してIDを取得
- ・PECSシステム登録後、QRコードが交付されます

（研修会出席）

- ・印刷したQRコードを会場へ持参し、研修開始前、終了後の2回、会場のPCに読み取ることで、受講が電子的に記録されます

（研修会終了後）

- ・PECSの個人ページで、単位の取得状況を確認することができます。
- ・また、電子的に認定・更新申請することができます



登録サイト



<http://www.jpec.or.jp/sien/system/index.html>

お知らせ、Q&A



<http://www.jpec.or.jp/faq/about/ninteitetudukidenshika.html>

**実施機関用入口
(県薬、地域薬剤師会)**

（事前登録）

- ・実施機関の登録
- ※研修会種別ごとに登録が必要です



（準備物）

- ・会場で受講者のQRコードを読み込むためのPC、バーコードリーダーを準備します（PCへは事前に受講者データをPECSシステムへアップロードするためのソフトのインストールが必要です。バーコードリーダーは無償貸与されます）

（研修会開催）

- ・受講者が持参したQRコードを研修開始前・終了後の2回読み取ります

（研修会終了後）

- ・受講者データをPECSシステムへアップロードします

図 PECS（薬剤師研修・認定電子システム）の概要

PECSの登録については64ページをご覧下さい。

令和3年度 第1回 てんかん治療医療連携協議会

副会長 松尾 裕彰

開催日：令和3年5月19日（水）18:30～

場 所：広島大学病院 臨床管理棟3F1会議室・オンライン

第1回てんかん治療医療連携協議会に出席しましたので報告致します。広島県薬剤師会は、今年からてんかん治療医療連携協議会に参加しています。本会は、広島県内のてんかん医療の向上を目的とした協議会です。てんかんを診療されている広島県内の医師、広島県医師会、広島県健康福祉局（医療介護人材課および疾病対策課）、広島県教育委員会、広島県東部保健所、てんかん患者の家族（日本てんかん協会広島県支部代表）、てんかん患者さんから構成されています。広島大学病院てんかんセンター長の飯田幸治先生が議長を務めています。

今回の会議では、令和3年度広島県てんかん地域診療連携体制整備事業計画について、活動スケジュールを協議しました。本事業において、薬剤師向てんかんセミナー（6月）、看護師向てんかんセミナー（6月）、県内の特別支援学校での研修講演学習会（3校、6月）、てんかん脳波セミナー（10月）、市民フォーラム広島（11月）、てんかん啓発活動（サンフレッチェ広島とのコラボレーション）（3月）を実施することが決まりました。

てんかんの薬物治療においては、発作がコントロールされない難治性てんかんも少なくありません。また、用量や服用間隔の調節、副作用の管理、アドヒアラランスの評価など薬剤師の関りが治療の質の向上に重要です。広島県内のてんかん治療の質を上げていくために、薬剤師是非協力いただきたいとの話もありました。その一つとして、各薬局に「てんかん」啓発キャンペーンチラシを配布させていただきましたので活用していただければと思います。

最後にパープルデーを紹介します。毎年3月26日にてんかんへの関心、意識を高めるために紫色の物を身につけ、世界中で活動が行われています。パープルデーは2008年、カナダの当時9歳だったキャシディー・メーガンさんによって始めされました。ラベンダーのパープル（紫）がてんかんの国際的イメージであったことからパープルデーと名付けされました。キャシディーさん自身がてんかんに苦しんでおり、病気についての誤解を解くために話し合い、世界中のてんかんを持つ人が「自分たちは決して一人ではないんだ」と知ってもらうとともに、一般の人たちにもてんかんに関する正しい知識を広めることを目的としています。



認定基準薬局研修会

東広島薬剤師会 神田 直弘

開催日：令和3年4月25日（日）10:00～12:00

場 所：広島県薬剤師会館

①広島県薬剤師会認定基準薬局

副会長 青野 拓郎先生

②適正な調剤報酬請求について

～レセプト審査状況、個別指導状況～

副会長 青野 拓郎先生

③医療安全とコミュニケーション～コーチングを使って～

常務理事 吉田 亜賀子先生

最初、青野先生より認定基準薬局制度の歴史についてお話しされました。

平成2年に日本薬剤師会認定基準薬局制度が開始され、その後、第二次医療法の改正により、薬剤師が医療の担い手となった事や薬局業務運営ガイドラインの通知等により、平成9年にその制度が改定されました。

そして、平成19年には、基準薬局の理念が新設されました。

その後、平成27年度末に、日本薬剤師会認定基準薬局制度を廃止し、都道府県の独自の認定制度を設け、平成30年に認定項目を見直し、かかりつけ機能を持った薬局を認定する広島県薬剤師会認定基準薬局制度としてあらたにスタートされ現在に至っているとの事でした。

引き続き青野先生により、調剤報酬請求について正しい算定方法と個別指導による指摘事項について具体例を挙げて説明されました。

最後は、吉田先生から、コミュニケーションの取り方についてコーチングを使って説明されました。

「コーチング」とは、相手の話に耳を傾け、観察や質問、ときに提案などをして相手の内面にある答えを引き出す目標達成の手法の事です。

今回、「アップセット」を考えながらコーチングスキルアップを学びました。

「アップセット」とは、相手に説明しても言葉が届かない状態の事です。

薬局での「アップセット」は、患者様に服薬指導をする際に起こる、あるいは従業員同士の調剤時に起こる事が考えられます。

一人が「アップセット」すると回りも「アップセット」して、悪循環になってしまいます。

その対策として

ステップ1：アップセットすると自分はどうなるか

ステップ2：アップセットの要因を知る

ステップ3：対処法を検討する

多くの対処法を持っていた方がよい

自分が「アップセット」しない様に、あるいは「アップセット」しても気が付き、落ち着く事により平常心を取り戻す事ができます。

薬局内で、「アップセット」対策をする事は、ヒヤリハットの予防・調剤過誤の予防に繋がります。

本日の研修会に参加して、当薬局は、抗がん剤や難病の治療薬の処方を受け付ける事が多い為、処方箋の1枚単価が高く、調剤報酬請求に常に気を使い、個別指導で指摘されても良いようにいつも薬歴には細心の注意を払わなければいけません。

その為、調剤報酬の正しい算定についてと個別指導時の指摘事項の話はたいへん参考になりました。

また、コーチングについて、薬局内に取り入れる事でヒヤリハットの予防・調剤過誤の予防に繋がると共に目標の達成、従業員の教育の手法として、コーチングを取り入れる事は非常に良いようです。

どの話も今後に役立つ内容で、また来年も参加しようと思った研修会でした。

広島県薬剤師会における薬薬連携に関する研修会

三次薬剤師会 北村 昌一

開催日：令和3年5月29日（土）14：30～17：30
場 所：Zoom

コロナ禍が1年以上も続き2021年5月16日より広島県でも緊急事態宣言が発令され、軒並み研修会の開催が制限を受ける中、今回の研修会はZoomでのオンライン開催となりました。

私は前任者から引き継いで臨む初めての研修会だったため、多少の緊張もある中、昼過ぎの開催となりました。今回は薬薬連携に関する研修会ということだったので、トレーシングレポートの扱いや病院や薬局からの情報提供の現在の在り方について考えさせられる講演を聴講させていただきました。

印象に残っている話としては、広島県病院薬剤師会大東敏和先生でトレーシングレポートと疑義照会の扱いについてお話をあり、私たちもトレーシングレポートを扱ううえで緊急性のある内容か、後で確認頂く内容か、等々なかなか判断しにくい内容もあるように思います。提出する内容について悩んでいる中で大東先生から「例えばベルソムラ錠について、高齢者においては1日1回15mgを服用するとあり、65歳になってから疑義照会をかけるというのではなく、65歳になる少し前くらいにトレーシングレポートにてそろそろ20mgから15mgに減量を検討してはどうかといった内容を送ってはどうでしょうか」といった話があり、今後提出する際の内容の一つとして参考にさせていただこうと思いました。

ファーマシイ薬局病院前 山田真弘先生のご講演の中では過去のトレーシングレポートの提出内容を精査しておられ、それらをパターン化してどういった内容を挙げるべきなのか新人にも分かりやすいように項目を作成されていたことでした。またその項目の中で、私たちの薬

局でもすぐに使えそうだと感じた項目は、調剤後の医薬品の期限を管理する必要があるニトロペン舌下錠や、手術・検査時の休薬が必要な医薬品を何日～何日まで飲まないように指導した（または一包化から外して調剤した）旨を伝えるといった内容は非常に参考になりました。ただやはり疑義照会とのすみ分けや不十分な説明などの部分での失敗談も挙げておられたので、これらについては私も病院薬剤師の先生方と話し合う必要があると感じました。

ただいずれも医療者側が情報発信の主体とならなければ進んでいくことが難しい内容であるため、オール薬局山本店 山下理子先生もご講演で言っていたように患者が情報発信の主体になってしまいがちな部分が問題点であるため、今後も病院薬剤師と薬局薬剤師がより連携を深めていくように議論の場や協議の場といった所を増やしていく必要があると感じさせられました。

最後に各地区的グループごとでディスカッション形式での討論となり、我々は三次・福山地区での現状の課題を討論することになりました。課題としてはやはり前述のトレーシングレポートの提出件数が忙しさ等であまり多くないこと、病院側も退院時の情報提供まで人を回すことが出来ない等の意見が挙がり、それらは今後簡素化した内容でお薬手帳に情報を載せたり、病院側の必要としている内容をトレーシングレポートで報告できるよう研修や話し合いを定期的に行っていくこととしました。

非常に充実した研修会となり、最後になりましたが、私のような初心者にもわかるようにご説明頂き、ご準備頂いた役員並びに関係者の皆様に御礼申し上げます。

広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

藤子不二雄Ⓐ展 —Ⓐの変コレクション—

会 期：2021年7月21日（水）～
2021年9月26日（日）

開館時間：9：00～17：00

※金曜日は20：00まで開館
※入場は閉館の30分前まで

入 場 料：一般 1,400円→ 1,200円
高・大学生 1,000円→ 800円
小・中学生 700円→ 500円

会 場：3階企画展示室



※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名を
お伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

指 定 店 一 覧

令和3年6月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損害保険広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜(火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円(別途相談)、機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)	10:00 ~19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加え、さらに「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。ただし、買取価格5万円未満の車両は除く。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市中区中町8-12 広島グリーンビル4F	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)534-8011
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中無休 9:30 ~19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125
建築	大和ハウス工業(株) 広島支社	工業化住宅商品…本体価格3%割引、分譲住宅…建物価格3%割引	9:00 ~18:00	毎週火・水曜日	広島市西区草津新町2-21-69-11号	(082)208-5525

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
進物	株進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	株玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・ 仏具	株三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
墓石	大日堂(株)	特別価格	10:00~17:00	水曜日	広島市東区温品5-10-48	0120-04-1234
旅行	株たびまちゲート 広島	自社主催旅行・本人のみ3%割引	平日 10:00~18:30	年末年始 休業	広島市中区胡町3-19	(082)543-2040
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール製60%)、歩行補助ステッキ40%引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	株エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・プランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	株サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 1/1~1/3は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生 サービス(中小企業向け)	株福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツアーアー:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



◆ 県薬だより ◆



県薬より

各地域・職域薬剤師会への発簡

- 4月12日 在宅緩和ケア対応薬局リスト（24時間連絡体制で在宅緩和ケアが対応可能な保険薬局）の更新確認及び新規登録薬局の推薦について（依頼）
- 4月14日 「広島県薬剤師会」からの意見・質問・要望等について
- 4月14日 薬局における新型コロナワクチン接種に関する啓発について
- 4月16日 令和3年度広島県薬剤師会会費の納入について（依頼）
- 4月19日 広島県薬剤師連盟認定「基準薬局」の更新認定について（通知）
- 4月19日 新型コロナワクチン接種体制整備に係る基本型接種施設及び連携型接種施設向け連絡会の会議内容及び事前質問共有について
- 4月19日 新型コロナワクチンの医療従事者等接種体制確保に係る必要費用について（依頼）
- 4月20日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.173」の提供について（通知）
- 4月21日 応需薬局のゴールデンウイーク休業表について（通知）

- 4月21日 クールビズ【軽装による夏季の省エネルギー対策】の実施について
- 4月21日 適正服薬指導推進事業に係る協力について（お知らせ）
- 5月11日 福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応状況について（通知）
- 5月17日 新型コロナワクチン接種体制への協力に関する調査について（内容確認）
- 5月20日 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国 in 福山への参加について
- 5月24日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.174」の提供について（通知）
- 5月24日 地域薬剤師会で開催している研修会の実施状況について（依頼）
- 5月27日 第59回広島県薬剤師会定時総会の開催について（事務連絡）
- 6月4日 夏期休業について
- 6月4日 2021年度緩和ケア薬剤師研修への参加について（依頼）
- 6月9日 くすりと健康啓発事業実施計画表の提出について（依頼）
- 6月9日 第41回広島県薬剤師会学術大会の会員発表について（依頼）
- 6月11日 新型コロナワクチン接種に関する協力体制について（依頼）

◆ 第58回広島県薬剤師会 臨時総会議事録

- (1). 日 時：令和3年3月21日（日）
午後1時～午後3時30分
- (2). 場 所：広島市東区二葉の里3-2-1
広島県薬剤師会館
- (3). 次 第
- 1) 開会の辞
 - 2) 薬剤師綱領唱和
 - 3) 物故会員に対する黙祷
 - 4) 議長・副議長選出
 - 5) 議 事
 - ア出席代議員数の確認
 - イ会期の決定
 - ウ議事録署名人の選出
 - エ会長演述
 - オ報告
 - 報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
 - 報告第2号 令和2年度会務及び事業執行状況報告（公衆衛生）
 - 報告第3号 令和2年度事業執行状況報告（会館）
 - 報告第4号 令和2年度事業執行状況報告（薬局）
 - 報告第5号 令和2年度事業執行状況報告（共益）
 - 報告第6号 令和2年度決算見込
 - カ議案
 - 議案第1号 令和3年度事業計画（公衆衛生）（案）
 - 議案第2号 令和3年度事業計画（会館）（案）
 - 議案第3号 令和3年度事業計画（薬局）（案）
 - 議案第4号 令和3年度事業計画（共益）（案）
 - 議案第5号 令和3年度会費額の件（案）
 - 議案第6号 令和3年度収支予算（案）
 - 議案第7号 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）
 - 議案第8号 令和2年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）
 - 議案第9号 理事の選任について（案）
 - 6) その 他
 - 7) 閉会の辞
- (4). 出 席 者
- 1) 代議員

【来場出席】			
佐々木薫英	野村伸昭	木村昌彦	貞永昌夫
池田和彦	長谷川頃一	清原厚子	
【オンライン出席】			
井出真由美	岩本義浩	大谷純一	形部宏文
栗原正亮	河内一仁	合原憲太	坂本 徹
田中宏明	出張景子	長坂晋次	日浦昌洋
森川悦子	山内純子	吉川勇人	加藤頼孝
新佛暢康	藤川美幸	藤本瑞枝	皮間壽美子
長坂晃治	畠山 厚	原田靖子	大井健太郎
呑田敬三	中曾貴章	石本晃一郎	新出 恵
中島啓介	原田裕子	井上映子	大塚幸三
中嶋都義	瀬崎匡史	永井清之	中山陽治
橋高道則	田口直子	萩原謙二	美野博則
村上範行	肥後克彦	宗廣秋路	麻生祐司
友滝恵子			
徳永克志	山崎有理子	政岡 淳	小田佐和子

書面表決提出：23名			
2) 役員			
(会 長)	豊見雅文	谷川正之	豊見 敦
(副 会 長)	青野拓郎	平本敦大	松尾裕彰
(専務理事)	野村祐仁	井上 真	小林啓二
(常務理事)	有村典謙	竹本貴明	二川 勝
	松村智子	中川潤子	柚木りさ
	吉田亜賀子	宮本一彦	
(理 事)	小澤孝一郎	佐藤英治	三宅勝志
	木村康浩	安保圭介	石本 新
	下田代幹太	中野真豪	宮地 理
(監 事)	岡田 甫	村上信行	
3) 顧問弁護士			
久笠法律事務所 長谷川栄治 弁護士			

(5). 会議の状況

臨時総会は、3月21日（日）午後1時から、中川潤子常務理事の司会により開会し、平本敦大副会長の開会の辞に続いて、薬剤師綱領が唱和された。

次に、今年度、本日までの物故会員に、追悼の意を表すため黙祷が挙げられた後、野村伸昭議長、池田和彦副議長が選出され、議長・副議長席に着き、議事を開始した。

初めに、出席代議員数の確認が行われ、代議員総数82中、オンライン出席者数46名会場出席者7名、合計53名で、定款第20条に規定する2分の1以上の定足数40名を超えており、会議の成立を確認した。

次に、議事録署名人の選出に移り、定款第24条第2項の規定により会場に詰ったところ議長一任の声があり、議長から、長谷川頃一代議員（広島佐伯）、清原厚子代議員（三次）を指名した。

次に、会長演述に移り、豊見雅文会長が演述した。

【会長演述 - 別添】

次に、オブザーバーとして会場で出席した本会の顧問弁護士である久笠法律事務所の長谷川栄治弁護士が紹介された。

野村伸昭議長

「本日、臨時総会に提出されました報告事項は、報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告より、報告第6号 令和2年度決算見込みまでの6件、また、議案としては、議案第1号 令和3年度事業計画（公衆衛生）（案）より、議案第9号理事の選任について（案）までの9件であります。

お詫びいたします。

これより各報告事項及び各議案に対する、理事者からの報告及び提案理由の説明に入りますが、この場合、審議の効率化を図るために、各報告説明の終了後、暫時休憩とし、再開後に、議案第1号から議案第4号までを一括して、統いて、議案第5号は単独で、議案第6号と議案第7号は一括して、議案第8号と議案第9号はそれぞれ単独で、提案理由の説明、質疑及び討論、採決を行うことにしたいと思います。

また、総会運営規則では、各議案について、質疑と討論をそれぞれ行うこととされていますが、本日の総会においては、審議の効率化を図るために、質疑と討論を同時に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

ご異議ない場合、挙手をお願いいたします。」

（挙手多数）

野村伸昭議長

「挙手多数です。

よって、ご異議なしと認めます。

それでは、報告第1号から順次、報告説明を求めます。」

(理事者側より提出資料により次のとおり説明等があつた。)

(報告事項の説明)

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告

竹本 貴明 日薬代議員

報告第2号 令和2年度業務執行状況報告（公衆衛生）

野村 祐仁 専務理事

青野 拓郎 副会長

松尾 裕彰 副会長

報告第3号 令和2年度業務執行状況報告（会館）

野村 祐仁 専務理事

報告第4号 令和2年度業務執行状況報告（薬局）

野村 祐仁 専務理事

報告第5号 令和2年度事業執行状況報告（共益）

野村 祐仁 専務理事

報告第6号 令和2年度決算見込

柚木 りさ 常務理事

野村伸昭議長

「以上で報告事項は全て終了しました。

ただいまより休憩いたします。

会議は、午後2時25分から再開いたします。」

休憩（午後2時15分）

【休憩】

再開（午後2時25分）

野村伸昭議長

「休憩前に引き続いて会議を開きます。

ここで進行を副議長と交代いたします。」

【進行交代】

池田和彦副議長

「これより議案第1号 令和3年度事業計画（公衆衛生）（案）から議案第4号令和3年度事業計画（案）までの提案理由の説明を求めます。」

(理事者側より提出資料により次のとおり提案理由の説明があつた。)

(提案理由説明)

議案第1号 令和3年度事業計画（公衆衛生）（案）

野村 祐仁 専務理事

青野 拓郎 副会長

松尾 裕彰 副会長

議案第2号 令和3年度事業計画（会館）（案）

野村 祐仁 専務理事

議案第3号 令和3年度事業計画（薬局）（案）

野村 祐仁 専務理事

議案第4号 令和3年度事業計画（共益）（案）

野村 祐仁 専務理事

池田和彦副議長

「ただ今説明がありました議案第1号から議案第4号までは、一括して質疑討論を行います。」

なお、発言者は、私の許可を得て、議席番号、氏名を述べ、ご発言ください。オンラインの方は、マイクのミュートを外して、ご発言ください。

それでは、お配りしております質問事項一覧表に従いまして、ご発言願います。呉市薬剤師会 中嶋 都義代議員、お願ひいたします。」

【質疑応答 - 1】

【質疑応答 - 2】

【質疑応答 - 3】

【質疑応答 - 4】

池田和彦副議長

「質疑及び討論も大体終わったようありますので、時間の都合もありますので、この程度で、質疑及び討論を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

ご異議ない場合、挙手をお願いいたします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「挙手多数です。」

よって異議なしと認めます。以上をもって質疑及び討論を終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第1号から議案第4号までの各議案はいずれも原案のとおり可決するについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「挙手多数であります。」

よって、各案は、いずれも原案のとおり可決いたしました。

次は、議案第5号 令和3年度会費額の件（案）について、提案理由の説明を求めます。」

(提案理由説明)

議案第5号 令和3年度会費額の件（案）

谷川 正之 副会長

池田和彦副議長

「質疑及び討論も大体終わったようありますので、質疑及び討論を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

ご異議ない場合、挙手をお願いいたします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「挙手多数です。」

よって、異議なしと認めます。以上をもって質疑及び討論を終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり可決するについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「挙手多数であります。」

よって、各案は、いずれも原案のとおり可決いたしました。

次は、議案第6号 令和3年度収支予算書（案）、議案第7号 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）について、2議案統一して提案理由の説明を求めます。」

(提案理由説明)

議案第6号 令和3年度収支予算書（案）

柚木 りさ 常務理事

議案第7号 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）

吉田 亜賀子 常務理事

池田和彦副議長

「ありがとうございました。」

ただ今説明がありました議案第6号、議案第7号についての質疑及び討論を行います。

質問のある方は、挙手をお願いいたします。議席番号、

氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。オンラインの方は、マイクのミュートを外して、ご発言ください。質疑及び討論はありませんか。」

池田和彦副議長

「質疑及び討論はないようありますので、質疑及び討論を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

「ご異議ない場合、挙手をお願いいたします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「挙手多数です。」

「よって、異議なしと認めます。以上をもって質疑及び討論を終了いたします。」

「それでは、これより採決に入ります。」

議案第6号 令和3年度収支予算書（案）、議案第7号 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）について、原案のとおり可決するについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「挙手多数であります。」

「よって、各案は、いずれも原案のとおり可決いたしました。」

「次は、議案第8号 令和3年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）について、提案理由の説明を求めます。」

(提案理由説明)

議案第8号 令和3年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）

吉田 亜賀子 常務理事

池田和彦副議長

「ありがとうございました。」

「ただ今説明がありました議案第8号についての質疑及び討論を行います。」

「質問のある方は、挙手をお願いいたします。議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。オンラインの方は、マイクのミュートを外して、ご発言ください。質疑及び討論はありませんか。」

「質疑及び討論はないようですので、質疑及び討論を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

「ご異議ない場合、挙手をお願いいたします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「挙手多数です。」

「よって、異議なしと認めます。以上をもって質疑及び討論を終了いたします。」

「それでは、これより採決に入ります。」

「お詫びします。議案第8号 令和3年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）は、原案のとおり可決するについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「挙手多数であります。」

「よって、議案第8号 令和3年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）は、原案のとおり可決いたしました。」

「次は、議案第9号 理事の選任について（案）、提案理由の説明を求めます。」

(提案理由説明)

議案第9号 理事の選任について（案）

豊見 雅文 会長

(議案第9号 理事の選任について説明)

豊見雅文会長

「令和2年6月21日に開催いたしました第57回広島県薬剤師会定時総会において、公益社団法人広島県薬剤師会定款第26条第1項で規定する「理事」の数の上限を28名以内から30名以内に増員することについて、ご承認をいただきました。」

「現在の理事者数は28名であります、業務も増え、多岐にわたるため、1名増員をし、29名体制で業務に臨みたいと考え、新たに「秋本 伸先生」を理事に選任することについて、総会の決議を求めるものです。」

池田和彦副議長

「ありがとうございました。」

「以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。」

「それでは、定款第15条第2項の規定により、理事の選任について、採決に入ります。」

「お詫びします。議案第9号は原案のとおり可決するについて、オンラインで出席されている代議員の方は、画面で賛成または反対をチェックして送信してください。」

「本日、欠席された代議員26名中23名より、書面表決の投票用紙をお預かりしております。この場で、封筒を開封いたします。」

(投票用紙を開封し、確認する)

池田和彦副議長

「それでは、オンラインの方も投票ボタンを押して下さい。会場の参加の方は挙手をお願いします。」

(挙手多数)

池田和彦副議長

「賛成多数です。」

「よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。以上をもちまして、本総会において審議することはすべて終了いたしました。」

「それでは、この際、何かご意見がありましたら、ご発言願います。」

中嶋代議員。」

中嶋都義代議員（呉支部）

「議案の採決におきまして、議長が、挙手多数ということで議決をされていますが、欠席者の書面表決も含めての賛成多数の議決という解釈ということでおろしいでしょうか。確認のためお伺いしております。よろしくお願ひいたします。」

池田和彦副議長

「長谷川弁護士お願いします。」

長谷川弁護士

「ご質問ありがとうございます。私の方で今、書面表決を確認したところ、これまでの議案全て、賛成と言う形で投じられています。現認する限り、オンライン上、または会場での賛否動向について確認させていただきましたがそれを含めてあわせて賛成多数という認識でございます。書面表決を含めて賛成多数ということでおろしいかと思います。」

池田和彦副議長

「それでは、この際、何かご意見等がありましたら、ご発言願います。」

特にないようありますから協議を終わります。」

「長時間にわたり熱心なるご審議及び議事の運営につきまして、格別のご協力を賜りましたことを衷心から厚くお礼申し上げ、本総会を閉会し、議長の職務を終わらせていただきます。」

ご協力、どうもありがとうございました。」

（議長、副議長 降壇）

閉会にあたり、豊見敦副会長が閉会の辞を述べ閉会した。

閉 会 午後3時30分

定款第30条第2項の規定により、ここに署名する。

年 月 日

第58回公益社団法人広島県薬剤師会臨時総会

議 長	印
副 議 長	印
議事録署名人	印
議事録署名人	印

【会長演説】

皆さん、こんにちは。本日は連休にもかかわりませず、大勢の方に、こうやってZoomでも参加していただき、どうもありがとうございます。

今回も総会の通知が、緊急の場合の特例であります1か月の期限を切ってお送りすることになりました。これは実は毎回のことではありますが、修正、修正、例えばこういうビデオ会議のやり方に関しても、本当にぎりぎりまで修正を繰り返して資料を作っていましたので、どうしても1か月前にお送りすることができないという実情がございます。この件に関しては、検討を重ねて、法律では2週間前までとなっていますので、定款のほうの変更をさせていただこうかというふうにも考えております。

1年前にも傍聴のための中継はしていたのですが、WEBでの傍聴では議決権もなく、ただ聞いていただけというような形でした。今回のように、皆様方の挙手あるいは投票をもって議決を行うような総会は、実は全く初めてのことです。不慣れなものですので、どうしても御迷惑かけるかと思いますが、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

多分、議長も、こんな四十数名の画像を見たのは初めてではないかと思います。採決の挙手の確認等々、いろいろ大変なことがあると思いますが、皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

薬剤師の職能の評価について、この数年、いろいろ取り沙汰をされています。薬機法も、それを含めて改正されました。服薬期間中のフォローアップなどが新しく規定されました。私は、このようなことも含めて、最終的に薬剤師が何を考え一つずつの仕事をするかということにかかっているのだというふうにも思っています。

例えば、昔は、お薬手帳を持ってくると高く頂くような時代もありました。それが、お薬手帳を持ってくると、報酬 자체が安くなるということになったときに、薬局によっては、もうお薬手帳は関係ないよというふうに患者さんに言った薬局もあります。そういうふうに、調剤報酬のことだけ考えて薬剤師が仕事をしている、そういうのが出てしまうと、結局は薬剤師の職能が認められない、何のために薬剤師が仕事をしているんだというふうに思われるわけです。薬剤師は徹底的に患者のために仕事をするんだと。今度の服薬中のフォローアップにしても、患者さんのためになるようなフォローアップをしなければ全く感謝をされることもないでしょう、迷惑がられるだけだというふうにも考えております。そういうことが徹底してきたときに、初めて薬剤師の職能が認められる、医薬分業が認められるようになるものだというふうに思っております。

ただいまコロナのワクチンがそろそろ医療関係者にも接種が始まりまして、我々のところにも、来月中にはもしかしたら打つようにということが来るかも分かりません。それから

ですが、高齢者の接種も始まります。そのときに、薬剤師としては、必ず接種会場にお薬手帳を持って行ってくださいということを言っていただきたいのです。予診表には薬のことを書く欄はありますが非常に小さく、実際には書くことができないと思います。お薬手帳があれば、今までのアレルギー歴、あるいは今、治療中の薬のことが予診をされるドクターにすぐに分かるということから、もしもお薬手帳をお持ちでない方も今からお薬手帳を作つて、現在の薬物療法の状態を分かるようにしてワクチン接種会場に行っていただくことが、非常に大事なことになってくると思いますので、ぜひともその広報をしておきたいというふうに思います。

それ以外にも、ワクチンに関しては、希釈、分注、予診前の相談、予診表をどういうふうに書いたらいいかという相談を受け付けてくれとか、接種会場に来て手伝ってくれという要請もいろんな自治体から来ていることだと思います。広島県薬剤師会では、今の接種のシリンジとか注射針とかそういうものを用意しておりますので、支部で研修されるときには、広島県薬剤師会にちょっと声をかけて頂ければ協力できるともあろうかと思います。

今日はこういうふうな不慣れな状況で総会をやっていかなくてはならないということですので、皆さんの御協力をよろしくお願いをして、活発な議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【質疑応答 - 1】

○54番・中嶋都義代議員（呉） 54番の呉市薬剤師会の中嶋です。

最初に、資料2ページのところで説明がありましたけども、一般会務関係の会員数のところで、本年度は29名減少ということありますけども、昨年度、令和元年度が21人の減少、平成30年度が11人の減少というふうに、徐々に減少幅が拡大しているように思われるわけですけども、会員数の減少が続くということでありましたら組織の弱体化にもつながりますし、会員数の減少の理由について、どのように執行部としてお考えなのかを教えていただきたいと思います。

また、会員数を減少じゃなくて増やすための施策というのは何か考えておられるのでしょうか。もし何らかの具体的な施策をお考えありましたら、それをお示しください。よろしくお願いします。

○池田和彦副議長 野村専務理事。

○野村祐仁専務理事（広島） ただ今の御質問にお答えします。

まず、会員の区分ですが、正会員はAとBがございます、Aは薬局、店舗販売業等の開設者及び管理者の方。正会員Bはそれ以外ということです。

それで、あと協賛会員A、Bとございますが、主にはここに書いてあります薬局、販売とか卸さんとか、主にはメーカーさんとか卸さんの管理者等の方がなられる会員さんであります。今回お示しするのは、会員さんの賛助会員までの部分の増減を例年どおり表記したものです。

それで、次の資料の表を見ていただきたいと思います。これは、県の薬務課にお願いして、実際の広島県における薬局、医薬品販売業態数のデータをいただきました。

これを見ると薬種商さんとかも、配置販売業さんとか、特例販売業さんはぐっと減っている状況下にありますが、薬局におきましては、平成25年度、26年度の薬局数は、1,626店舗をピークに減少傾向にあります。そういうことが影響してるのであるのかなという主な原因は、薬局自体が減つ

てる部分も多くあるのではないかと考えております。

もう少し様子を見させていただかないとけないかなと考えております。

それもありまして、来年度からすぐに会員増強のための何かを始めるということは考えておりませんので、要は会員の皆さんと協働し、協力いただける事業にできるだけ多く取り組むことが大切だと考えているところでございます。

○池田和彦副議長 ありがとうございました。

○54番・中嶋都義代議員（呉） ありがとうございます。

豊見会長お考えのように、薬剤師会というのは薬剤師の個人会員の会ということでありますから、薬局数の変動というよりも、薬剤師が、広島県内にいる全ての薬剤師、オール薬剤師が薬剤師会に入るぐらいの組織にしていただけたらと思います。そういう努力を今後もしていただきたいと思います。ありがとうございました。

【質疑応答－2】

○池田和彦副議長 もう一つ質問が中嶋代議員からあるようですが。

○54番・中嶋都義代議員（呉） JPALSの現状と今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

日本薬剤師会が運営しております日本薬剤師会生涯学習支援システム、いわゆるJPALSの利用の薬剤師数の現状がどのようになっているかということと、今後、日本薬剤師会の御意見を伺っておられるかどうか分かりませんけども、もし把握しておられるようでしたら、日本薬剤師会として、JPALSの登録者あるいはJPALSの認定薬剤師を増やしていくということをお考えであるのかどうか。

さらに、JPALSの説明文の中にもありますけれども、クリニカルラーレベル1を新人薬剤師、クリニカルラーレベル5を管理薬剤師程度としていますというふうに記載されておりますけども、今後、JPALS認定薬剤師を管理薬剤師の要件とするというようなお考えが日本薬剤師会にあるのかどうかを、もしお聞きであれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○池田和彦副議長

谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島） 研修を担当しております副会長の谷川です。

日薬の考え方は分かりませんが、先ほど中嶋代議員からも質問の中でもありましたように、JPALSというものの自分が、平成24年、2012年ですね、6年制を卒業した薬剤師が誕生する、それに合わせて、日本薬剤師会が生涯学習支援システムとして構築したものです。患者から信頼される薬剤師となるために、一人一人が学習の計画を立て、学習した記録を残し、目標を定めて、自己研修を継続するためのシステムです。現在、JPALSの登録数ですが、近々の数字としては、昨年、令和2年の11月末の数字ですが、日本全体、日薬に登録しているのが3万3,368名です。これがレベル1から6までの合計です。広島県の登録者数は678名ということで、全国の大体2%程度ということになります。

今からクリニカルラーレベル5を持たないと管理薬剤師になれないとか、そういうのは、行政との関係もあるとは思いますが、現状ではなかなかそれは難しいように、私は個人的に思います。以上です。

○池田和彦副議長 中嶋代議員。

○54番・中嶋都義代議員（呉）

JPALS認定薬剤師の数字としては、今報告いただいた

数字になっているわけすけども、例えば研修認定薬剤師の認定数が10万人程度いるのかな、要は総薬剤師数の3分の1ぐらいは研修認定薬剤師を取ってる。日本薬剤師会が運営しているJPALSは2%程度だというのは非常に寂しい気がしてますので、総会資料の12ページ、先ほど報告がありましたように、JPALSの推進、協力にも広島県薬剤師として携わるということは書かれてはありますので、今後もJPALSを推し進めていくというお考えあるのであれば、より人数を増やしていくような方向での努力をしていただきたいと思います。

一つお願ひなんすけども、これは、広島県の薬局機能情報報告において、日本薬剤師会研修センター、研修認定薬剤師の項目はあるわけすけども、JPALS認定薬剤師の項目はありません。JPALS認定薬剤師も施設基準に該当する資格となってるわけですから、ぜひ広島県に申入れをしていただいて、JPALS認定薬剤師の項目も載せていただけるようにしていただけるならありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

【質疑応答－3】

○池田和彦副議長

56番の濱崎先生。

○56番・濱崎匡史代議員（呉） 56番、呉市薬剤師会の濱崎ですけども、実務実習認定薬剤師の部分、ちょっとお聞きしたいんですけども、最近、アドバンストワークショップが開かれてなくて、アドバンストワークショップを受けてない先生方に対して、学生の振り分けができる現状になってるんですね。それで、今年、アドバンストワークショップを開催する予定があるのかどうかをお聞きしたいんですけども、よろしくお願ひいたします。

○池田和彦副議長 では、担当理事は、答弁。

松尾副会長、お願ひします。

○松尾裕彰副会長（広島） 担当副会長の松尾です。

アドバンストワークショップにつきましては、開催予定はずっとあるわけでございますけれども、現状、コロナの感染で中止、延期になっている状況でございます。

来年度につきましても、開催はする予定にはなっておりますけれども、状況によって、いつになるかというのはまだ未定というところでございます。また決まりましたら御案内させていただきますし、当然実習団りますので、できる限りいろんな形で、ウェブも含めまして開催できるように申入れもしたいと思います。

【質疑応答－4】

○池田和彦副議長

では、ただいま説明がありました議案第5号についての質疑及び討論を行います。

中嶋代議員。

○54番・中嶋都義代議員（呉） 会費の議案なんすけども、昨年からの新型コロナ影響の関係で薬局の収入も減少しますし、薬剤師の給料も減少してある可能性がある中で、会費を引き下げるというお考えはないのでしょうか。

○池田和彦副議長 では、谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島）

会費についてですが、日薬の会費も変更がありません。先ほど決算見込みの中で、一応会議等、ウェブ方式で行ったり、中止になつたりしてましたので、令和2年度においての交通費については560万程度減額される予想にはしてます。ただし、その分今度は、令和3年度は令和2年度に

できなかった研修会や事業というのも入ってきますし、新型コロナウイルス、COVID-19の影響によってまた分からぬ事業も展開する可能性もございますので、同額で会費を認めていただきたいということで提案させていただいております。

○池田和彦副議長 中嶋代議員。

○54番・中嶋都義代議員（呉） ありがとうございます。

日薬会費が同じというのは別に関係ない話であって、広島県の薬剤師会として、ぜひ経費等を節減することを努力していただいた上で、会費も減額できるような形に持つていっていただけるようにお願いしたいと思います。

◆ 3月25日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和3年3月25日（木）午後7時～

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作成責任者：小林啓二

出席者：豊見会長、青野・谷川・豊見・平本・松尾各副会長、野村専務理事、秋本・荒川・有村・竹本・中川・柚木・吉田各常務理事

オンライン出席者：井上・小林・二川・松村・宮本各常務理事

会長挨拶：

いよいよ本年度最後の常務理事会です。先日の日曜日には臨時総会が無事終わりました。ありがとうございました。その臨時総会の議論の中で定款の変更等の必要が出てきましたので、今準備を進めている所です。6月の総会に間に合えば変更を提案する予定にしています。これから年度末年度始めにかけて、いろいろ仕事が残っていますので、お忙しいと思いますが、会員ため、県民のための薬剤師会ということで頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

1. 審議事項

（1）令和2年度第7回在宅医療推進委員会について（説明）（資料1）（薬務課：代理平本副会長）

3年間続いた事業ですが、今年度いったん終了となる。

在宅支援薬剤師専門研修Ⅰ・Ⅱを開催していること、多職種と一緒に退院時カンファレンス等メンター制度事業ということでケアマネと一緒に研修会を開催した。復職支援研修会も全7回開催した。本来なら在宅支援薬剤師専門研修Ⅲ（無菌研修会）をするはずだったのが、コロナで見送らせてもらった。ワクチン接種の支援のこともあるので、在宅支援薬剤師専門研修Ⅲは次年度は稼働させていかないといけないと思っている。在宅薬剤師を育成することの重要性はまだまだ高いので、名称を変更してこの事業は次年度も続していくと報告された。

（2）新型コロナウイルス感染症関連について（資料15）（豊見会長）

会長より、二葉の里薬局で希釈してシリンジに分注するセットを購入し、支部で研修会を開催する場合、必要量を分割販売する。昨日、広島市域の研修会を開催した。市民病院の先生にご指導いただきテストを行ったが、実施に当たっていろいろ決めることがあったと報告された。

松尾副会長より、薬務課から実習に行く学生のワクチン接種の希望調査の連絡があった。広島県は国とは違う方法で、臨床実習に出る学生を大学側で人数を把握してまとめて接種する形ですることになったようだが、高知県に実習に行く学生は高知から意向

調査が来ているので、現場は混乱している状況だと報告があった。

野村専務理事より、ホテルは7号館9号館、この度10号館が稼働し始めるということで、処方箋は出でていないという状況であると報告された。

（3）広島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の推薦について（資料2）（野村専務理事）

任 期：令和3年6月1日～令和5年5月31日（2年）

締 切：4月27日（火）

現 在：木平 健治 元副会長

木平先生に継続についての意向を確認することとした。

（4）社会保険診療報酬支払基金広島支部審査委員の推薦について（資料3）（野村専務理事）

任 期：令和3年6月1日～令和5年5月31日（2年）

締 切：4月16日（金）

現 在：有村 典謙 常務理事

引き続き有村常務理事とした。

（5）常務理事会・監査会等の変更について（資料6）（野村専務理事）

・常務理事会 5月12日（水）（日薬 第1回都道府県会長協議会 東京）

→中止

・監査会 5月13日（木）（日薬連 令和3年度全国会長・幹事長拡大会議 東京）

→青野副会長の代りに有村常務理事が出席

・常務理事会 5月27日（木）（日薬連 薬剤師首長地方議員意見交換会 東京）

→5月20日（木）に変更

・常務理事会 7月7日（水）（日薬 日薬賞等選考委員会 東京）

→7月8日（木）に変更

以上のとおり決定した。

（6）常務理事会の開催日について（資料6）（野村専務理事）

常務理事会：10月6日（水）・21日（木）、11月10日（水）・25日（木）、12月8日（水）・23日（木）、令和4年1月20日（木）、2月2日（水）・17日（木）、3月2日（水）・17日（木）

臨時総会：令和4年3月27日（日）

以上のとおり決定した。

（7）ワクチン接種事前相談啓発ポスターについて（資料10）（野村専務理事）

シールはヤクザイくんをデザインして作ることに決定した。

ポスターは大多数が接種を始める1ヶ月前には薬局

に届いていないといけなので、野村専務理事、谷川副会長、宮本・吉田各常務理事と提案をした豊見副会長で、早急に検討することを決定した。

(8) 「ASTC アジアトライアスロン選手権2021廿日市」におけるドーピング検査の補助について (資料14) (竹本常務理事)

4月24日 (土) 8時～16時に開催される。費用は出ないが、男性5名・女性5名の要望があり、スポーツファーマシストに情報提供することを決定した。

(9) 後援、助成及び協力依頼等について (野村専務理事)
ア. 第40回 (結成40周年) 家族の会記念大会の後援について (資料4) (野村副会長)

日 時: 5月22日 (土) 12:30～16:00

場 所: 広島県民文化センター

主 催: 公益社団法人認知症の人と家族の会 広島県支部

(毎年後援)

後援を承諾した。

2. 報告事項

(1) 2月24日定例常務理事会議事要旨 (別紙1)

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告 (別紙2)

イ. 会務報告 (別紙3)

ウ. 会員異動報告 (別紙4)

(3) 委員会等報告

(豊見会長)

3/14 新型コロナワクチン接種に関する研修会
[広島県薬剤師会館] 参加者376名

3/21 第58回広島県薬剤師会臨時総会 [広島県薬剤師会館]

3/21 理事会 [広島県薬剤師会館]

(豊見会長・青野副会長)

3/11 広島県健康福祉局国民健康保険課 来会 (次年度事業説明) [広島県薬剤師会館]

ポリファーマシーに関する事業をやるときに地区が指定してあるので地区薬剤師会に協力をお願いしたいと要請があったと報告された。

(谷川副会長)

3/16 公益目的事業届出の打合会 [広島県薬剤師会館]

3/19 公益目的事業届出の打合会 [広島県薬剤師会館]

中国新聞広告社と中国新聞社の方が来られ、コロナ禍における医療機関の受診状況や、感染予防対策などで4月の終わりに記事を出すとのこと。早期受診が新型コロナウイルスからみんなを守りますということで、四師会でコメントがいただきたいとのことだった。また、5月の終わりには、ワクチンについて安心・安全のコロナ対策ということで、企画書が4月中旬頃には届くので、ご意見があればその時に出していただきたいと報告された。

(平本副会長・中川常務理事)

3/17 研修シラバス検討委員会 (資料13) [WEB]

ハイブリッド開催で行う。200名だった定員がすぐにいっぱいになった。研修内容は、録画をして、HPにアップにすることとしたと報告された。

(竹本常務理事)

3/13 第540回薬事情報センター定例研修会 [広島

県薬剤師会館] (薬事情報センター)

参加者: 146名 (うちオンライン89名)

3/23 広島県薬剤師会認定基準薬局運営協議会 [広島県薬剤師会館]

新規1件、更新47件、不備あり18件と報告された。

(柚木常務理事)

3/18 会計チェック (薬局・配布物外) [広島県薬剤師会館]

(吉田常務理事)

3/18 会計チェック [広島県薬剤師会館]

3/18 中国新聞掲載広告打合せ [広島県薬剤師会館]

3月24日中国新聞に復職支援の広告を掲載したと報告された。

(4) 関連団体報告

(豊見会長)

3/11 第869回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 [支払基金広島支部]

3/16 広島県地域保健医療推進機構事前説明 [広島県薬剤師会館]

3/16 高齢者施策総合推進会議 [WEB]

3/18 第3回広島県医療審議会保健医療計画部会 [WEB]

3/18 広島県医療審議会 [WEB]

3/23 広島県地域保健医療推進機構評議員会 [広島県健康福祉センター]

(青野副会長)

3/19 令和2年度第2回地域包括ケア強化推進検討委員会 [ZOOM]

3/25 第150回中国地方社会保険医療協議会広島部会 [中国四国厚生局]

(豊見副会長)

薬剤交付支援事業は2月末で終了しており、事業の継続について厚労省と財務省で協議が継続されている。広島県薬務課でも終了後のこの期間分のCoV自宅・宿泊について対応はできないとのことであった。新たな情報が入り次第会員に伝えていく予定と報告された。

オンライン資格確認の端末について、3月末までに申し込まないと、42万9千円の補助がでないということで、機種未選定での申込みが可能なこと、申込み後にキャンセルが可能なことと合わせて、3月末までに申し込みを行うように部会会員にお知らせをしたことが報告された。

3/12 オンライン診療・服薬指導活用検討会議 (資料5) [WEB]

県の補助金事業について、医療機関の選定は4月～6月で行われるが、薬局の選定については医療機関が選ばれた後に、その中で患者が選ばれ、患者が決まった後に薬局が選ばれるという形になるべきであり、薬局の選定については事業の実施期間中継続して行われる必要がある旨指摘したことが報告された。

3/22 令和2年度第9回HMネット運営会議 (資料7) [広島県医師会館]

ひろしまメディカルDX構想 (案) についての修正を行ったと報告された。

(豊見日薬常務理事)

3/12 令和2年度労災レセプト普及促進委員会 [WEB]

3/16 薬価基準検討会 [東京 日薬]
 3/16 常務理事会 [東京 日薬] (資料)
 3/17 行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修 [東京 日薬]
 3/21 日本地域包括ケア学会第2回大会 [WEB]
 3/23 常務理事会 [東京 日薬] (資料8)
 3/24 FIP 臨時評議会 [東京]
 3/25 生涯学習委員会 PS 検討ワーキンググループ [WEB]
 3/25 第3回医療扶助に関する検討会 [WEB]
 (平本副会長)
 3/16 広島県介護支援専門員協会 事前テスト [広島県医師会]
 3/25 広島県地域保健対策協議会 第2回在宅医療・介護連携推進専門委員会 [広島県医師会]
 (竹本・吉田各常務理事)
 3/19 日本薬剤師会令和2年度研究倫理に関する全国会議 (WEB開催) [東京]
 3月23日に施行通知が出て、6月30日から施行になるようですが、ヒトゲノム遺伝子解析に関わる倫理指針と人を対象とする医学系研究に関する倫理指針が統合されるということが主な内容だったと報告された。
 (中川常務理事)
 3/24 令和2年度在宅医療の人材 (訪問看護師)

確保のための推進事業に係る検討委員会 (第3回) [WEB]

(二川常務理事)

3/16 令和26年度第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会 [広島県医師会館]
 今年度はコロナの影響で7万5千円だった負担金は、次年度は15万円に戻ると報告された。

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村専務理事)
 4月7日 (水) 午後7時～
 (議事要旨作成責任者【予定】竹本 貴明)
 4月22日 (木) 午後7時～
 5月12日 (水) 午後7時～
 5月27日 (木) 午後7時～
 6月9日 (水) 午後7時～
- (2) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料9) (野村専務理事)
- (3) 令和3年度適正服薬推進事業について (資料11) (豊見会長)
 対象地域: 呉市、三次市、大竹市及び世羅町
- (4) 「スポーツ関係者のための Otsuka Live on Seminar」について (資料12) (竹本常務理事)
 日 時: 4月20日 (火) 19:00～20:30
 開催方法: Zoom (ウェビナー)
 参加費: 無料

◆ 4月7日定例常務理事会議事要旨

日 時: 令和3年4月7日 (水) 午後7時00分～午後8時14分
 場 所: 広島県薬剤師会館 2F 在宅医療研修室

議事要旨作成責任者: 竹本 貴明

出席者: 豊見会長、野村専務理事、青野・谷川・豊見・松尾各副会長、秋本・荒川・有村・井上・竹本・中川・柚木・吉田各常務理事

オンライン出席者: 小林・二川・松村・宮本各常務理事
 欠席者: 平本副会長

会長挨拶:

今回もまずは新型コロナウイルスワクチンの話ですが、高齢者への接種が始まっています。ご存知の通り、まだ、医療従事者への接種は一向に進んでいない状況です。高齢者の接種が始まるとはいえ、例えば広島市を例に挙げると一か所に届く量が50人分という話なので、普通であれば1面で十分なところをフルレーンで接種するということなので、おそらく1時間もかからずに終わってしまうと思います。

最初はそのような状況で始まるのですが、5月末ころまでは大量に入ってくるという話もあり、そうなると接種が滞るのではないかと心配しています。薬剤師会にできる、できる限りの支援をしようと考えています。広島市以外の支部でもそのような話が出ているところがあると聞いておりますので、全地域で頑張って、全国民にワクチンが行きわたるまでお手伝いができるような体制をとりたいと思っています。

もう1点、これもコロナ関係ですが、全県下でPCR検査が無料で行えるということです。広島市以外は何か所か設置されている空港跡地等のPCR検査センターで電話予約をして行っていただくと、無料で受けることができる。また広島

市の200ほどの薬局では、直接来ていただきサンプル採取のボトルも持って帰っていただき、指定日に唾液を採取して持ってきていただきそれをセンターへ提出するという方法で、無料でPCR検査ができるようにシステムが出来上がっているところです。

どのくらいの人数が検査可能で、どのくらいの陽性者が出るのか全く予想もつかないし、それが意味があるのかどうかもはっきりわかりませんが、広島県がやるということですので、薬局、薬剤師会としても全面的に協力していくということです。

広島は幸いにも感染者数が減ってはいますが、大阪が大変な状況ですので、いつ変異株が飛んできてまた多くなるかもわからないという状況です。それも考えながら行動していくたいと思っています。

ご協力よろしくお願ひいたします。

1. 審議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連について (資料1)
 (豊見会長)
 「診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」特に手厚い感染症対策をきちんと行っている薬局について、9月末まで加算ができるという通知についてよろしくお願ひしたい。処方箋枚数の多いところはそういう加算を忘れないようにしていただきたい。豊見副会長より、県内各地域薬剤師会へのワクチン接種業務についての自治体との交渉、検討内容の報告依頼について、いくつかの地域薬剤師会からは報告をいただいており、広島県の情報として日薬へ報告をしている状況である。今の現状と今後さらに新しい内容については隨時報告していただき、こちら

- からも日薬に隨時挙げていく形で進めていく予定である。
- (2) 「第1回 地域健康生活支援セミナー」の一斉同報の依頼について (資料2) (竹本常務理事)
費用負担: 後援の株式会社大塚製薬工場 OS-1 事業部
既定の同封料を頂戴したうえでこのチラシを次回5月号の会報に同封する、ということで先方に提案することを決定した。
- (3) 常務理事会の開催日の変更について (資料3) (青野副会長)
変更前: 6月9日 (水) (6月が9日と17日に開催予定のため)
↓
変更後: 6月2日 (水)
6月2日に変更することを承認した。
- (4) 新型コロナワクチン接種等に関する啓発資料について (資料7) (野村専務理事)
・薬剤師に相談してみたくなるような文言 (例「薬剤師に相談してみよう」等) とする。
・すべての質問に対して薬剤師が答えたような流れに持っていく。
・質問内容は汎用性の高いものを厳選する。
・質問者のエプロンの「KENYAKU」のデザインはとる。
・ポスター下部の「シールはお配りします」の部分は接種済みシールを全部配布した後もシール部分を切り取って使えば、1枚のポスターとして成り立つようなデザインとする。(コロナワクチンだけでなく、いろいろなワクチンに対して利用できる。)
上記の意見を踏まえて、担当者に一任することを決定した。
- (5) 令和3年度自立支援多職種ネットワーク推進会議
代表者の就任について (資料8) (青野副会長)
令和2年度: 平本 敦大 副会長
依頼期間: 令和3年4月1日～令和5年3月31日 (2年)
回答期限: 令和3年4月30日 (金)
竹本常務理事とすることを決定した。
- (6) てんかん啓発ポスターの広島県薬剤師会誌同封について (資料10) (松尾副会長)
公衆衛生の啓発的な情報活動であり、薬局から情報発信するということで薬剤師会の事業として送料も会が負担する。
枚数的に会誌と同封が難しいかもしれないので、送付時点で枚数を確認し調整することで承認した。
- (7) 広島県薬事審議会委員への推薦について (資料14) (青野副会長)
現在: 豊見雅文 会長
任期: 就任日から2年間
豊見会長を推薦することを決定した。
- (8) 後援、助成及び協力依頼等について (青野副会長)
ア. 令和3年度健康づくりポスター募集の後援について (資料9) (青野副会長)
テーマ: 運動、栄養、休養、予防対策など、健康づくりに関するポスター
主催: 広島県国民健康保険団体連合会
回答期限: 令和3年5月10日 (月)

- (毎年後援)
後援を承認した。
- イ. 薬剤師向けてんかんセミナー「薬剤師が知っておきたい『てんかん』の基本」の共催について (資料12) (青野副会長)
日 時: 6月26日 (土) 14:00～16:10
(開場13:30)
参加方法: 来場: リッチモンドホテル福山駅前、
LIVE 視聴 (ZOOM)
(初めて)
てんかん学会が開催。今年は広島で全国にハイブリットで広報し、シール単位を出した。
共催依頼を承認した。研修センターへのシール申請をすることになった場合、事務局へ申請依頼することについて承認した。

2. 報告事項

- (1) 3月10日定例常務理事会議事要旨 (別紙1)
(2) 委員会等報告
(豊見会長)
- 4/2 病院事業管理者平川勝洋様来会 [広島県薬剤師会館]
(青野副会長)
- 3/26 令和3年度社会保険医療担当者 (薬局) 指導打合会 (資料11) [広島県薬剤師会館]
(豊見副会長)
- 3/29 オンライン服薬指導に係る研修会 [広島県薬剤師会館] 参加者: 202名
研修修了書を発行した。研修修了書の申込みフォームにアクセスできず回答がうまく返せなかった受講者がおり、次はフォームの案内をしっかりとしたい。
(野村専務理事)
- 4/2 新型コロナワクチン接種等に関する啓発資料作成検討会 (資料7) [広島県薬剤師会館]
(3) 関連団体報告
(豊見会長)
- 3/26 令和2年度がん検診研修会 [広島県薬剤師会館] 参加者: 81名
3/29 新型コロナウイルスワクチン接種に向けた
県市町担当者 WEB会議 [県庁]
薬剤師として協力する旨を伝えたと報告した。
(豊見日薬常務理事)
- 3/27 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会第4回通常理事会 [WEB]
3/28 日本薬学会第141年会シンポジウム「保険薬局が目指す薬物治療の実践: 薬局薬剤師の機能と専門性」 [WEB]
3/30 常務理事会 [東京 日薬] (資料4)
4/1 日本 Well-being 計画推進特命委員会
[自民党本部]
いろいろな背景 (例: 職種) の人でも幸福に過ごせるという観点を充実させていくという会で、今後こういうところが注目されてくるのではないか、と報告された。
4/6 常務理事会 [東京 日薬] (資料13)

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (青野副会長)
4月22日 (木) 午後7時～

- (議事要旨作成責任者【予定】中川 潤子)
 5月20日(木)午後7時~
 6月9日(水)午後7時~⇒6月2日(水)に変更
 6月17日(木)午後7時~
 7月8日(木)午後7時~
 (2)広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会委員について(青野副会長)
 野村祐仁 専務理事(継続)
 繼続をお願いする。
 (3)広島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の推薦について(青野副会長)
 任期:令和3年6月1日~令和5年5月31日
 (2年)
 木平健治 元副会長(継続)
 繼続をお願いする。
 (4)令和2年度薬剤交付支援事業について(豊見副会長)
 この事業は、「薬局で0410対応で薬を送付する際に患者負担は200円、それ以外は国が負担するという事業」について広島県薬剤師会がとりまとめて補助金を申請している。
 初時は2月末で事業終了(または当初予算交付済期まで)としていたが、その後、厚労省と財務省の協

議の結果、次年度にも引き継がれることになった。しかし、令和3年度の実施要綱がでていないため、適用時期が明らかになっていない。(3月適用か4月適用か)また、県薬への報告期限等について(2月末までの事業について3月15日提出期限)何度か周知したがその内容について十分な理解が得られず、3月分についても4月に入り多数報告されているという現状である。この事業については、次年度も事業継続可能ということも、適用時期についても厚労省から明示されていないことから、各薬局等への情報提供もできず、記録を残すようにと指示しているところである、と報告があった。

- (5)広島県保険者協議会ジェネリック医薬品を希望します!シールの会誌同封について(資料5)(青野副会長)
 同封時期:会誌7月号の予定
 送付枚数:未定
 原寸は資料の見本より小さい。
 (6)常務理事会議事要旨作成責任者について(予定)(資料6)(青野副会長)
 各常務理事で要旨作成予定日の確認をお願いする。

◆4月22日定例常務理事会議事要旨

日 時:令和3年4月22日(木)午後7時~8時45分
 場 所:広島県薬剤師会館 2階 在宅医療研修室
 議事要旨作成責任者:中川 潤子
 出席者:豊見会長、青野・豊見各副会長、野村専務理事、荒川・有村・井上・中川・柚木・吉田各常務理事
 オンライン出席者:谷川副会長、秋本・二川・松村各常務理事
 欠席者:平本・松尾副会長、小林・竹本・宮本各常務理事

会長挨拶:

今日は木曜日です。今週の日曜日には広島県で大事な選挙がありますが、皆さん、期日前投票はもう済ませたでしょうか。まだの方は必ず投票に行っていただくようお願いをいたします。非常に情勢が厳しいということで、中央からいろいろな方が広島に来られています。会館にも何人か国会議員が来られていますが、非常に厳しいと言われています。土曜日も根本匠衆議院議員が東部に来られるそうです。三原では薬剤師さんを集めてお話をされるという話も出ているそうです。先日、本会に来られた国光あやの衆議院議員から、福山は大丈夫ですかと直接電話がありました。なんとか、失地回復できるようにがんばってやっていただきたいという連盟の話から始まりました。

相変わらず、コロナで第4波がきて大変な状況になっております。今日の審議事項にも入っております。後で話も出てくると思いますので、よろしくお願ひいたします。

1. 審議事項

- (1)令和3年度広島県薬物乱用対策推進本部名簿の作成について(資料1)(野村専務理事)
 (令和2年度) 本部員 豊見雅文 会長
 幹事 野村祐仁 副会長
 事務担当者 横山修三 事務局長

- 回答期限 令和3年4月20日(火)
 引き続き上記3名を推薦することを承認した。
 (2)令和3年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議の開催について(資料2)(野村専務理事)
 日 時:5月28日(金)13:30~15時30分
 参加方法:対面会議(広島県庁)・ウェブ会議(Zoom)
 野村専務理事がウェブで出席することを決定した。学校薬剤師・薬事衛生指導員の活動状況、広島市域薬剤師会でポスター作成配付等について報告すると説明があった。
 (3)医薬品の適正使用検討特別委員会委員の推薦について(資料3)(野村専務理事)
 (現 在) 松尾裕彰 副会長
 谷川正之 副会長
 豊見 敦 副会長
 任期 委嘱の日~令和4年3月31日
 回答期限 令和3年5月7日(金)
 引き続き上記3名を推薦することを承認した。
 (4)令和3年度第1回理事会について(資料4)(野村専務理事)
 日 時:5月15日(土)15:00~
 場 所:広島県薬剤師会館
 理事会の議事について確認し、承認した。理事会の召集については、集合かオンラインにするか直近になって決定する。
 (5)第59回広島県薬剤師会定時総会について(資料5)(野村専務理事)
 日 時:6月20日(日)13:00~
 場 所:広島県薬剤師会館
 総会の運営について:
 •開会の辞
 •閉会の辞
 •司会者

開会の辞を青野副会長、閉会の辞を谷川副会長、司会を松村常務理事が担当することが決定した。また、来年3月開催予定の臨時総会の開・閉の辞は、松尾副会長と野村専務理事が担当することを決定した。総会の召集については、新型コロナウイルスの感染状況をみて決定すると発言があった。通常、定時総会で行っている表彰式は、11月7日に開催する第41回広島県薬剤師会学術大会において行うことが決定した。

(6) 日薬代議員中国ブロック協議会への質問事項について（青野副会長）
 日 時：6月5日（土）15:00～
 場 所：セントコア山口
 質問提出締切：5月19日（水）
 質問事項の提出について依頼があり、提出期限を5月19日とすることを承認した。

(7) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料6）（野村専務理事）
 札幌医大の人口あたりの新型コロナウイルス感染者数の推移等のデータ等の説明があり、承認した。

(8) 委員会について（資料22）（野村専務理事）
 秋本常務理事を、認定基準薬局制度運営協議会・抗HIV薬服薬指導研修会の委員として新規に委嘱すること等に伴い、担当者の割り当てを行い、5月15日の理事会に委員の委嘱についてとして提案することを承認した。

(9) 広島県循環器病対策推進協議会委員の推薦について（資料24）（野村専務理事）
 任 期：承諾のあった日～令和5年3月31日
 会 議：4回程度予定（6月、9月、12月、令和4年2月）
 報償費等：報償費・1回当たり10,300円、費用弁償・県旅費規程による。
 (初めて)
 谷川副会長を推薦することを承認した。

(10) 社会福祉法人広島修道院児童アフターケアひかりセミナーへの講師派遣について（資料25）（野村専務理事）
 日 時：11月28日（日）10:00～
 場 所：児童アフターケアひかり
 (広島市東区光町1-17-12-104)
 講演内容：「薬育」
 講演時間：10:00～（90分）
 対象人数：高校生10名程度 施設職員5名程度
 (初めて)
 荒川常務理事を派遣することを承認した。

(11) 後援、助成及び協力依頼等について（野村専務理事）
 ア. 令和3年度広島県農薬危害防止運動の後援について（資料7）（野村専務理事）
 期 間：6月1日～8月31日
 回答期限：令和3年4月26日（月）
 (毎年後援)
 後援することを承認した。

イ. 環境と健康のポスター・標語コンクール事業の後援について（資料8）（野村専務理事）
 主 催：一般財団法人広島県環境保健協会
 共 催：広島県、広島県教育委員会、一般財団法人広島県環境保全公社、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会

(毎年後援)
 後援することを承認した。

ウ. 令和3年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の後援について（資料9）（野村専務理事）
 期 間：6月20日～7月19日
 回答期限：令和3年4月27日（火）
 (毎年後援)
 後援することを承認した。

エ. 「けんみん文化祭ひろしま'21」の協賛について（資料10）（野村専務理事）
 期 間：9月～12月
 協賛金：5万円
 申込期限：令和3年4月28日（水）
 (毎年協賛)
 協賛（5万円）することを承認した。

オ. 第29回広島県医療情報技師会研修会の後援について（資料11）（野村専務理事）
 期 間：5月22日（土）10:00～17:20
 開催場所：WEB開催
 参加対象者：医療情報に関する医療従事者及びITベンダー
 (毎年後援)
 後援することを承認した。

カ. 第71回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～広島県推進委員会への参画及び出席について（資料12）（野村専務理事）
 日 時：令和3年5月27日（木）13:30～14:30
 場 所：広島ガーデンパレス
 回答期限：令和3年4月30日（金）
 (毎年：参画)
 参画すること、委員会に横山事務局長が出席することを承認した。

キ. 一般社団法人広島ダルク運営資金の献金について（資料26）（豊見会長）
 令和2年度：10万円（2月17日送金）
 令和3年度分として、10万円送金することを承認した。

2. 報告事項

- (1) 3月25日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
 (2) 諸通知
 ア. 来・発簡報告（別紙2）
 イ. 会務報告（別紙3）
 ウ. 会員異動報告（別紙4）
 (3) 委員会等報告
 (谷川副会長)
 4/14 倫理審査（迅速）委員会 [広島県薬剤師会館]
 (平本副会長)
 4/10 「令和3年度介護報酬改訂の概要」に関する研修会 [広島県薬剤師会館]
 参加者：163名
 研修シラバス検討委員会主催として行った研修会であること、研修会の動画を4月20日に本会ホームページにアップし、会員薬局へファックス一斉同報をしたと報告があった。
- (中川常務理事)
 4/16 広報委員会 [広島県薬剤師会館]

(吉田常務理事)

4/19 復職支援研修説明会オリエンテーション [広島県薬剤師会館]

参加者：8名（うちオンライン1名）

令和3年1月に薬剤師の届出が行われているため、参加者が増えたこと、薬剤師の資格確認のため、アンケートに薬剤師登録番号を記載するようにしたと報告があった。

（4）関連団体報告

（豊見会長）

4/8 令和3年4月支部運営委員会（旧幹事会）
[社会保険診療報酬支払基金広島支部]

4/14 新型コロナワクチン接種体制整備
に係る基本型接種施設及び連携型接種施設
向け連絡会 [Zoom]

連絡会の資料については、地域・職域薬剤師会宛に連絡をしたが、医療従事者接種と住民接種の流れ、新型コロナワクチンの配送スケジュール、ワクチン配布スケジュール、6回接種可能な注射器等の配布、コロナワクチンの副反応、新型コロナワクチン接種の予診票等の資料を2つ上げていると報告があった。豊見副会長から、厚生労働省から発出されている各文書を基に、ワクチンの温度管理については適切に行う必要があるが、行われていないと思われるため、次回、広島県の会議が開催される際、広島県で各接種施設で適切に温度管理を行うよう伝えてほしいと発言があった。

豊見会長から、妊娠中のワクチン接種について、きちんと説明するが必要があるのではないかと発言があった。

吉田常務理事から、初めてスタッフとして参加したワクチン接種会場では、お薬相談が多かったことなど報告があった。

（青野副会長）

4/10 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区
ブロック会議 [広島県薬剤師会館] (資料
13)

4/10 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入
調整機関評議員会及び運営委員会合同会議
[広島県薬剤師会館] (資料14)

薬学共用試験（OSCE）は通常6課題であるが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度は3課題で行われたこと、薬局実習も短縮、病院実習もオンラインで行われた等の実施状況報告があり、実習生の新型コロナワクチン接種については、広島県は大学を通じて接種できていると報告があった。

4/13 第63回中国・四国地区調整機構会議（支部会）[WEB会議]

4/13 中国四国厚生局指導監査課長外来局 [相田
薬局] (資料15)

薬局宛の社会保険医療担当者の個別指導の実施についての通知に、「新型コロナウイルス感染症の対応、ワクチン接種業務等のため、指導への対応が困難になった場合については、厚生局に相談ください」という一文が追加されたと報告があった。

（豊見日薬常務理事）

4/12 くすりの基礎知識啓発会議 [WEB]

4/13 常務理事会 [東京 日薬] (資料16)

規制改革会議、薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会について報告があった。

検討会の中で薬剤師の業務についてまとめられているが、HMネットについても状況を把握したいとのことで、県内数か所で調査が行われたようだと報告があった。

4/14 日本医療薬学会2021年度第2回地域薬学ケア専門薬剤師研修小委員会 [WEB]

4/20 第1回理事会 [東京 日薬]

4/21 日本医療薬学会2021年度第3回地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会 [WEB]

4/22 生涯学習委員会 PS 検討ワーキンググループ [WEB]

4/22 広島国際大学薬学部開講科目特別公演 [広島国際大学呉キャンパス]

（平本副会長）

4/16 広島県介護支援専門員協会第1回オンライン委員会 [Zoom]

4/19 広島県介護支援専門員協会第1回研修・出版部会 [Zoom]

（竹本常務理事）

4/13 AT アジアトライアスロン選手権2021廿日市アンチ・ドーピング活動打合せ [廿日市市] (薬事情報センター)

（松村常務理事）

4/15 21世紀、県民の健康とくらしを考える会第1回役員会 (資料17) [Zoom]

令和2年度、書面審議の結果、「命の宝箱」事業を広島県医師会へ移管したことの説明があったこと、会則の見直し、入退会の承認等の審議が行われたこと、令和3年度県民フォーラムを令和4年1月22日（土）に、広島県医師会館で、500名のハイブリット開催、内容は「新型コロナウイルス」とすることが決定したと報告があった。

（横山事務局長）

4/16 中国四国厚生局指導監査課指導総括管理官
来会 [広島県薬剤師会館]

（その他）

（水島薬事情報センター長）

4/8 医薬品情報委員会 (広島県病院薬剤師会)
[広島県薬剤師会館] (薬事情報センター)

（三浦薬局長）

4/19 地域高齢者勉強会サロン・さくら勉強会
[山根東集会所]

3. その他

（1）常務理事会の開催について（野村専務理事）

5月20日（木）午後7時～

（議事要旨作成責任者【予定】二川 勝）

6月2日（水）午後7時～

6月17日（木）午後7時～

7月8日（木）午後7時～

7月21日（水）午後7時～

（2）令和3年度日本薬剤師会中国ブロック会議の開催について（野村専務理事）

日 時：10月16日（土）15:00～18:00

場 所：セントコア山口

出席者：会長、各副会長、専務理事

（3）新型コロナワクチン接種に関する啓発資材

の送付について（資料18）（豊見副会長）
4月23日付けで薬局に配付すること、本会HPの新型コロナウイルス感染症関連情報にもワクチン接種済みシールについてアップすると報告があった。

（4）令和3年度薬剤交付支援事業について（資料19）（豊見副会長）

薬剤交付支援事業について、令和3年度も継続すること決定したこと、広島県では従来どおり3月・4月は患者負担が200円で行うこと、5月からは100円になること、その通知をファックス一斉同報を行ったと報告があった。

（5）会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について（資料20）（野村専務理事）

（6）新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設OTC対応のための特定販売について

（野村専務理事）

県薬務課からの指導により、薬局以外の場所にいる者に対する一般用医薬品等の授与を行うため、会営二葉の里薬局で特定販売の許可を取ったと報告があった。

（7）令和3年度四師会連携事業等に係る対応について（資料21）（横山事務局長）

回答締切：4月30日（金）

令和3年度広島県四師会役員連絡協議会及び同社会保険担当理事連絡協議会の開催について、当番にあたる広島県看護協会からアンケートがきていることについて、両会議も「開催を1年延期する」として回答することが決定した。

（8）コンピュータチェックに関する試行的公開のアンケート実施について（資料28）

（横山事務局長）

（9）第59回広島県薬剤師会定時総会の資料について（野村専務理事）

（10）「安心安全企画・コロナ対策」の中国新聞朝刊掲載について（資料23）（谷川副会長）

掲載日：4月30日（金）

4月30日の中国新聞に、四師会から「過度な受診控えに注意」という内容で広告掲載を行うこと、年間の広告料に含まれていると報告があった。

（11）薬剤師向けてんかんセミナーについて（資料27）（野村専務理事）

日 時：6月26日（土）14:00～16:10

場 所：リッチモンドホテル福山駅前、LIVE 視聴（ZOOM）

※会誌5月号チラシ同封・本会HPアップ

県 薬 日 誌

日 付		行 事 内 容
4月20日	火	日本薬剤師会第1回理事会（東京・日薬）
22日	木	常務理事会
23日	金	健康サポート薬局研修担当者全国会議（TKP市ヶ谷カンファレンスセンター）
24日	土	ATアジアトライアスロン選手権2021廿日市アンチ・ドーピング活動（廿日市市）
25日	日	認定基準薬局研修会
26日	月	・広島県教育委員会 豊田由之課長・石川清係長来会 ・退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会

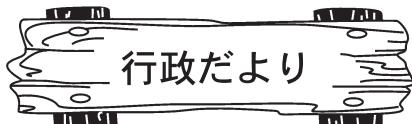
日 付		行 事 内 容
27日	火	・会計チェック（部会、薬局） ・令和3年度薬局後発医薬品使用促進事業検討会（第1回）
28日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（合同庁舎） ・日本薬剤師研修センター薬剤師研修協議会総会（Zoom）
30日	金	財務担当者会議
5月7日	金	・広報委員会（会誌7月号巻頭特集対談） ・健康サポート薬局委員会 ・令和3年度第1回HMネット運営会議（Zoom）
8日	土	学校薬剤師部会 理事会・幹事会

日付		行事内容
10日	月	中国新聞社取材 (南海老園豊見薬局)
11日	火	「退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会」・「在宅支援薬剤師専門研修委員会」合同委員会
12日	水	日本薬剤師会第1回都道府県会長協議会 (東京 日薬・オンライン)
13日	木	監査会
14日	金	・新型コロナウイルス感染症広島県対策本部事案対策部ワクチン接種体制整備班来会 ・第41回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
15日	土	・広島県病院薬剤師会 第1回地域医療連携支援検討委員会 (Zoom) ・理事会
17日	月	(緊急) 災害対策委員会 (Zoom)
18日	火	・日本薬剤師会第2回理事会 (東京・日薬) ・広島県健康福祉局健康づくり推進課がん予防グループ来会 ・次世代指導薬剤師特別委員会 (Zoom)
19日	水	・日本薬剤師会総会議事運営委員会 (東京・日薬) ・令和3年度第1回 てんかん治療医療連携協議会 (広島大学病院)
20日	木	常務理事会
21日	金	令和3年度四師会協議会県民フォーラムに係る検討ワーキンググループ会議 (Zoom)
22日	土	第29回広島県医療情報技師会研修会 (Zoom)
25日	火	広島県介護支援専門員協会 令和3年度第2回オンライン委員会 (Zoom)

日付		行事内容
27日	木	新型コロナウイルスワクチン接種に係る基本型接種施設及び連携型接種施設向け連絡会 (Zoom)
28日	金	・令和3年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議 (広島県庁・Zoom) ・健康サポート薬局委員会 (Zoom) ・緩和ケア薬剤師研修委員会 (Zoom)
29日	土	・広島県薬剤師会における薬薬連携に関する研修会 (Zoom) ・安佐薬剤師会 総会 (安佐南総合福祉センター)
6月2日	水	常務理事会
4日	金	「AMR対策に関する抗菌薬使用量調査の地域における検討」打合会
5日	土	日薬代議員中国ブロック協議会 (Zoom)
8日	火	広島県地域保健医療推進機構評議員会事前説明
11日	金	オンライン診療活用検討会議 (オンライン)
12日	土	広島市薬剤師会通常総会
14日	月	退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会 (Zoom)
15日	火	正・副会長会
16日	水	IPPNW日本支部理事会 (オンライン)
17日	木	・広島県歯科医師会新役員就任挨拶 ・常務理事会
18日	金	広報委員会 (Zoom)
19日	土	日本薬剤師会改正薬機法に関する担当者全国会議 (オンライン)
20日	日	第59回広島県薬剤師会定時総会

行事予定（令和3年7～9月）

- 7月3日(土) 日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」のマッチングに係る全国説明会(Zoom)
- //
- 7月4日(日) } 日本薬剤師会令和3年度病院診療所薬剤師研修会(ハイブリット開催)(広島国際会議場)
- 7月6日(火) 日本薬剤師会都道府県会長意見交換会(東京 日薬)
- //
- 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会(東京 日薬)
- 7月7日(水) 日本薬剤師会日薬賞等選考委員会(東京 日薬)
- 7月8日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(福山)
- //
- 常務理事会
- 7月9日(金) 令和3年度第1回『自立支援』多職種ネットワーク推進会議(Zoom)
- 7月10日(土) 第541回薬事情報センター定例研修会
- 7月11日(日) 健康サポート薬局研修B
- 7月12日(月) 令和3年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰選考専門委員会(Zoom)
- 7月15日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(合同庁舎)
- 7月18日(日) 令和3年度ヒロシマ薬剤師研修会(広島大学)
- //
- 健康サポート薬局研修A
- 7月19日(月) 復職支援研修会
- 7月21日(水) 常務理事会
- 7月22日(木) 第57回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ)
- 7月23日(金) } 中国・四国 in 福山(福山大学)
- 7月31日(土) } 令和3年度第2回認知症対応力向上研修(広島市)
- 8月4日(水) 常務理事会
- 8月18日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(合同庁舎)
- 8月19日(木) 常務理事会
- 8月26日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(合同庁舎)
- 8月28日(土) 日本医療薬学会第82回医療薬学公開シンポジウム
- 9月1日(水) 常務理事会
- 9月5日(日) 2021年度緩和ケア薬剤師研修
- 9月8日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(合同庁舎)



令和3年4月28日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱等の一部改正について（依頼）

本県における肝炎対策事業の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、厚生労働省の通知（令和3年3月31日健発0331第2号厚生労働省健康局長通知及び令和3年3月31日健肝発0331第3号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）等に基づき、「広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」等の一部改正を行いました。

本改正により、保険薬局で調剤された肝がんにかかる外来治療の一部についても本事業の対象となりました。

については、次のとおり対応に御協力くださるよう、貴会会員への周知をお願いします。

1 適用年月日

令和3年4月1日

2 主な改正内容

（1）助成対象となる医療の拡大

改正前：肝がん・重度肝硬変に係る入院医療費のみが助成対象

改正後：上記に加え、肝がんに係る外来医療費^{*}の一部を助成対象に追加

※分子標的薬を用いた化学療法又は肝動注化学療法

（2）助成対象となる月数のカウントに係る緩和

改正前：助成を受けたい月の過去12月以内に、対象医療に関して高額療養費算定基準額を超える入院関係医療が既に3月以上ある場合、4月目から助成を受けることができる。

改正後：助成を受けたい月の過去12月以内に、対象医療に関して高額療養費算定基準額を超える医療が既に2月以上ある場合、3月目から助成を受けることができる。

3 保険薬局の主な対応

- ・対象患者が助成制度を利用するための「医療記録表」への記載
- ・対象患者への償還払い請求の案内
- ・助成制度紹介リーフレット等の対象患者への配布

4 その他

実施要綱や様式、マニュアル等は県ホームページに掲載しています。

「広島 肝がん重度肝硬変」で検索していただくか、2次元バーコードよりアクセスしてください。2次元バーコードは、左側が本事業の概要ページ、右側が患者向けページです。



担当 肝炎対策グループ
 電話 082-513-3078 (ダイヤルイン)
 FAX 082-211-3006
 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 (担当者 三野)

令和3年5月6日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

小林化工株式会社が有する製造販売承認の取消しについて（通知）

このことについて、令和3年4月28日付け薬生薬審発0428第6号で厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 長谷川、白石)

別紙

薬生薬審発0428第6号
 令和3年4月28日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
 (公 印 省 略)

小林化工株式会社が有する製造販売承認の取消しについて

本日付で、小林化工株式会社に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第74条の2第3項第2号の規定に基づき、承認取消処分を行いましたので、貴管下関係医療機関等及び医薬品卸売販売業者等に対し周知方御配慮願います。

なお、当該品目については、すでに自主回収が開始されていることを申し添えます。

記

1. 承認取消対象品目

- ・ロラタジン OD フィルム 10mg 「KN」 (承認番号 : 22400AMX00588000)
- ・アナストロゾール錠 1mg 「KN」 (承認番号 : 22400AMX00983000)
- ・ロスバスタチン錠 2.5mg 「MEEK」 (承認番号 : 22900AMX00860000)
- ・ロスバスタチン錠 5mg 「MEEK」 (承認番号 : 22900AMX00859000)
- ・ボセンタン錠 62.5mg 「KN」 (承認番号 : 22800AMX00629000)
- ・モンテルカスト細粒 4mg 「KN」 (承認番号 : 22900AMX00351000)

- ・エンテカビル錠 0.5mg 「KN」（承認番号：22900AMX00335000）
- ・イルベサルタン錠 50mg 「KN」（承認番号：22900AMX00884000）
- ・イルベサルタン錠 100mg 「KN」（承認番号：22900AMX00885000）
- ・イルベサルタン錠 200mg 「KN」（承認番号：22900AMX00886000）
- ・セレコキシブ錠 100mg 「KN」（承認番号：30200AMX00371000）
- ・セレコキシブ錠 200mg 「KN」（承認番号：30200AMX00372000）

2. 適用日

当該企業が受けた医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく承認の取消しは令和3年6月1日付けで行う。

令和3年5月10日

広島県医師会会長様
広島県歯科医師会会長様
広島県薬剤師会会長様
広島県病院協会会長様
広島県柔道整復師会会長様
広島県訪問看護ステーション協議会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
医療介護保険課

福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応状況について（通知）

県内の各市町を実施主体とする福祉医療費公費負担制度の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

各市町の対応状況を別紙のとおり取りまとめましたので、貴会会員への周知について御配慮いただきますようお願いします。

【令和3年8月1日からの変更点】

乳幼児医療（90）

市町名	制度名	変更点	変更前	変更後
東広島市	乳幼児等医療費支給制度	対象年齢	区分：通院 9歳到達の年度末まで (小学校3年生まで)	区分：通院 12歳到達の年度末まで (小学校6年生まで)

※入院の支給対象年齢については変更なし（中学校3年生まで）

担当 管理グループ
電話 (082)513-3212 (ダイヤルイン)
(担当者 森)

別紙

福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況

1 重度心身障害者医療(91)

(令和3年8月1日現在)

市町名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

2 ひとり親家庭等医療(92)

(令和3年8月1日現在)

市町名	一部負担金
広島市 府中町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

3 乳幼児医療(90)

(令和3年8月1日現在)

市町名	対象年齢等	一部負担金
熊野町	入院：中学校3年生まで 通院：就学前まで	入院・通院とも無料
府中町	入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院・通院とも月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
廿日市市	入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	①未就学児は入院・通院とも無料 ②小学生以上は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
広島市	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで	○入院 無料 ○通院の場合(1医療機関につき) 1 保護者の所得額が基準額未満の場合 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで) 2 保護者の所得額が基準額以上 ①未就学児 1日1,000円を限度(月2日まで) ②小学1～3年生 1日1,500円を限度(月2日まで) ③第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで)
三次市 安芸高田市 安芸太田町 北広島町 世羅町 神石高原町	入通院とも18歳到達後最初の3月31日まで	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
三原市 尾道市 府中市 庄原市 大竹市 大崎上島町 福山市	入通院とも中学校3年生まで	
海田町	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで	
呉市 竹原市 東広島市 江田島市 坂町	入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	

※ は、令和3年(2021年)8月1日から変更となる市町

4 精神障害者医療(91)※令和3年4月から新設(通院のみ適用)

(令和3年8月1日現在)

市町名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	通院：無料(※広島市は令和4年2月から制度開始)
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日まで

一部負担金の取扱いは、必ず受給者証で確認してください。

令和3年5月17日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページにおける 「添付文書一括ダウンロード機能」の追加について（通知）

このことについて、令和3年5月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 長谷川)

別紙

事務連絡
令和3年5月10日

各 都道府県
政令指定都市
保健所設置市 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページにおける 「添付文書一括ダウンロード機能」の追加について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）の改正により措置されることとなった添付文書の電子化の運用が本年8月1日から開始されます。

この添付文書の電子化により、紙媒体での情報提供に代えて、薬機法第68条の2で規定する医療用医薬品、医療機器（主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器を除く。）及び再生医療等製品の使用及び取扱い上の必要な注意等の事項（以下「注意事項等情報」という。）については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）のホームページでの公表といった電子的な方法による情報提供が基本となります。また、医薬品等の販売包装単位の容器又は被包に記載された符号（GS1バーコード）をスマートフォン等で読み取ることで、機構のホームページ上で公表されている最新の情報を閲覧できるようになります。

今般、添付文書の電子化の運用が開始されることを踏まえ、災害時等の機構のホームページにアクセスできない場合でも電子化された添付文書の閲覧を維持できるよう、医療用医薬品の「添付文書一括ダウンロード機能」が構築されました。添付文書一括ダウンロード機能の概要は別紙及び下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の医療機関に周知方お願いいたします。

記

1 ダウンロード可能な添付文書

- (1) 機構ホームページに公開されている添付文書
- (2) マイ医薬品集作成サービスに登録されている添付文書
- (3) (1) (2) についてそれぞれ指定した期間に更新された添付文書

2 ダウンロード可能なファイルの種類

「PDFのみ」、「XML/SGMLのみ」又は「PDFとXML/SGML」の両方から選択可能

3 利用方法

本機能は PMDA メディナビのオプションサービスであるマイ医薬品集作成サービスの機能となります。

利用には PMDA メディナビとマイ医薬品集作成サービスへの登録が必要です。マイ医薬品集作成サービスへは以下の QR コードよりアクセスいただけます。



別 紙

医療用医薬品 添付文書一括ダウンロード機能追加のお知らせ

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)

安全性情報・企画管理部 リスクコミュニケーション推進課

日頃より、PMDA の安全対策にご協力いただきありがとうございます。

今般、PMDA ではメディナビのマイ医薬品集作成サービスの機能として「添付文書一括ダウンロード機能」を新たに構築しました。本機能は、2021 年 8 月の改正薬機法施行による添付文書の電子化にあたり、災害時等、医療現場にて web アクセスができない場合に備え、医療現場の皆さんに日頃から必要な添付文書をダウンロードしていただくことを目的に構築されました。機能の概要は以下のとおりです。

✧ ダウンロード可能な添付文書

PMDA ホームページに公開されている添付文書をダウンロードすることができます。

そのうち、マイ医薬品集作成サービスに登録している添付文書や、指定した期間に更新された添付文書に限ってダウンロードすることも可能です

✧ ダウンロード可能なファイルの種類

「PDF のみ」、「XML/SGML のみ」、「PDF と XML/SGML の両方」から選択可能です。

✧ 利用方法

本機能は PMDA メディナビのオプションサービスであるマイ医薬品集作成サービスの機能です。ご利用には、PMDA メディナビにご登録いただいた上でマイ医薬品集作成サービスへの登録が必要です。マイ医薬品集作成サービスへは右の QR コードよりアクセスいただけます。



①【登録医薬品一覧画面】で **一括ダウンロード** を押下する

②【利用規約画面】にて 利用規約を確認、同意

③【添付文書一括ダウンロード選択画面】でダウンロードするファイルを選択

令和3年5月17日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

医薬品等の容器等に記載された符号を読み取ることで注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するスマートフォン等のアプリケーションについて（通知）

このことについて、令和3年5月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 長谷川)

別紙

事務連絡
令和3年5月10日

各 都道府県
政令指定都市
保健所設置市 卫生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医薬品等の容器等に記載された符号を読み取ることで注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧するスマートフォン等のアプリケーションについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「薬機法」という。）の改正により措置されることとなった添付文書の電子化の運用が本年8月1日から開始されます。

この制度改正により、医療用医薬品、医療機器（主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器を除く。）及び再生医療等製品の使用及び取扱い上の必要な注意等の事項（以下「注意事項等情報」という。）について、従来の紙媒体に代えて、電子的な方法での情報提供が基本となります。注意事項等情報の閲覧に当たっては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）のホームページ上において検索することも可能ですが、医薬品等の容器等に記載された符号（GS1バーコード）をスマートフォン等のアプリケーション（以下「アプリ」という。）で読み取ることで、簡便に最新の注意事項等情報を閲覧することができます。

利用可能なアプリの1つとして、（一財）流通システム開発センター（GS1Japan）、日本製薬団体連合会、及び（一社）日本医療機器産業連合会が共同で開発したアプリ「添文ナビ」が本年4月1日から無償で提供されています。

添文ナビは、Apple及びGoogleの各公式ストアにおいて、ダウンロードできます。

添文ナビの概要は別紙及び下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の医療機関（診療所、歯科診療所を含む。）、薬局及び関係団体に周知方をお願いいたします。

添文ナビの提供・普及に当たっては、分かりやすいリーフレットや解説動画が作成・提供される予定です。また、関連情報を機構のホームページに掲載するなど、現場の医薬関係者の方に簡便に添文ナビをご利用いただけるよう、産業界とも連携して取り組んでまいります。

記

1. アプリの名称について

(一財) 流通システム開発センター (GS1Japan)、日本製薬団体連合会及び (一社) 日本医療機器産業連合会が共同で開発したアプリの名称は、「添文ナビ」です。

2. 添文ナビの利用について

添文ナビの利用に当たっては、以下の URL から確認することができる「添文ナビ利用規約」の内容を必ず確認し、当該利用規約の全ての内容に同意いただく必要があります。

https://www.dsri.jp/standard/healthcare/tenbunnavi/pdf/TenbunNabi_kiyaku.pdf

3. 添文ナビのダウンロードについて

Apple 及び Google の各公式ストアよりダウンロードできます。

iOS 版



Android 版



「電子化された添付文書」 のご案内

医薬関係者の皆さまへ

常に最新の
電子化された添付文書を
ご覧いただけます

医薬品リスク管理計画
(RMP)などの関連文書も
ご覧いただけます

薬機法※の改正により、2021年8月1日から医療用医薬品の添付文書は「電子化された添付文書」での閲覧が基本となります。専用のアプリケーション(アプリ)で外箱のGS1 バーコードを読み取ることで、スマートフォンやタブレット端末でPMDAホームページ上の最新の電子化された添付文書や関連情報をいつでもご覧いただけるようになります。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

監修:厚生労働省 制作:日本製薬団体連合会安全性委員会

電子添文をさらに活用

医薬品の安全性情報 タイムリーに確認するには

「PMDAメディナビ」でメール通知を受け取る

PMDAが提供する無料のメールサービスPMDAメディナビに登録すると、緊急安全性情報や使用上の注意の改訂指⽰通知・新薬の承認情報などをいち早く入手することができます。

こんな情報が届きます！ /

<ul style="list-style-type: none"> ・緊急安全性情報（ヨーローテー） ・DSU（医薬品安全対策情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性速報（フレーテー） ・回収情報（クラス、クラスII） 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用上の注意の改訂指⽰通知 ・医薬品リスク管理計画（RMP）など
---	---	--

PMDAメディナビ

PMDAホームページの安全性情報提供サービスを利用する

マイ医薬品集作成サービス

必要な医薬品を登録すると、電子化された添付文書、インターネットホームページ、患者・医薬品・ガイド等が一覧表示されます。登録医薬品の最新情報を探せる機能もあります。災害時等、注意事項情報の新旧表示機能もあります。PMDAメディナビ登録者のみご利用いただけます。

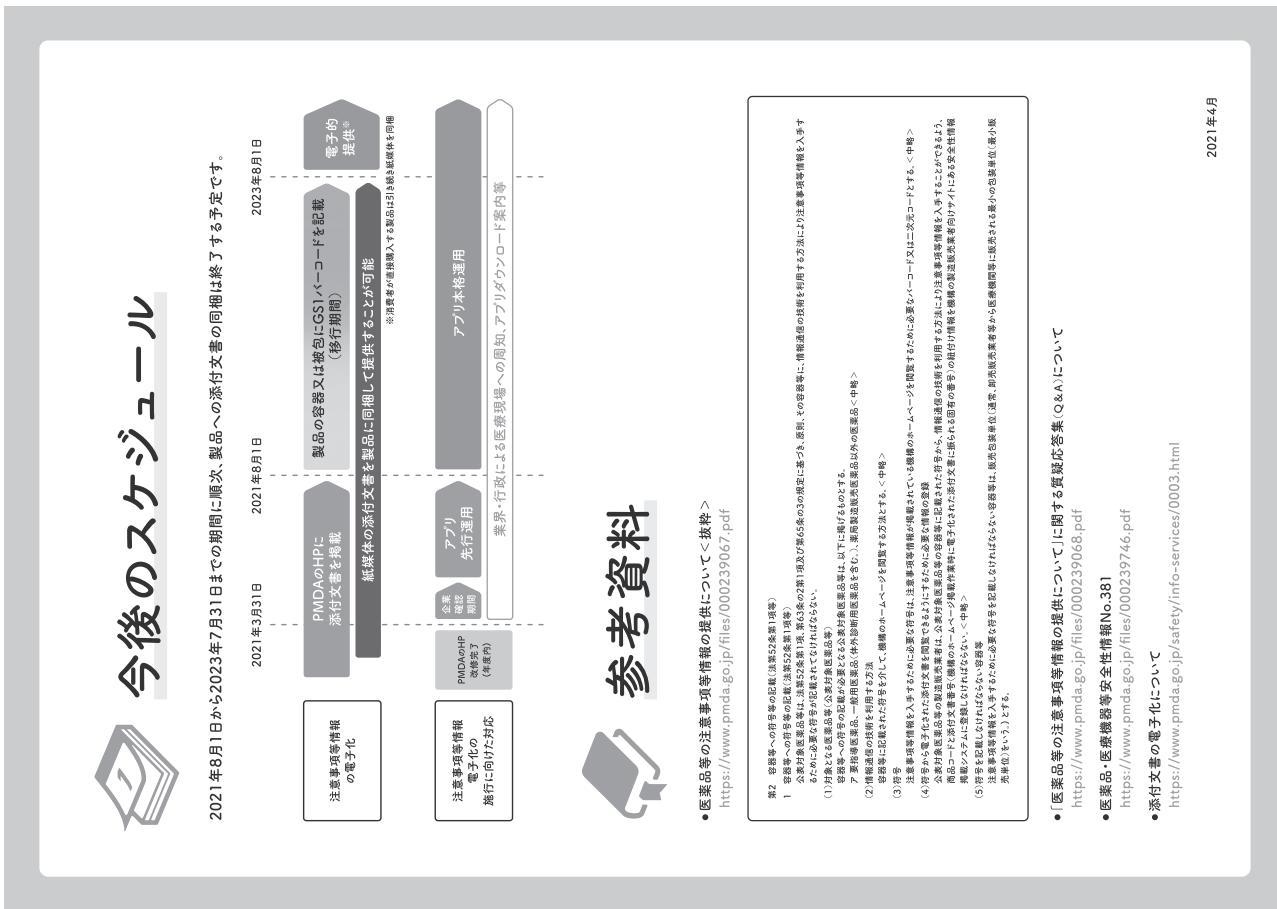
医療用医薬品添付文書一括ダウンロードサービス

「マイ医薬品集作成サービス」作成画面サムル、金鎖医薬品一覧）

医療用医薬品の電子化された添付文書が一括でダウンロードできます。すべての医薬品やマイ医薬品、金鎖医薬品集に登録済み医薬品のみが一括でダウンロードする添付文書を選択できます。「マイ医薬品集作成サービス」にログイン後ご利用いただけます。災害時等、インターネット環境に接続できない場合に備え、定期的なダウンロードを予め願いします。

DSU（医薬品安全対策情報）（日本製薬団体連合会発行）

医薬品を使う上の新たな注意事項について、製薬業界が取りまとめた文書です。年10回発行しており、ウェブ上でまとめて確認できます。



令和3年5月17日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について（通知）

このことについて、令和3年5月12日付け薬生監麻発0512第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 長谷川)

別紙1

薬生監麻発0512第1号
令和3年5月12日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の 一部改正について

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知。以下「46通知」という。）に基づき判断することとしています。また、個別の成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）に規定しているところです。

今般、例示通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

都道府県から提出のあった個別成分本質（原材料）（※）について、46通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添1「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添2「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に追加した。

※企業等が輸入又は製造して販売しようとする物に含有されている成分及びいわゆる健康食品の買上調査において検出された成分。

2 改正の概要

(1) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載してきたが、当該リストの他名等を「Cervus nippon、Cervus elaphus、Cervus canadensis又はその他同属動物（Cervidae）」へ変更した。

○動物由来物等

・ロクジョウ（Cervus nippon、Cervus elaphus、Cervus canadensis又はその他同属動物（Cervidae））

(2) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に追加した。

○植物由来物等

- ・ガルシニアインディカ
- ・キバナオランダセンニチ

○その他（化学物質等）

- ・ジオスゲニン
- ・テアクリン

(3) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に掲載してきたが、当該リストの部位等に「地上部」を追加した。

○植物由来物等

- ・ゴマ（種子・種子油・地上部・根）

別紙2

「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」 の一部改正について

令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の一部を次のように改正します。

第1 別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」の2. 動物由来物等の表ロクジョウの項を次のように改める。

ロクジョウ	<u>Cervus nippon</u> 、 <u>Cervus elaphus</u> 、 <u>Cervus canadensis</u> 又はその他同 属動物（Cervidae）	雄の幼角	
-------	--	------	--

第2 別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の1. 植物由来物等（以下、「別添2の1」という。）の表カルケッハの項の次に次の項を加える。

ガルシニアインディカ	インドマンゴスチン／コバノマン ゴスチン／Kokum	果皮	
------------	-------------------------------	----	--

別添2の1の表キバナアザミの項の次に次の項を加える。

キバナオランダセンニチ		葉・花・茎葉	
-------------	--	--------	--

別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の3. その他（化学物質等）（以下、「別添2の3」という。）の表サポニンの項の次に次の項を加える。

ジオスゲニン	Diosgenin/(3 β , 25R)- spirost-5-en-3-ol		非配糖体に限る
--------	---	--	---------

別添2の3の表チロシンの項の次に次の項を加える。

テアクリン	Theacrine/1,3,7,9- Tetramethyluric acid		
-------	--	--	--

別添2の1の表ゴマの項を次のように改める。

ゴマ	ゴマ油	種子・種子油・地上部・根	
----	-----	--------------	--

行政だより 参考サイト一覧

	タイトル	別紙	URL
01	広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱等の一部改正について	—	—
02	小林化工株式会社が有する製造販売承認の取消しについて	令和3年4月28日付け薬生薬審発0428第6号	—
04	独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページにおける「添付文書一括ダウンロード機能」の追加について	令和3年5月10日付け事務連絡	https://www.pmda.go.jp/files/000240672.pdf
05	医薬品等の容器等に記載された符号を読み取ることで注意事項等情報が掲載されている機関のホームページを閲覧するスマートフォン等のアプリケーションについて	令和3年5月10日付け事務連絡	https://www.pmda.go.jp/files/000240664.pdf
06	食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について	令和3年5月12日付け薬生監麻発0512第1号	https://www.mhlw.go.jp/content/000778620.pdf

令和3年8月1日※から 国民健康保険の保険証が変わります！

※新規加入者への被保険者証については、市町によって、8月1日以前から変更になる場合があります。

どこが変わったの？

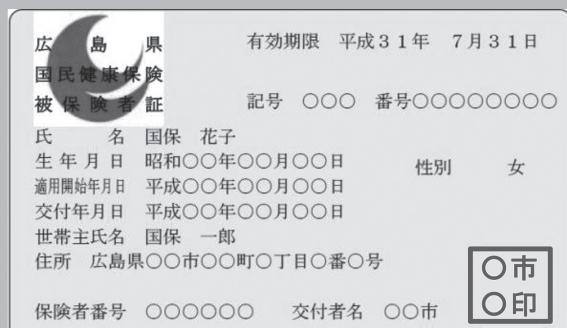
オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの健康保険証利用）により、被保険者番号が個人単位化されることに伴い、2桁の「枝番」が追加されます。

県章を削除し、各市町の公印の印影が黒色での印字となります。

(電子公印への対応及び県章の削除による印刷の単色化により被保険者証作成コストの削減を図ります。)

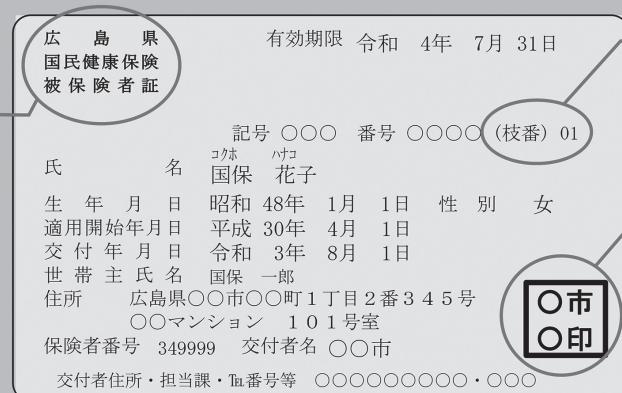
※保険正の台紙の色は これまでと同様、「紫（令和3年8月～）⇒水色（令和4年8月～）⇒オレンジ（令和5年8月～）」の順で変更します。

麥更前



「兼高齢受給者証」も
同様の変更です。

変更後



個人ごとに
2軒の料金が追加

市町の公印の 印影捺印色に変更

※保険証の文字の大きさや記載内容等については、市町ごとに異なる場合があります。

広島県・県内市町

諸団体だより

広島県青年薬剤師会

会長 石本 新



5月13日（木）知っピン月イチ勉強会をオンライン限定で開催いたしました。

講師はみづば薬局の山根一祥さんで「腎不全とカリウム」という演題でご講演頂きました。

基礎となる腎臓の機能から起こりえる合併症まで、わかりやすくお話ししていただきました。

また、カリウムの重要性・高カリウム血症に使用される薬剤の違い・食事療法まで網羅されており、大変充実した内容だったと思います。

今回の勉強会は、広島県青年薬剤師会初となるオンラインでの開催でした。

事前の準備もかなり戸惑いながらでしたが、77名という大変多くの方にご参加いただけたこと非常にうれしく思っております。

次回の勉強会は9月9日（木）オンライン限定の開催で予定しております。

勉強会の詳細はFAXまたはメールにてご確認ください。

限られた人数になりますが、多数のご参加お待ちしております。

【運営スタッフ募集】

運営・企画に興味がある方

ぜひ一緒に盛り上げていきませんか？

薬剤師の経験年数や勤務先など

まったく関係ありません！

実際、1年目の新人薬剤師の方も

スタッフとして一緒に頑張っています！

〈募集要項〉

○正会員（40歳未満の会員）

○病院薬剤師、薬局薬剤師問わず

まずは、▶ info@hiroseiyaku.org まで
ご連絡ください。

広島県青年薬剤師会では、今後も「あっ、これ気になる！」と思っていただけるような勉強会やイベントを企画します。青薬入会の有無や年齢は問わざどなたでも参加していただけますが、青薬会員になると勉強会費は500円！正会員（40歳未満の会員）のみではなく、準会員（40歳以上の会員）も500円となりますので断然お得に参加できます！会員募集は随時していますので、興味のある方はお気軽にホームページやFacebook分室等からお問い合わせください！

広島県青年薬剤師会 勉強会のお知らせ

○知っピン月イチ勉強会

日 時：9月9日（木）

会 場：オンラインZoom

テー マ：向精神病薬と便秘（仮）

講 師：草津病院薬局 宇治 宏美さん

参加費：青薬会員（準会員を含む）：500円

非会員：1,000円

学生（社会人入学は除く）：無料

※申し込みの詳細はFAXもしくはメールをご確認ください。

広島県青年薬剤師会 第35回通常総会のご案内

日 時：令和3年7月25日（日）

会 場：広島県薬剤師会館2階 在宅医療研修室

議案について

（1）令和2年度会務ならびに事業報告

（2）令和2年度収支決算報告

（3）財産目録提示

（4）監査報告

（5）令和3年度事業計画案について

（6）令和3年度会費徴収規定案について

（7）令和3年度収支予算報告について

（8）役員改選

（9）その他

来賓祝辞

以上

総会に出席できない正会員の方は、必ず委任状の提出をお願いいたします。

委任状は7月16日（金）までに当会に到着するように、投函してください。

広島県女性薬剤師会

理事 安井 友子

マスク生活が日常となり、テレビから流れてくるコロナ感染者数増加の情報にもさほど驚かなくなってしまった自分に最近困惑しています。一方でワクチン接種を薬剤師が実施するようにと国会で議論していると聞き、軟膏を塗ってあげてもいけないといわれていた薬剤師が注射するのですかと、このニュースに驚いてしまいました。時代を取り巻く環境が変わり、それと共に私たち薬剤師に求められるベクトルが大きく変化しているようです。

4月から広島市、続いて福山市も薬局でのPCR検査の受付が始まり、今まで薬局を訪れなかった近隣の方が来局されるようになりました（今はしばらく中止となりましたが）。受け渡しの説明や手続き、そして頻回な消毒など日常の業務の傍らで行う為大変ではありましたが、地域住民への貢献ばかりではなく、薬局の顔も知つてもらえて有意義な活動だったと思います。これからは処方箋がなくても気軽に相談してもらえるようになればと期待しています。

さて残念ながら、会員の皆様にお知らせしていた5月22日の「すすめ勉強会」、6月26日の研修会はコロナ感染状況を鑑み延期とさせて頂きました。以下のような内容を予定しています。

すすめ勉強会では久光製薬の西村栄記先生より、局所製剤と全身製剤の貼付剤の特徴や構造、そして全身製剤の薬物代謝経路などを教えて頂く予定です。最近は湿布薬だけでなく、治療薬としても開発されています。貼付剤もいろんな方面で活躍の場が拡がっているようです。また肩甲骨にも簡単に貼れる秘策も楽しみです。

研修会では株式会社ツムラ 上田雅之先生に不安神経症に用いる漢方薬について教えて頂く予定です。

自粛生活で家の中に閉じこもり、メディアによるコロナ情報ばかり聞かされ自律神経に支障をきたす方も多く

みられるようです。しっかり知識を服薬指導に活かし、患者さんが笑顔に変わるように勉強していきたいと思います。

今後の予定

第49回研修会

(すすめ勉強会から研修会に変更となりました)

日時：令和3年7月10日（土）19時

場所：広島県薬剤師会館2F ふたばホール

演題：パーキンソン病 経腸治療薬「デュオドーパ」について

講師：アッヴィ合同会社 大林 裕二 先生

レボドパ／カルビドパ製剤を携帯用のポンプとチューブを使って、直接小腸に切れ目なく届ける投与システム。今回は数台デモ機も持ってきていただき、接続方法なども教えて頂く予定です。朝からの動きが改善したと患者さんからも好評な製剤です。

第67回総会

日時：令和3年8月9日（月・祝）

13時～14時 総会

14時30分～16時 特別講演

場所：広島県薬剤師会館2F ふたばホール

特別講演

演題：子宮がん治療について（仮題）

講師：広島市立広島市民病院

産科・婦人科部長 依光 正枝 先生

（感染状況によって延期になる可能性もあります）

広島漢方研究会

今後の月例会について



理事長 鉄村 勢

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年5月・6月の月例会は中止となりました。4月は延期となっていた新年シンポジウム「風邪と漢方」を開催することができたのですが、その後継続して開催することができなくてとても残念に思います。参加を予定されていた先生方にはご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんでした。

現在、緊急事態宣言の発令により広島県内の新規感染者も確実に減少してきているようです。このまま感染者が減少すれば、7月11日（日）に予定しています第62回広島漢方研究会総会が開催できるのではないかと期待しています。ただ、感染防止・三密を避けるため参加は広島漢方研究会会員及び日本生薬学会会員のみ、薬剤師研修シール2単位を予定しています。感染状況によっては直前での中止も考えられますので、参加予定の方は前日まで広島漢方研究会ホームページをご確認ください。入会希望の方は事務局までご連絡ください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局
TEL：082-285-3395

広島漢方研究会が所属する一般社団法人日本漢方交流会が主催します第54回日本漢方交流会学術総会大阪大会が下記の要領で開催されます。

毎年200～300名が参加する薬剤師が中心の大会です。

日 時：令和3年10月10日（日）

会 場：OIT 梅田タワー 常翔ホール
大阪府大阪市北区茶屋町1-45

テ ー マ：「激動する社会における漢方と食養
～気血津液・臟腑経絡のアプローチ～」

大会会長：中島 正光先生

広島国際大学薬学部生薬漢方診療学 教授
広島大学病院漢方診療センター

当日は会場およびオンライン同時開催を予定しています。ご興味のある方は日本漢方交流会ホームページをご確認ください。

第106回薬剤師国家試験問題（令和3年2月20日～2月21日実施）

問58 遅発性ジスキネジアの典型的な症状はどれか。1つ選べ。

- 1 高熱
- 2 手指関節のこわばり
- 3 無意識に口をもぐもぐさせる
- 4 筋肉痛
- 5 じっと座っていられない

正答は80ページ

広島県医薬品卸協同組合
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>

株式会社アステム
東広島営業所 管理薬剤師 末永 正人

本文作成中の5月、例年であれば暖かく乾燥した気候で、私には1年で一番心地よい季節ですが、残念ながら今年はすぐに梅雨入りとなり、過ごしやすい時期は、あまりにも短くなってしまいました。以前、真夏の8月にサンフランシスコを訪れたとき、日本の4~5月頃の気候とほぼ同じで、かなり快適でした。真冬もそれほど寒くならないようです。現地に長年住んでいる日本人と話す機会があったのですが、次のように言っていました。「数年前の8月、久しぶりに東京に帰省した時、暑すぎて外に出ることができなかった。夏バテになり、部屋でエアコンをつけっぱなしにして寝込んでいました」。夏涼しく冬もそれほど寒くならない気温の変化が少ない地域に長く住んでいると、日本の夏は、かなり過酷になってしまったようです。

アステム東広島営業所はJR西条駅の南方約3キロメートルの位置にあり、2015年12月から営業を開始しました。現在の人員は13名で、コロナ禍の中、オンライン会議、在宅勤務、訪問者の体温測定後の面談や営業所内のかまめな消毒などの対応を取りながら、日々の業務を行っています。

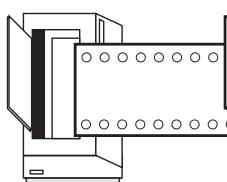
当営業所の近くには、5世紀（古墳時代中期）に築かれたと推定される全長約92メートル、大量の埴輪が飾られた安芸国最大規模の三ツ城古墳や国史跡・鏡山城跡の麓に整備された鏡山公園があります。今年はコロナ禍の中、3月末にはソーシャルディスタンスを取りながら、鏡山公園で約500本の満開の桜の花々を楽しむことができました。

また、JR西条駅の近くには多くの酒造りの蔵元が密集しており、赤いレンガの煙突や白と黒と色の対比が美しい土蔵造りの酒蔵などを見ることができ、酒の仕込み水の試飲井戸や酒蔵直営のレストランなどもあります。例年であれば、10月初旬に酒まつりが開催され、多くの観光客で賑わっていたのですが、昨年はコロナ禍のため、オンライン酒まつりとなりました。

コロナワクチンは、mRNA、DNA、ウイルスベクター、組換えタンパク質、不活化などさまざまな種類が開発されていますが、日本で承認されたワクチンの種類が少ないため、効果や副作用を考慮した選択の余地がありませんのも悩ましいことではあります。

しかし、海外でのワクチン開発から実用化までがこれほど短期間で可能となったのは、もちろんスピーディーな研究・開発によるものではありますが、前職でバイオ医薬品の製造関連の業務を行っていた経験からすると、政府の補助金による製造設備の前倒し整備や短期間での緊急使用承認によるところも大きな要因ではないかと思います。さらに私の前職での経験にもとづく個人的な意見ではありますが、日本の会社は協議することが目的となって会議を開催し、なかなか決まらないことが多々あるように思います。一方、欧米の会社は出席者の責任と決定権がクリアになっており、結論を出すために会議を行うので、意思決定も早く、スピーディーなワクチン開発につながったことも一つの要因ではないでしょうか。これは終身雇用制度（いまは、崩壊しつつあるようですが）で、ある程度雇用が保証された保守的な日本の会社とチャレンジして成果を出していかなければ、生き残りと昇進が難しい欧米の会社とのシステムの違いが、ひとつの原因かもしれません。ただし、日本の会社も海外の会社を買収して上層部に外国人の比率が増えてくると、日本式ではなく欧米式になってくるようです。

ワクチンや治療薬等によりコロナ禍が早く収まって、もとの日常に戻って欲しいと願っています。



薬事情報センターのページ



薬事情報センター長
水島 美代子

“新しく”、“正しい”医薬品等情報の入手と提供（第11回）

～新型コロナウイルス感染症（COVID-19） この1年のQ&Aと情報ソース～

薬事情報センターWeb
サイトは、スマートフォン
でも閲覧可能です。



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、昨年1月に日本で最初の症例が確認された後、予後が必ずしも軽症だけではないことがわかつてきました。そこで、世界中で様々な分野での探索がなされ、日々新しい情報が発信されています。その膨大な情報が提供される中、患者さんや医療者からの疑問・質問に対応されていることと存じます。薬事情報センターでも、お薬相談電話やDI用電話に、一般の方や医療関係者から、多くの問合せが寄せられています。そこで今回は、この1年の経験を基に、日々更新される情報に対応し、新しく・正しい情報を入手するコツをご紹介します。

※本情報は、2021年6月3日現在の知見に基づいております。※各サイトは、2021年6月3日に確認

■この1年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連問合せについて

- ・対象期間：2020年1月～2021年5月
 - ・対象：医療関係者、県民 131件（全問合せの10.6%）
 - ・質問内容：感染防止（消毒含む）、感染予防（ワクチン等）、COVID-19の病態・治療・治療薬（適応外含め）、受診できない・したくない等不安に基づく服用薬のご相談、行政の特例措置への対応、及び、研修会が感染対策等で各種変更になったことで、認定薬剤師研修単位の取得方法*等についてもご相談が寄せられました。
- * 認定薬剤師研修単位取得方法については、広島県薬剤師会誌2020年7月号「薬事情報センターのページ」をご参考下さい。

上記問合せのうち、次の『感染防止対策』、『ワクチン』、『治療薬』の3つに絞ってQ&Aの形で、〈情報入手のコツ〉をご紹介します。

■感染防止対策

Q1. 学校薬剤師。「学校の消毒剤として、A消毒液（商品名）を使いたい。A消毒液は、1週間効果が持続すると聞いた。今まででは、消毒用エタノール、ベンザルコニウム塩化物液等を使っていた。コストの問題と毎日消毒の手間を省きたい。」と相談を受けました。A消毒液を薦めてもいいですか。（2021年4月）

A1. 新型コロナウイルスは、エンベロープ型ウイルスのため、膜を破壊できる界面活性剤でも十分有効です。家庭用洗剤であれば、コスト面からも有用です。尚、一度消毒しても、その後、新型コロナウイルスが付着した場合、数時間から数日間ウイルスは生存するため、やはり消毒が必要となります。従って、人が出入りする場所では、1週間に一度では、感染のリスクがあります。消毒に有効な商品名や消毒・除菌については、次のサイトをご参考下さい。

- 1) 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト ((独) 製品評価技術基盤機構)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 2) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- 3) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
 (2021.4.28 Ver.6) (令和3年5月28日一部修正)
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

健康・医療

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

- 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
- 1. ウイルスを減らし感染予防をしましょう
- 2. 手や指などのウイルス対策
- 3. モノに付着したウイルス対策
- 4. 空気中のウイルス対策
- 5. (補論) 空間噴霧について
- 6. 参考資料・本ページの内容のお問い合わせ先

〈情報入手のコツ〉

一般的な検索エンジンでグローバル検索をすると、玉石混交の情報が表示されます。そこで、専門家等が情報を評価し最新情報にアップデートされている情報サイトで「サイト内検索」をし、情報取得されることをお勧めします。

例えば、『厚生労働省のサイト内検索』。厚生労働省のトップページに入り、キーワード（例えば、「消毒」）検索すると、上記2)が表示されます。

また、学校衛生等については、『文部科学省のサイト内検索』で、キーワード（例えば、「コロナ」）検索すると、「新型コロナウイルスに関する感染症対策に関する対応について」のサイトがトップに表示され、衛生管理マニュアル（上記3）の最新版も取得できます。

■ワクチン

Q2. 病院でのワクチン接種が始まります。新型コロナワクチンの副反応であるアナフィラキシーの対応についてマニュアル作成します。参考となる資料はありますか。（2021年3月）

A2. まず、製造販売会社は製造販売にあたり、安全性を担保するためにRMPを作成していますので、RMP内の資料が参考になります。また、厚生労働省作成の「重篤副作用疾患別対応マニュアル『アナフィラキシー』」をご参考下さい。加えて、日本アレルギー学会が公開している「新型コロナワクチン接種にともなう重度の過敏症（アナフィラキシー等）の管理・診断・治療」もわかりやすく解説されており、マニュアル作成の参考となります。

1) コミナティ筋注 RMP 資材「適正使用ガイド」

PMDA > 医療用医薬品 情報検索 で、『コミナティ筋注』を入力し、RMP 資材を参照

https://www.pmda.go.jp/RMP/www/672212/844b8dfe-491e-470f-ab0f-31f68e867f5e/672212_631341DA1025_10_004RMPm.pdf

2) 重篤副作用疾患別対応マニュアル「アナフィラキシー」（厚生労働省）

<https://www.pmda.go.jp/files/000231682.pdf>

3) 「新型コロナワクチン接種にともなう重度の過敏症（アナフィラキシー等）の管理・診断・治療」（日本アレルギー学会）

https://www.jsaweb.jp/modules/about/index.php?content_id=81

〈情報入手のコツ〉

医薬品の承認申請時には、安全性への対応について、医薬品リスク管理計画（RMP）が策定されます。リスク最小化を図るために、「医療従事者向け資材（適正使用ガイド）の作成と提供」に、具体的に示されています。RMPは、審

査報告書の安全性に関する記載が要約されていますので、まずは、個々の製品（ワクチン）のRMPを参照することをお薦めします。また、重篤な副作用については、厚生労働省が「重篤副作用疾患別対応マニュアル」で、副作用毎に病態・診断・治療等について述べており、参照できます。加えて、新型コロナウイルス感染症については、各種学会や公的な機関が積極的に情報発信されており、参照できます（例えば、アレルギー学会の上記マニュアルや、国立国際医療研究センター病院の予防接種基礎講座「事故防止のための環境整備・スタッフ教育～アナフィラキシー／迷走神経反射対応を含めて～」資料等 <http://www.hosp.ncgm.go.jp/isc/080/index.html>）。

Q3. 今、お薬を何種類か飲んでいます。新型コロナワクチンを打っても大丈夫でしょうか。（2021年5月）

A3. 現在、薬を特定して接種不可となっている薬剤はありません。血が止まりにくい病気のある方や、抗凝固薬を服用している方は、筋肉内出血のリスクがあるため、接種後2分以上、強めに接種部位を圧迫してもらう必要がありますが、接種は可能です。なお、抗血小板薬を服用している方は、筋肉内出血のリスクはないと言われていますので、接種可能です。ただし、止血に時間がかかる可能性があることにご留意ください。加えて、（以下、A3.4.共通部分を回答）

Q4. ペニシリンのアレルギーがあります。新型コロナワクチンを打っても大丈夫でしょうか。（2021年5月）

A4. 現在、薬を特定して接種不可となっている薬剤はありません。食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎（花粉症含む）、蕁麻疹、アレルギー体质等だけでは、接種不適当者にはならず、接種するワクチンの成分に関係のないものに対するアレルギーを持つ方も接種は可能です。ただし、即時型のアレルギー反応の既往歴がある人は、通常15分間の経過観察のところ通常より長く、接種後30分間の経過観察をします。加えて、（以下、A3.4.共通部分を回答）

A3.4.共通 世界中で本ワクチンは既に使われており、また国内でも臨床試験や先行接種をされた方等での市販後調査の結果を踏まえ情報が随時公開されています。接種できるかどうかは個々人で背景が異なることから、飲まれている薬や過去のアレルギー歴を予診票に記入しましょう。かかりつけ医や接種時の問診で、医師に相談しましょう。また、接種される会場には、お薬手帳を持参し問診時に提示することをお勧めします。

〈情報入手のコツ〉

厚生労働省が随時、新型コロナウイルス感染症について情報発信されています。新型コロナワクチンについても、「新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材」のサイトに、『予診票の確認のポイント（接種従事者向け）』が準備されており、新型コロナワクチンの接種を行うに当たって、予診票で確認すべきポイントをまとめています（新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver2.1（令和3年5月28日版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html）。

これも、『厚生労働省のサイト内検索』で、キーワードを“コロナワクチン 予診票”と入れれば、サイト内検索結果の最上位に表示されます。

■治療薬

Q5. テレビで、入院した人が飲んで回復したといっているアビガンを服薬したい。どこの病院に行ったら投与してくれるか。（2020年4月）

A5. アビガンは、現在臨床試験を行っており、有効で安全かどうかの結論が出ていません。一方、医師が判断の上、臨床研究への参加を患者が同意した場合には投与されています。病院名についても公表されていません。また、様々な医薬品について、新型コロナウイルス感染症への有用性が検討されています。治療薬として承認（又は、特例承認）されているものもあります。

1) 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-10

〈情報入手のコツ〉

治療薬等の最新の開発状況や臨床試験結果については、本感染症への国民の関心も高いため、新聞や医薬情報サイトにも掲載されています。詳細については、原著論文もフリーでダウンロードできるものが多く、承認申請後であれば、製薬会社の Web サイト プレスリリース等でも確認できます。通常、承認前の医薬品情報については、厚生労働省からは発信されることが少ないのでですが、本感染症関連については、治療薬の開発状況についても発信されています（上記 1）等）。加えて、日本感染症学会等の Web サイトからも、診療・治療ガイド等の情報発信、随時更新されていますので、承認前であっても人道的見地からの使用するための情報が確認できます。

ちなみに、アビガン（ファビピラビル）については、2020年に「非重篤な肺炎患者を対象、プラセボ対象単盲検比較試験」の結果で申請されたものの承認に至らず継続審議となりました。2021年に改めて「発熱などの症状発現から72時間以内、かつ重要化リスク因子を有する50歳以上を対象、二重盲検プラセボ対象試験」で重症化した患者の割合を主要評価項目として実施されています（2021年5月現在）。

Q 6. 新型コロナウイルス感染症に係る治療に関する最新情報は、どのように入手したらいいですか？（2020年3月）

A 6. 行政、公的機関、学会、医療関係団体等が精力的に情報発信しています。薬事情報センターでも、これらを参考にし、広島県薬剤師会誌2020年5月号でご紹介した以降の情報ソースを随時更新しておりますので、ご参考下さい。

1) 「新しい未知の感染症がやってきた！どうやって情報を入手する？！活用する？！」 広島県薬剤師会誌
45 (3) 49-53 (2020)

最後に

薬事情報センターでは、新型コロナウイルス感染症関連情報を随時更新し、掲載しておりますので、ご活用ください（図）。

- ・掲載場所：薬事情報センター Web サイト>お役立ち情報サイト <http://hiroyaku.jp/di/useful>
 - ・掲載タイトル：『UPDATE 新型コロナウイルス感染症 医学・薬学関連情報（〇月〇日更新）』
 - ・掲載内容：薬物療法、ワクチン、広島情報、感染防止策、総合情報、診療科別等



医薬品情報入手に関する大切なお知らせ

<添付文書の電子化>について

薬機法改正により、2021年8月から、これまで医薬品などの製品と一緒に同梱されていた紙の添付文書は原則^{*}として廃止され、電子的な方法で閲覧することが基本となります。

※一般用医薬品等の消費者が直接購入する製品については、引き続き、紙の添付文書が同梱されます。

詳細はこちら：PMDA ホーム > 安全対策業務 > 情報提供業務 > 添付文書の電子化について

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html>

第106回薬剤師国家試験問題 (令和3年2月20日～2月21日実施)

問 110 呼吸器系に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 気管は、軟骨と平滑筋から構成される管で、副交感神経の興奮によって拡張する。
- 2 気道分泌液は、リゾチームなどの抗菌性物質や免疫グロブリンAを含んでおり、細菌感染を防ぐ役割をもつ。
- 3 肺胞壁内面にある表面活性物質（サーファクタント）は、肺胞内の表面張力を上昇させ、肺胞の萎縮を防ぐ。
- 4 呼吸調節中枢は延髄に存在し、呼吸中枢の周期的な活動を円滑にする働きをもつ。
- 5 血中酸素分圧の低下は、頸動脈小体の化学受容器を刺激し、呼吸運動を促進する。

正答は80ページ

お薬相談電話 事例集 No.130



妊娠と薬 ～妊娠初期の方から、持病で使用している抗アレルギー剤についての相談～

薬事情報センター

Q. 慢性蕁麻疹で皮膚科からアレグラが出されていて、長いこと飲んでいます。このたび妊娠がわかりました。産婦人科で、ポララミンの方が良いかもしれないで主治医に相談するように言われ、皮膚科で相談したところ、ポララミンだと眠気も強く出る可能性があるし、アレグラで問題ないのではとのことでした。実際どうなのでしょうか？薬局では処方せんを持って行くだけで妊娠のことも話していません。

A. 薬の影響は、妊娠の時期（妊娠週数）により異なってきます。妊娠3週目までの時期は、薬の影響が残らない「全か無か（all or none）」の時期とされており、流産しなければ薬の影響は残らないとされていますが、4週目からは注意が必要な時期になります。それぞれの薬について書籍^{1,2)}で調べたところ、ポララミンはおおむね安全、アレグラはデータが無いようで、さらにアレグラにおいては動物実験での催奇形性のデータもない³⁾とのことで、実際は患者さんの症状との兼ね合いとなるため、医師とよくご相談ください。相談しやすいかかりつけ薬剤師・薬局を持たれることもおすすめします。

◆アレグラ、ポララミンのインタビューフォームの記載事項（抜粋）³⁾

『アレグラ錠30mg／アレグラ錠60mg／アレグラOD錠60mg／アレグラドライシロップ5%（フェキソフェナジン塩酸塩）』

妊娠又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。【妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。】

解説：フェキソフェナジン塩酸塩の動物実験（マウス、ラット）において催奇形性等の胎児毒性は報告されていないが、ヒトの胎児に対する安全性は確立していない。妊娠又は妊娠している可能性のある婦人には原則として投与を避けること。

『ポララミン散1%／ポララミン錠2mg／ポララミンシロップ0.04%／ポララミンドライシロップ0.2%（d-クロルフェニラミンマレイン酸塩）』

妊娠又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。【妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。】

解説：雌雄ラットに10、20mg/kgのdL-クロルフェニラミンマレイン酸塩を交配前8週間経口投与した場合、両群とも薬剤によると思われる新生仔の異常は認められなかった。

◆妊娠に情報提供する際の注意点

- まずは、主治医から薬についてどのような説明を受けているかを確認し、齟齬がないように配慮する。
- 「ベースラインリスク」という、薬に関係なく一定の頻度で流産や先天異常が自然発生するリスクがあることを説明した上で、服薬の影響について話す。
- 正確な妊娠週数を確認する（妊娠週数により薬の影響が異なるため）。
- その患者さんの状況や使用目的等を確認する（服薬のリスクはあまり変わらないが、服薬のベネフィットは患者さんによって異なってくるため）。
- 相談にのる際には、個室を準備したり、途中で中座することが無いようにするなどの配慮をする（センシティブな内容となるため）。
- 安易に「大丈夫」と言わない。
- リスクについて過小に伝えたり、リスクのみを強調したりしないようにする。

◆妊娠に関する情報提供時に参考となる書籍、サイト

当センターでは、該当薬の添付文書やインタビューフォームの他、以下の書籍やサイトなど複数の情報源にあたり、情報提供の参考としています。

書籍名	編者	発行年	出版社
薬物治療コンサルテーション 妊娠と授乳 改訂3版	伊藤真也 村島温子	2020	南山堂
10,000例の相談事例とその情報 実践 妊娠と薬 第2版	林昌洋 佐藤孝道 北川浩明	2010	じほう
よくある不安や疑問に応える 妊娠・授乳と薬のガイドブック	愛知県薬剤師会 会姉妊娠・ 授乳婦医薬品 適正使用 推進研究班	2019	じほう

サイト名（2021-5-19確認）	QRコード（短縮URL）
●愛知県薬剤師会（医療関係者向） https://www.apha.jp/medical/ 妊娠・授乳と薬 対応基本手引き（改訂第2版） https://www.apha.jp/archives/002/ninpu/tebiki.pdf	
●RAD-ARくすりの適正使用協議会 https://www.rad-ar.or.jp/ 妊娠・授乳時の薬の適正使用について https://www.rad-ar.or.jp/use/maternity/index.html	
●（公社）日本産科婦人科学会 http://www.jsog.or.jp/ 産婦人科診療ガイドライン「産科編2020」 http://www.jsog.or.jp/activity/pdf/gl_sanka_2020.pdf	

【参考資料】1) 伊藤真也、村島温子・編：薬物治療コンサルテーション 妊娠と授乳 改訂3版. pp258-263, 南山堂, 2020

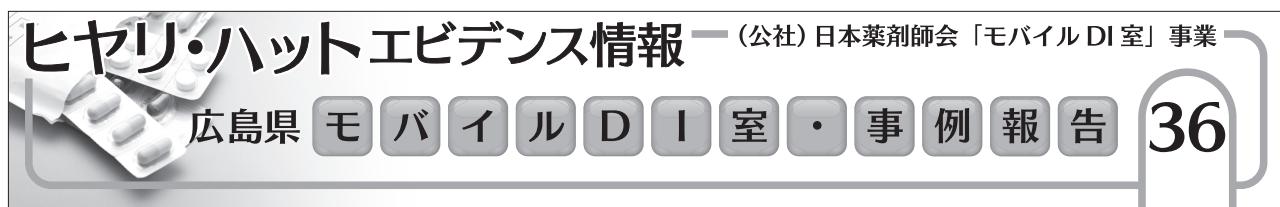
2) 林昌洋、佐藤孝道、北川浩明・編：10,000例の相談事例とその情報 実践 妊娠と薬 第2版. pp755-757, pp806-808, じほう, 2010

3) 各製品添付文書、インタビューフォーム

4) 愛知県薬剤師会 妊娠・授乳婦医薬品適正使用推進研究班・編：よくある不安や疑問に応える 妊娠・授乳と薬のガイドブック. じほう, 2019

5) 「今さら聞けない」をスッキリ解消する 妊娠・授乳と薬. 月刊薬事 62 (4): 15 (699)-67 (751), 2020

6) 特集 自信が持てる！妊娠と授乳婦の服薬指導. 日経DI 2017年02月号 (232): PE002-PE007



広島国際大学薬学部 医療薬学研究センター
 横田 沙和、覚前 美希、三宅 勝志
 (公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター
 永野 利香、水島 美代子
 東京大学大学院薬学系研究科 (育薬学講座)
 佐藤 宏樹、澤田 康文

【事例】

退院時処方が粉碎調剤されておらず服用困難となった

■処方内容は 90歳代 女性 入院：A 病院・総合内科、往診：B クリニック

＜処方＞ A 病院の退院時処方

・マグミット [®] 錠 330mg	2錠	1日2回	朝夕食後	14日分
・アルファカルシドール錠 1.0μg	1錠	1日1回	夕食後	14日分
・バイアスピリン [®] 錠 100mg	1錠	1日1回	朝食後	14日分
・ゾルピデム酒石酸塩錠 10mg	1錠	1日1回	寝る前	14日分
・アムロジピン OD錠 2.5mg	1錠	1日1回	朝食後	14日分
・ファモチジン OD錠 10mg	2錠	1日2回	朝夕食後	14日分
・一硝酸イソソルビド錠 20mg	2錠	1日2回	朝夕食後	14日分

既病歴 (脳梗塞、狭心症、高血圧、骨粗鬆症、慢性便秘症) 現病歴 (狭心症、高血圧、骨粗鬆症、慢性便秘症)

■何が起こったか？

- 入院前と退院後で調剤された薬の剤形が異なり、退院後に薬剤の服用が困難となった。

■どのような経緯で起こったか？

- 患者は介護施設に入所している。普段はBクリニックの往診を受けて処方されており、嚥下困難のためBクリニックの医師からは、OD錠を含む全ての錠剤の粉碎を指示されていた。それを受け、当該薬局にて粉碎調剤を実施していた。
- 患者がA病院へ入院となった。入院中は、嚥下困難者や経管投与患者への投薬は簡易懸濁で行うという病院のルールに従い、看護師による簡易懸濁にて薬を服用することとなり、A病院薬剤部は粉碎調剤を実施せず、錠剤のまま調剤を行っていた。
- 退院時の処方も、錠剤のままの処方となっており、A病院薬剤部は錠剤のまま調剤を行い、患者に交付した。
- A病院の退院時処方を受け取った施設の介護士から、薬を服用させることができない旨の電話連絡が当該薬局に入った。

■どうなったか？

- 当該薬局の薬剤師が薬を回収し、A病院の医師に情報提供を行った。その後、医師の指示を受け、粉碎調剤を実施し、患者は薬剤の服用が可能となった。

■なぜ起きたか？なぜ回避できたか？

- 入院中に簡易懸濁へ変更となった患者の退院時処方について、持参薬の粉碎状況の有無に関わらず、A病院薬剤部が錠剤のまま調剤を行ったことが原因として考えられる。

■今後二度とおこさないためにどうするか？確認事項は？

- A病院と連携会議を実施し、患者の退院時には必ずA病院薬剤部と連携をとることとした。具体的には、全ての退院患者に対して薬剤の粉碎有無について情報共有を行うこと、粉碎の必要性がある患者は、A病院薬剤部で粉碎調剤を実施し、退院時処方とすることなど取り決めを行った。

■特記事項は？

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（公益社団法人 日本医療機能評価機構）の事例集においても、“粉碎 and 簡易懸濁”で検索した結果、2009年1月～2020年10月までに2件の報告があり、そのうち1件が本事例と類似した報告であった。報告件数は少ないが、他施設との連携が重要となる薬局プレアボイドであり、団塊の世代が後期高齢者に突入する2025年から、ますます在宅医療のニーズは高まり、同様の報告が増える可能性も考えられる。薬薬連携、医薬連携をいかに強化していくかが重要となると考えられる。参考として以下に事例を示す。

●発生要因

患者とのコミュニケーション不足・齟齬。連携不足、処方内容の確認不足。

●事例の詳細

MAC（非結核性抗酸菌）で入院していた患者。退院後は診療所の往診管理で、薬局で訪問服薬指導を開始する患者の最初の往診処方。以前からこの患者は嚥下困難で大きい錠剤はつぶし、OD錠があるものはOD錠へ剤型変更していた。病院薬剤部からの情報をあらかじめうけ、退院処方では、錠剤は粉碎、簡易懸濁するものなど、情報提供受け、薬局からそのように処方してもらうよう診療所に情報提供していたが、全く、その情報提供書に合った処方になっていなかったため、情報提供書にあったように、錠剤は粉碎、ODがあるものはOD錠に変更し、一包化の指示も追加してもらった。

●推定される要因

診療所の医師が薬局からの情報提供書をちゃんと見ていなかった。患者の服薬能力を医師が把握してなかった。

●薬局での取り組み

薬歴に、この患者が嚥下困難であり、簡易懸濁の薬と粉碎の薬、ODで出す薬などを、コメントに記載し、誰でも作るときにわかるようにカード化して、訪問患者用のカード入れの箱に入れた。それをみて作ればよいようにした。診療所にも再度、次回から処方がちゃんと正しく訂正されているよう情報提供した。

＜参考資料＞

1) (公財)日本医療機能評価機構ホームページ「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」(2020年10月2日参照)

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、薬事情報センターまでご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL: 082-567-6055 メールアドレス: di@hiroyaku.or.jp〉

❖❖❖❖❖ 研修だより ❖❖❖❖❖

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
令和3年5月末日現在 2,882名 (内更新2,359名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
7月10日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館2階 ふたばホール 第541回薬事情報センター定例研修会 オンライン配信のみ 1) 薬事情報センターだより 2) 情報提供「マリゼブ錠について」 キッセイ薬品工業株式会社 3) 特別講演1「腎臓内科医からみたDKD診療 up to date」 広島市立広島市民病院 人工腎臓センター (兼)腎臓内科 主任部長 木原隆司先生 4) 特別講演2「糖尿病の最新薬物療法—エンパワーメント を重視した選択」 内科（糖尿病）久安医院 院長 大久保雅通先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055		※当日受付はありません（事前予約のみ）。 ※申込方法の詳細は、薬事情報センターWebサイトをご参照ください。 ※新型コロナウイルス感染症の感染動向により、延期・中止する場合があります。
7月31日（土）14:00～18:00 広島県薬剤師会館2階 ふたばホール 令和3年度第2回認知症対応力向上研修 対象：広島県内で勤務（開設を含む）する薬剤師（平成28～令和2年度受講済みの方は対象外） 地域の認知症医療体制の推進及び認知症の人及びその家族等の利便性に資することを目的として、研修修了者の名簿を広島県および広島市に情報提供します。	広島県、広島市、 (公社) 広島県薬剤師会	問い合わせ先 (公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	2	※当日申込受付はありません（事前予約のみ）。 ※受講形式は会場受講のみで、オンライン配信はありません。

予告

令和3年度「薬草に親しむ会」の開催について

開催日

令和3年9月23日（木・秋分の日）

開催場所
(予定)

道の駅 来夢とごうち周辺（山県郡安芸太田町上殿632-2）

詳細につきましては、9月号（No.295）にてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症拡防止・状況により、行事開催の可否及び開催地が急遽、変更する場合があります。
本会WEBサイトにてご確認ください。

問い合わせ先：担当職員 吉田

薬剤師研修・認定電子システム（PECS） についてお知らせ

2021（令和3）年9月稼働予定の薬剤師研修・認定電子システム（PECS）について、薬剤師の登録を開始しています。

薬剤師のPECSへの登録は、今後の研修受講、認定申請等に必須です。

なお、PECSの開発は順次行っており、今後の状況は日本薬剤師研修センターホームページの「認定手続き等の電子化（お知らせ）」欄に隨時掲載されます。

※日本薬剤師研修センターWebサイトより抜粋

薬剤師のPECS登録 —登録について— —登録の方法—

公益財団法人日本薬剤師研修センター
(2021（令和3）年3月版)

※PECSの概要については、本財団ホームページにてご確認ください。：薬剤師研修・認定電子システム（PECS）について（概要その1）（令和3年1月28日）

薬剤師のPECS登録について（1）

現時点では、薬剤師の登録のみです。

1. QRコードの取り出しなどの他の機能が使用できるようになるのは、後日になります（その際にはメールによりお知らせします）。
2. 個人の認定状況が取り込まれるのは、現在のところ、PECS登録から2～3か月後の予定です。

薬剤師のPECS登録について（2）

- ・本稼働後の研修会等の受講前に必須
→PECS登録しなければ、研修受講単位の交付を受けられない
- ・必要な個人情報を登録
- ・登録が完了すると、ユーザIDが交付される（個人で厳重に管理）

薬剤師のPECS登録について（3）

- ・日本薬剤師研修センターの研修受講単位が付与される研修の受講、認定薬剤師の認定申請等のために、薬剤師個々人がPECSに登録する必要があります。
- ・本稼働後は、QRコード読取装置での読み込みなどの方法で個人の研修履歴がシステム内に保存され、自分自身で確認することが可能となります。
- ・登録は、研修会の受講時ではなく、できるだけ2021（令和3）年7月末までにお願いします。

薬剤師のPECS登録について（4）

- ・登録はPECSの本稼働に先行して、2021（令和3）年3月15日14時から開始します。
- ・登録に際しては、登録番号と登録年月日が必要なため、薬剤師免許証を手元に用意してください。
- ・パソコンだけでなく、スマートフォンからも登録可能です。

※薬剤師免許登録番号は、PECSに保存される研修履歴や認定情報のキーコードとなりますので、正確な入力が必要です。

PECS登録の方法

1. 日本薬剤師研修センターのホームページを開きます。



PECS登録の方法

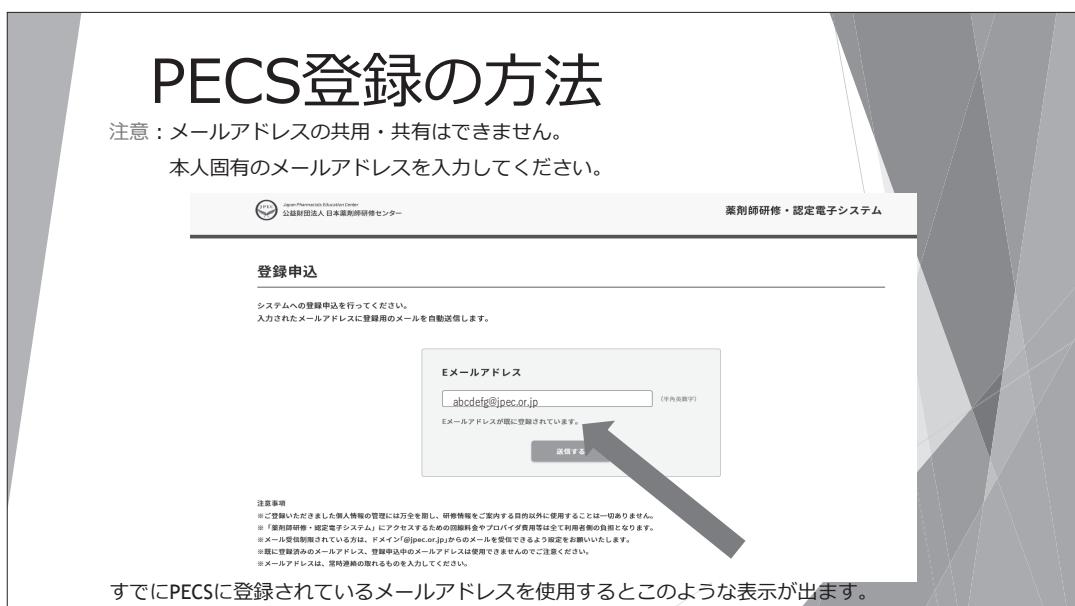
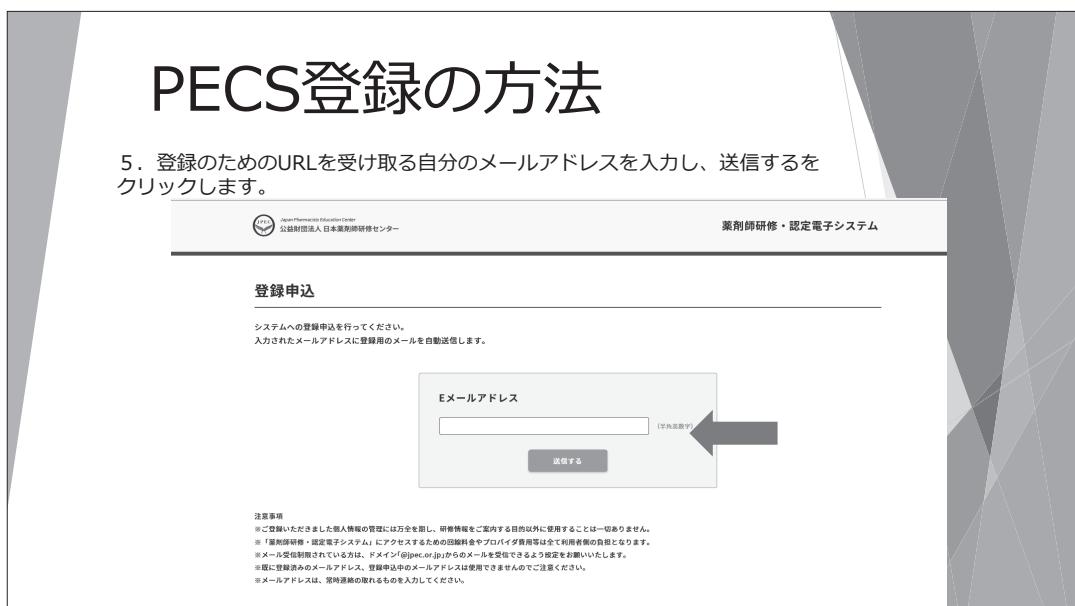
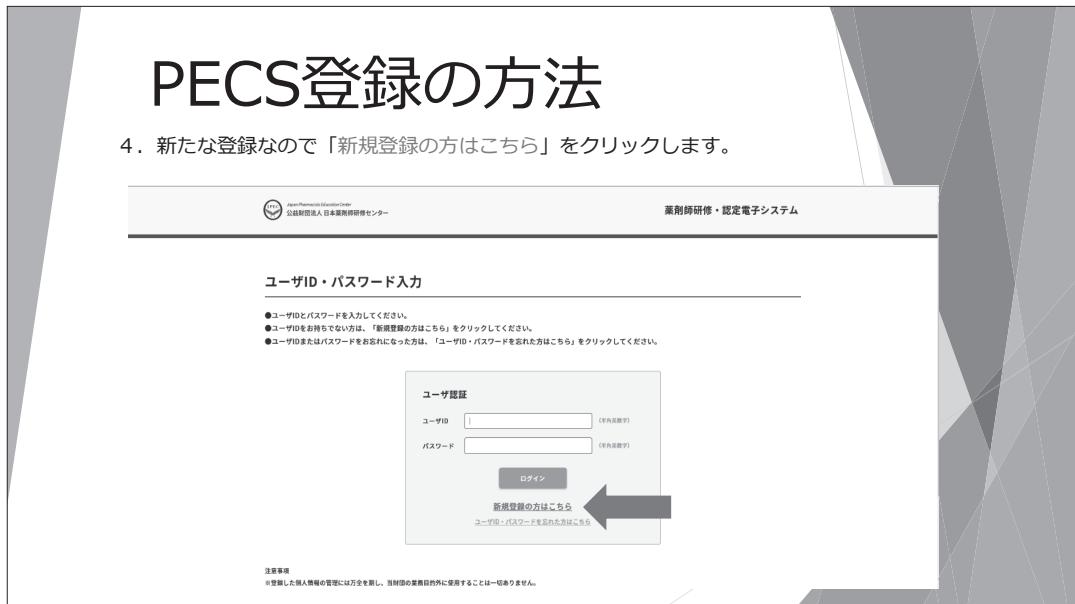
2. 右上の「▷薬剤師研修支援システム」をクリックします。

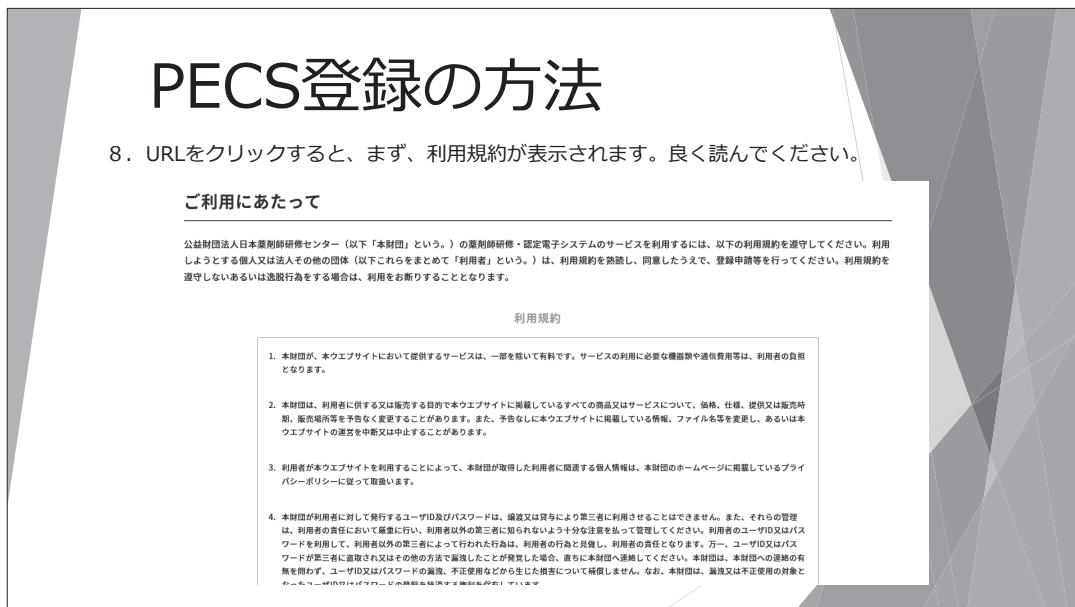
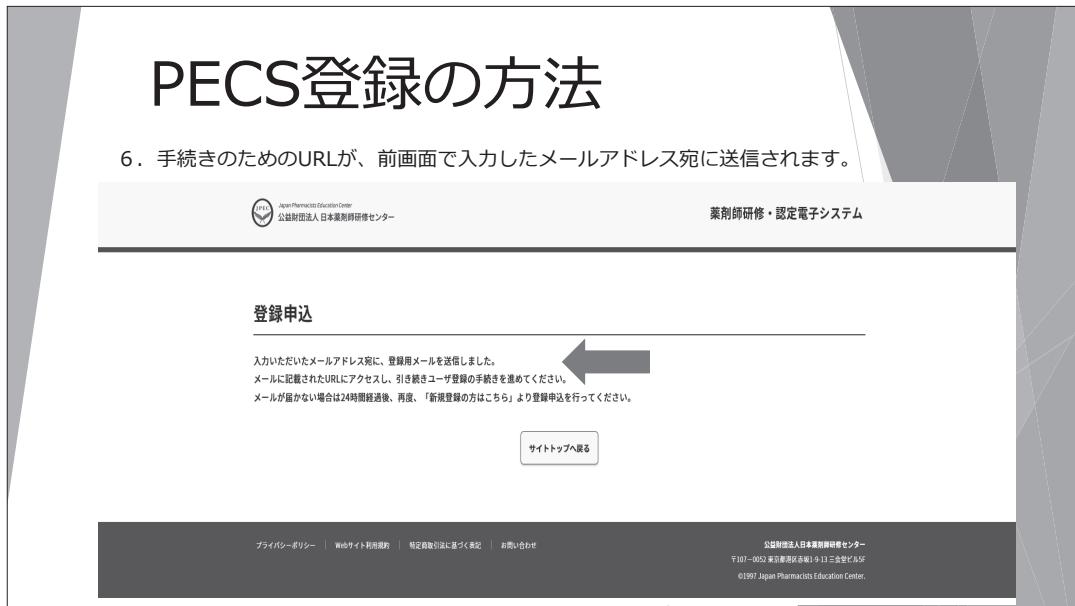


PECS登録の方法

3. 「薬剤師のPECS登録はこちらからです」の **薬剤師用入口** をクリックします。







PECS登録の方法

9. 熟読後、同意する場合は「同意する」をクリックしてください。

同意しなければ、登録はできません。

利用規約（中略）

法等を確認し、それらに従ってください。それらに従わずに行った行為から生じた利用者の損害は、本財団は負担しません。また、各種の審査料として入金した金額は、当該審査に際してのみ効力を有するものとし、かつ、その審査の結果にかかわらず返還することはありません。

対象ブラウザ

1. 本ウェブサイトは、Microsoft Edge、Google Chrome又はSafariでの利用を前提として作成しています。また、各ブラウザは最新バージョンのものを使用してください。これらのバージョンでは、動作に不整合を生じ、あるいはサービスを利用できない場合があります。それによる損害は、本財団は負担しません。

2. ブラウザのインストール、バージョンアップ又は設定の変更などにより生じた障害、損失又は損害に対して、本財団は責任を負いません。利用者の責任によって行ってください。

以上の本サイト規約に同意の上、登録されますか？

同意する
不同意

注意事項

ご登録いただきました個人情報の管理には万全を期し、研修情報をご案内する目的以外で使用することは一切ありません。

※「薬剤師研修・認定電子システム」にアクセスするための登録料金やプロバイダ費用等は全て利用者側の負担となります。

PECS登録の方法

10. 個人情報登録画面が出ますので、□枠内に必要な事項を入力してください。

その際、橙色文字の注意書きにしたがってください。

個人情報登録

個人情報入力

以下の項目を入力し、次へのボタンをクリックしてください。

本画面よりご登録いただける方は、薬剤師名登録番号（薬剤師免許）をお持ちの方です。

※ご登録いただきました個人情報の利用目的は こちらをご覧ください。

氏名・連絡先

Eメールアドレス	abcde@pec.or.jp
ユーザID	登録完了時にメールでお知らせします。
パスワード	<input type="password"/> (半角英数字: 8~25文字)
確認用パスワード	<input type="password"/> (半角英数字: 8~25文字)
氏名	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> セイ <input type="text"/> メイ <input type="text"/> (カタカナ)

PECS登録の方法

注意：ユーザIDは登録完了後にお知らせします（指定できません）。

個人情報登録

個人情報入力

以下の項目を入力し、次へのボタンをクリックしてください。

本画面よりご登録いただいた方は、薬剤師名登録番号（薬剤師免許）をお持ちの方です。

※ご登録いただきました個人情報の利用目的は こちらをご覧ください。

氏名・連絡先

Eメールアドレス	abcde@pec.or.jp
ユーザID	登録完了時にメールでお知らせします。
パスワード	<input type="password"/> (半角英数字: 8~25文字)
確認用パスワード	<input type="password"/> (半角英数字: 8~25文字)
氏名	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> セイ <input type="text"/> メイ <input type="text"/> (カタカナ)

PECS登録の方法

注意：入力項目は次のとおりです。

パスワード

確認用パスワード

氏名（漢字とカタカナ）

自宅電話番号又は携帯電話番号

自宅住所（郵便番号、都道府県名、住所）

生年月日

薬剤師名簿登録番号

薬剤師名簿登録年月日

PECS登録の方法

11. 住所は、必ず自宅住所を記載してください。認定証などは、この住所ではなく、申請時に送付先として入力した住所に送られます。住所の数字は全角でも半角でも入力できます。

自宅電話番号（※1）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
携帯電話番号（※1）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
郵便番号	①必須 <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
都道府県	①必須 ▼選択してください ▾
自宅住所	①必須 <input type="text"/> ※認定薬剤師などの送り先はその都道府県で指定できますので、この欄には必ず自宅住所を記載してください。
ビル・マンション名	<input type="text"/>

※1 自宅電話番号、または携帯電話番号のいずれかを必ず入力してください。

生年月日

PECS登録の方法

12. 生年月日、薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録年月日は、いったん登録すると修正できません。登録番号と登録年月日は、必ず薬剤師免許証で確認して入力してください。

生年月日

生年月日	①必須	... ▾ / - ▾ / - ▾
※生年月日はいったん登録すると修正できませんので、注意して入力してください。		

その他

※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。

薬剤師名簿登録番号	①必須	<input type="text"/> 号 (半角数字)
※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらを選択してください。		
指定なし ▾		
薬剤師名簿登録年月日	①必須	... ▾ / - ▾ / - ▾

次へ

PECS登録の方法

注意：薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録年月日は、必ず薬剤師免許証で確認する。

生年月日

生年月日	01/01/00	— / — / —
------	----------	-----------

※生年月日はいったん登録すると修正できませんので、注意して入力してください。

その他

薬剤師名簿登録番号	0123456789	号 (半角数字)
-----------	------------	----------

※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。

指定無し	※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらを選択してください。
------	---------------------------------

薬剤師名簿登録年月日	01/01/00	— / — / —
------------	----------	-----------

※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらを選択してください。

次へ

PECS登録の方法

13. すべての項目を入力後、「次へ」をクリックします。

生年月日

生年月日	01/01/00	— / — / —
------	----------	-----------

※生年月日はいったん登録すると修正できませんので、注意して入力してください。

その他

薬剤師名簿登録番号	0123456789	号 (半角数字)
-----------	------------	----------

※薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、薬剤師免許証で確認してから入力してください。

指定無し	※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらを選択してください。
------	---------------------------------

薬剤師名簿登録年月日	01/01/00	— / — / —
------------	----------	-----------

※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらを選択してください。

次へ



PECS登録の方法

14. 確認画面が出ますので、入力事項に誤りがないかを確認してください。

15. 入力事項が不足しているなどの場合は、赤文字で表示されますので、それにしたがって、入力してください。

薬剤師名簿登録番号	0123456789	号 (半角数字)
-----------	------------	----------

※薬剤師名簿登録番号は必須です。

指定無し	※洋/外で始まる名簿登録番号の方は、こちらを選択してください。
------	---------------------------------

薬剤師名簿登録年月日	01/01/00	— / — / —
------------	----------	-----------

※洋/外で始まる名簿登録年月日 (月) を選択してください。

※洋/外で始まる名簿登録年月日 (日) を選択してください。

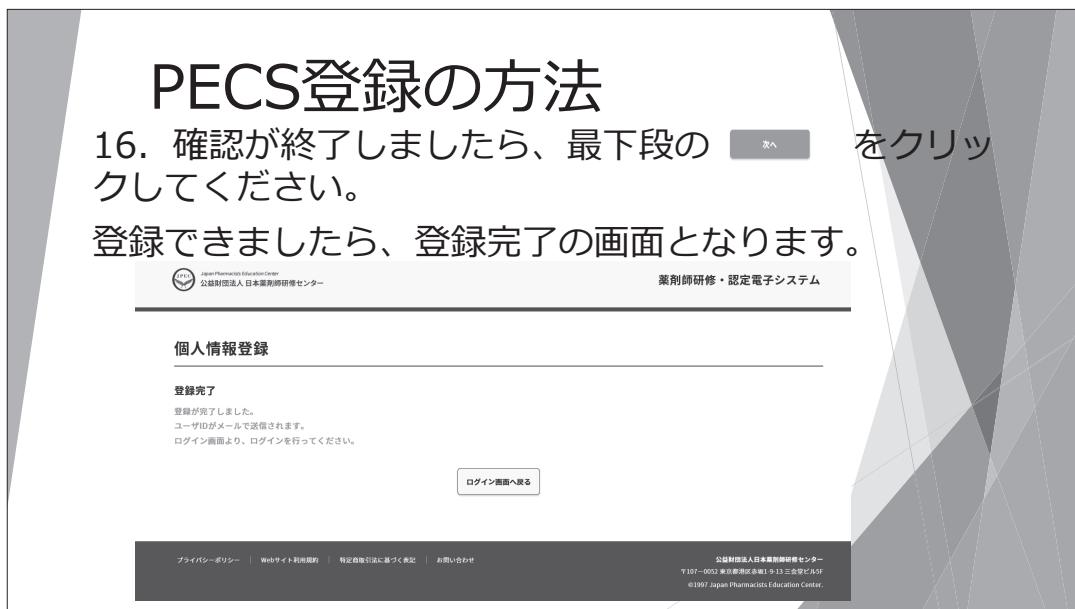
次へ

(左の例は、薬剤師名簿登録番号と登録年月日を入力しなかった場合)

PECS登録の方法

16. 確認が終了したら、最下段の  をクリックしてください。

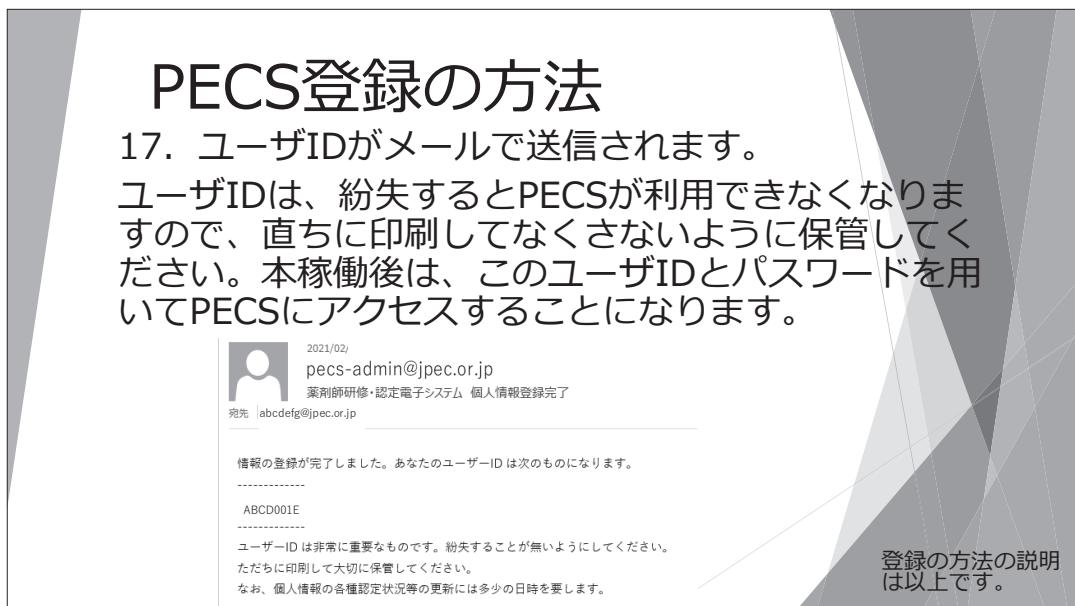
登録できましたら、登録完了の画面となります。



PECS登録の方法

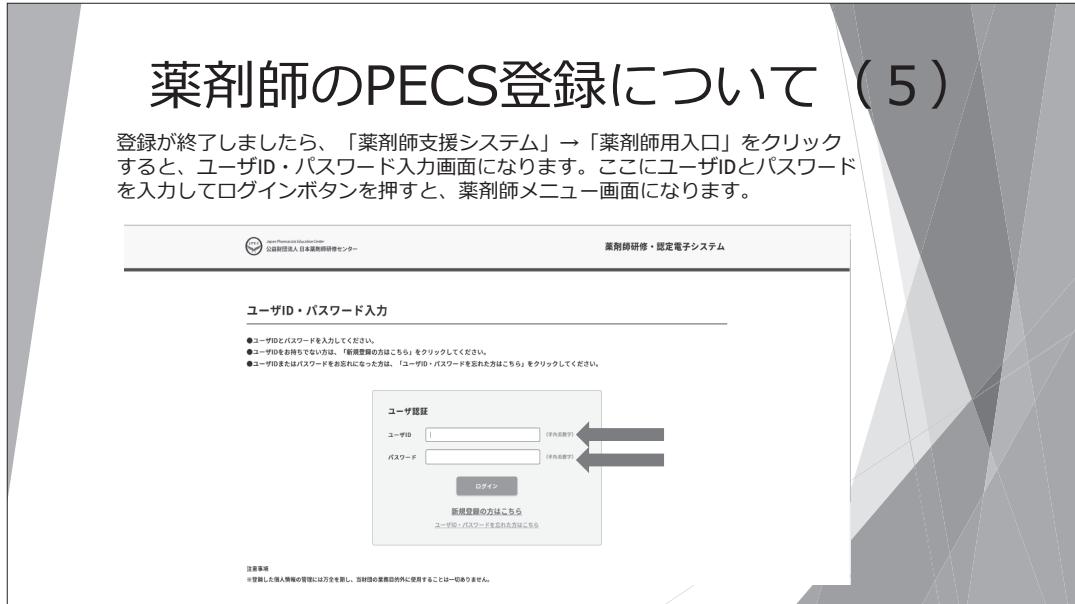
17. ユーザIDがメールで送信されます。

ユーザIDは、紛失するとPECSが利用できなくなりますので、直ちに印刷してなくさないように保管してください。本稼働後は、このユーザIDとパスワードを用いてPECSにアクセスすることになります。



薬剤師のPECS登録について（5）

登録が終了したら、「薬剤師支援システム」→「薬剤師用入口」をクリックすると、ユーザID・パスワード入力画面になります。ここにユーザIDとパスワードを入力してログインボタンを押すと、薬剤師メニュー画面になります。



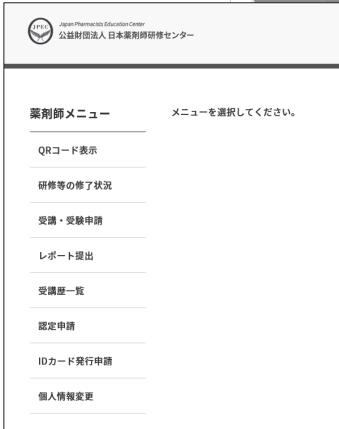
薬剤師のPECS登録について（6）

注意：

現時点では、薬剤師の登録のみです。

1. 「QRコード表示」などの他の機能が使用できるようになるのは、後日になります（その際にはメールによりお知らせします）。
2. 個人の認定状況が取り込まれるのは、現在のところ、PECS登録から2～3か月後の予定です。
(薬剤師メニューの「個人情報変更」をクリックすると入力した情報を見られます。)

薬剤師メニュー



薬剤師のPECS登録について（7）

ご質問は pecs-info@jpec.or.jp へ
メールでお願いします。

電話でのご質問はご遠慮ください（回答できません）。

既に認定を取得されている方は7月末までに登録をしてください。

詳しくは日本薬剤師研修センターの Web サイトにてご確認ください。

会員発表支援について

広島県薬剤師会では、例年、学術大会における本会会員の研修発表に対して旅費等の支援を行っています。発表される方は、次の要領でご応募下さい。

1. 支援対象学術大会

1) 第54回日本薬剤師会学術大会（福岡県福岡市）

会期：令和3年9月19日（日）・20日（月・祝）

会場：福岡国際会議場（福岡市博多区石城町2-1）ほか

2) 第60回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会（松山市）

会期：令和3年10月23日（土）・10月24日（日）

会場：愛媛県文化会館（松山市道後町2-5-1）

2. 支援対象者数

各学術大会5名以内（但し、支援は発表者のみとし、二重支援はいたしません。）

3. 応募方法

応募者は、発表予定学術大会名、発表題名、発表者名、演題要旨を、

県薬事務局【担当：木下（kinoshita@hiroyaku.or.jp）】までメールにて送付して下さい。

4. 応募締切

令和3年7月31日（土）

5. 採否について

採否は、学術・研修および保険薬局部会研修担当者から選任された選考委員により決定し、応募者にご連絡いたします。

6. 附記

採択された研究発表は、本年広島市で開催する第41回広島県薬剤師会学術大会（11月7日）において口頭発表していただきます。

〈問い合わせ先〉

公益社団法人広島県薬剤師会

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1

TEL: 082-262-8931 (代) FAX: 082-567-6066

E-mail kinoshita@hiroyaku.or.jp

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

美又温泉

湯布院脇 (ゆふいんにぎやか)

開湯は江戸末期の元治元年(1864年)とされる。当初は、山陰から広島方面へ向かう魚の行商人が痛めた足を癒すために立ち寄ったようである。そして、日露戦争当時は浜田連隊の療養所も置かれ、湯治場としても利用された。美又川沿いに数件の旅館が存在する。

また、平成28年(2016年)には新たに足湯が設けられ、来訪者が自由に足湯を愉しむことができるようになった。

pH9~10のアルカリ性単純泉で、メタケイ酸を多く含み美肌効果に優れた美人の湯と言われている。



家古屋川沿いの県道から温泉街入口へ



特徴的な建物の国民保養センター



路地に数件の旅館が建ち並ぶ



美人？女将が揃う山の宿



足湯



メインストリート沿いに建つ
美又温泉会館

美又温泉／島根県浜田市金城町

アクセス

■鉄道：JR浜田駅から車で約25分。

■自動車：浜田自動車道金城スマートインター
チェンジより車で約15分。

シリーズ 薬局紹介 79

なでしこ薬局
三原市港町3-7-27



皆様はじめまして。

令和2年8月1日、三原市港町に新規開局しました「なでしこ薬局」です。

歩いて数分で瀬戸内海の諸々島が見渡せる三原港にはほど近い場所にあり、すぐ隣には三原市の新市庁舎が立地する住宅地・商業地・公共施設が混在した地域となります。

薬剤師2名・事務2名でスタートし月・火・木・金は9:00~18:30、水・土は9:00~13:00、日祝祭日お休みで営業してます。

主に近隣の泌尿器科内科を中心に処方箋を受け付けています。総合病院から独立した先生が三原に開業され、その誠実なお人柄から多くの患者様に慕われているクリニックですので、薬局として連携をとり期待に添えるよう頑張っています。

～「薬局の理念」～

「個人の生命尊厳及び権利を尊重し、医薬品の供給と使用・保健衛生業務を他の医療関係者と共に適切に遂行することにより公衆衛生の向上に貢献し、人々の健康な生活を支えるものとする。」

業務指針として施設の患者様の一包化調剤もしますので効率よく調剤を行い、患者様に待ち時間がないようにすることにより、薬剤師による対人業務のための時間を多く設け、患者様の相談を受ける上



で症状・病歴・薬歴などとともに日常についての他愛のない情報から患者様の背景や服薬についてのヒントやアドバイスに変換しながら患者様と信頼関係を築き、より良い対応を行うよう心がけています。

ジェネリック医薬品使用を推進しており特に「オーソライズド・ジェネリック(AG)」を採用して「新薬メーカーから許諾を得て、原薬、添加物および製法等が新薬と同一のジェネリック医薬品である」ことを説明し、AG薬の安全性・有効性・経済性を理解していただいた上でお薬の選択肢を増やしています。昨今の後発品製造に起因する問題から生じた不信感を回復し、これまで先発品を優先使用していた患者様にジェネリック医薬品に対するイメージを刷新して貰い切り替えに取り組んでいます。

周辺の総合病院、内科、皮膚科、整形外科、耳鼻咽喉科、精神科、眼科、歯科など様々な医療機関の処方箋も応需しています。

色々な年齢の患者様が来局されますのでそれの方に合う理解しやすい説明、処方箋の事だけでなく、お悩みの他の病気の事など気軽にご相談いただけるようにお声掛けしています。日頃から患者様や地域住民と継続的に関わって一般用医薬品や健康食品を含めたアドバイスを行い、健康の保持増進に努めようと思います。

患者様の立場にたった親身な対応、笑顔の絶えないなでしこ薬局。お子様からご年配の方まで立ち寄りやすく親しみやすい薬局となるよう引き続き感染対策を施して、これまでの薬局の枠にとらわれず温もりのある地域の健康と医療を守る薬局を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

書籍等の紹介

「薬の選び方を学び実践する OTC 入門 [改訂第 6 版]」

監修：上村直樹、鹿村恵明
発行：株式会社 薬ゼミ情報教育センター
判型：A5 判、178頁
価格：定価 2,420円
会員価格 1,980円
送料：1部 440円

「居宅療養管理指導マニュアル 第 4 版」

編著：神奈川県薬剤師会医療・介護保険委員会／著
発行：株式会社 じほう
判型：A4 判、128頁
価格：定価 3,300円
会員価格 2,970円
送料：1部 550円

「第十八改正日本薬局方」

編集：一般社団法人 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団
発行：株式会社 じほう
判型：B5 判、3,094頁
価格：定価 33,000円
会員価格 29,700円
送料：1部 550円

「第十八改正日本薬局方・医薬品情報 JPDI 2021 セット版」

編集：(条文) 一般社団法人 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団、(JPDI2021) 公益社団法人 日本薬剤師研修センター
発行：株式会社 じほう
判型：B5 判、(条文) 3,094頁 + (JPDI2021) 1,008頁
価格：定価 38,500円
会員価格 34,650円
送料：1部 550円



※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願ひ」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局 TEL (082) 262-8931 FAX (082) 567-6066
担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp

告 知 板

夏季休業のお知らせ

次のとおり夏期休業いたします。よろしくお願ひします。

8月13日（金）・16日（月）



— 謹んでお悔やみ申し上げます —



細田 智子 氏 逝去

去る5月21日（金）ご逝去されました。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2020年8月1日午後4時から2021年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(令和元年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間*1を超えた場合に補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

薬剤師国家試験 正答・解説



14頁 問30

解説

イストラデフィリンは、線条体と淡蒼球のアデノシン A_{2A} 受容体を遮断することにより、ドパミン作動性神経系の変性・脱落によって生じた GABA 作動性神経系（中型有棘ニューロン）の過剰興奮を抑制し、運動機能障害を改善する。レボドパ製剤で問題となる wearing-off 現象の改善に有効である。

アポモルヒネ（非麦角アルカロイド）、プロモクリプチン（麦角アルカロイド誘導体）、ロチゴチン（非麦角アルカロイド）は線条体のドパミン D_2 受容体を刺激することにより、抗パーキンソン作用を示す。アマンタジンは黒質-線条体系のドパミンの放出を促進する。

Ans. 4

53頁 問58

解説

遅発性ジスキネジアは、主に抗精神病薬使用後（一般的には3ヶ月以上経過後）に出現し、反復的な、不随意の、目的のない動作に特徴づけられる治療困難な病態である。繰り返し唇をすばめる、舌を左右に動かす、口をもぐもぐさせる、口を突き出す、歯を食いしばる等の症状がみられるが、軽度であれば見過ごされることも多い。高齢者、糖尿病合併例、脳に何らかの器質的病変を持つ患者に出現しやすいことが判明しており、抗うつ薬、抗てんかん薬、制吐薬などでも発現することがある。

Ans. 3

59頁 問110

解説

- 1 気道は交感神経 β_2 受容体刺激で拡張し、副交感神経 M_3 受容体刺激では収縮する。 β_2 受容体は気管から終末細気管支まで広範に分布し、Gs タンパク質→プロテインキナーゼ A 活性化による MLCK リン酸化を経て、MLCK 機能を抑制し、MLC 活性を低下させる。これにより、気道平滑筋拡張作用を示す。
- 2 気道分泌液のうち、主に気管支腺（粘膜下腺）由来の粘液には、分泌型 IgA、ラクトフェリン、リゾチームなどが含まれ、気道内表面の感染防御機構を形成している。
- 3 サーファクタントは肺胞の表面張力を低下させ、肺胞の萎縮を防止する。
- 4 呼吸中枢は、延髄背側呼吸群（吸息中枢）と延髄腹側呼吸群（呼息中枢）から成り、互いに拮抗しつつ呼吸リズムを作っている。吸息中枢のほうが優位である。呼吸調節中枢は橋にあって、優位な吸息中枢の興奮を周期的に抑制することで持続的吸息を中断させ、吸息と呼息の切り替えを円滑にしているとされる。
- 5 大動脈小体と頸動脈小体（末梢性化学受容器）は動脈血中の酸素分圧（ PaO_2 ）をモニターしており、 PaO_2 が低下すると大動脈小体の迷走神経の求心性経路と頸動脈小体の舌咽神経の求心性経路の興奮を介して延髄の呼吸中枢が刺激され、換気を促進させる。

Ans. 2, 5

106回薬剤師国家試験問題

解答・解説 評言社薬学教育センターより引用



◆緊急事態宣言発令中◆

令和3年6月15日 広島県警察本部 生活安全総務課発行

犯罪情報官 速報



ニセ広島県警察が
「050-XXXX-XXXX
へ電話して
は詐欺！」

県内で、警察コールセンターなどと、
被害者に「うその捜査協力依頼」を行う詐欺が多発しています

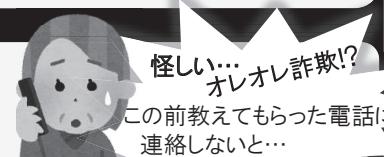
特徴

1 警察官をかたる犯人から電話

- ① 最近オレオレ詐欺が多発しているので気をつけて
- ② 電話がかかるたら「050-XXXX-XXXX」へ電話して

2 孫をかたる犯人から電話

- ① 困っているので助けて…お金を貸して



→ 050-XXXX-XXXX に電話をしてしまうと

3 警察官をかたる犯人から指示

- ① だまされたふりをして協力して
- ② 相手の指示どおりお金を用意して

→ 用意したお金はだまし取られる

広島県警察では
× 本物の現金を用意させることはありません
× 050で始まる専用ダイヤルは設置していません

だまされたふり作戦に
協力して





最近は家で過ごすことも当たり前になりつつありますね。私は今アニメにハマっております。話題のあの作品はもちろん、今まででは出会うことがなかったような作品も見るようになりました。今更になってアニメの素晴らしさに気付かされ、お陰様でアニメ没入の日々を過ごしております！色々な制限の下、遠出や旅行が出来ない事を悲しく思う反面、こんな世の中だからこそ気付く事が出来た「当たり前の日々」に感謝しつつ、今を思う存分楽しむみたいと思います！

<rabbit circle>

2回目のワクチン接種の翌日は発熱、関節痛、倦怠感。どんだけ抗体を作っているのかと期待して1日中臥せっていた。若い人には副反応が出やすいと聞いていたが、そうでない場合もあるようだ。コロナについての情報がわからず、ただ不安だけの日々だった。たくさんの方がワクチン接種をすることで日常が戻ってくることを願います。マスク、手洗い、うがいが命を守ってくれてたことは忘れない。

<のりか>

ワクチン接種会場に出務すると大学、病院、薬局と違う環境で働く人と一緒にになります。で、思うことは…「今オール薬剤師でこの業務に取り組んでいるんだなあ～」そして、この一体感が私は好きなんだなあ

<AKN54>

5月、B.LEAGUE 2020-21シーズン終了。
初のB1への挑戦となった広島ドラゴンフライズですが、結果は9勝46敗で西地区10位、B1全体でも最下位。悪夢の17連敗や所属選手の逮捕などもあり最悪のB1スタートとなりました…。
来シーズンに期待！！！

<ニソトミカ>

新型コロナワクチン接種事業等に携わる薬剤師が各地で増える中、接種会場におけるミスが頻発している。国の動きが如何にも「拙速に事を運ぶ」状況であることは否めないが、従事する者にとっては現場のマニュアルを遵守して業務にあたるしかない。

<K-Z>

毎週末の新型コロナワクチンの希釀・調製業務は大変ですが、1人でも多くの人が感染しない、させないようになればと願います。
それにしても、ワクチン接種の打ち手してみたかったなあ。。

<リオン>

編集委員一

青野 拓郎	吉田亜賀子	井上 真	竹本 貴明
松村 智子	柚木 りさ	中野 真豪	宮地 理
秋本 伸	池田 和彦	末繁夏帆奈	三浦 常代

表紙写真

セッコク 〈石斛〉 (ラン科)

デンドロニウム属であるセッコクは滋陰や強壮の目的で薬用に用いられてきました。野生であることと高所の岩場や樹上に生育することから貴重品として扱われてきました。漢方処方では枇杷葉や地黄と供に甘露飲に配剤され口内炎など咽や口腔の炎症を鎮める目的で用いられます。

写真解説：吉本 悟先生（安芸薬剤師会） 撮影場所：広島市



令和 3 年 5 月 21 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

医薬品等の容器等に記載された符号を 読み取ることで注意事項等情報が掲載されている 機構のホームページを閲覧するスマートフォン等の アプリケーションについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課から広島県健康福祉局薬務課を通じて、次の通知がありましたので、抜粋してお知らせいたします。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「薬機法」という。）の改正により措置されることとなった添付文書の電子化の運用が本年8月1日から開始されます。

この制度改正により、医療用医薬品、医療機器（主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器を除く。）及び再生医療等製品の使用及び取扱い上の必要な注意等の事項（以下「注意事項等情報」という。）について、従来の紙媒体に代えて、電子的な方法での情報提供が基本となります。

注意事項等情報の閲覧に当たっては、○独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）のホームページ上において検索することも可能ですが、医薬品等の容器等に記載された符号（GS1バーコード）をスマートフォン等のアプリケーション（以下「アプリ」という。）で読み取ることで、簡便に最新の注意事項等情報を閲覧することができます。

利用可能なアプリの1つとして、（一財）流通システム開発センター（GS1 Japan）、日本製薬団体連合会、及び（一社）日本医療機器産業連合会が共同で開発したアプリ「添文ナビ」が本年4月1日から無償で提供されています。

添文ナビは、Apple 及び Google の各公式ストアにおいて、ダウンロードできます。

1. アプリの名称について

(一財) 流通システム開発センター (GS1 Japan)、日本製薬団体連合会及び (一社) 日本医療機器産業連合会が共同で開発したアプリの名称は、「添文ナビ」です。

2. 添文ナビの利用について

添文ナビの利用に当たっては、次の URL から確認することができる「添文ナビ 利用規約」の内容を必ず確認し、当該利用規約の全ての内容に同意いただく必要があります。

https://www.dsri.jp/standard/healthcare/tenbunnnavi/pdf/TenbunNabi_kiyaku.pdf
県薬 Web サイト > 新着情報 > 2021.5.21 添文ナビ利用規約にも掲載しました。

3. 添文ナビのダウンロードについて

Apple 及び Google の各公式ストアよりダウンロードできます。

IOS 版



Android 版



○独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページにおける「添付文書一括ダウンロード機能」

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html>
ホーム > 安全対策業務 > 情報提供業務 > 添付文書の電子化について

1. ダウンロード可能な添付文書

- (1) 機構ホームページに公開されている添付文書
- (2) マイ医薬品集作成サービスに登録されている添付文書
- (3) (1)(2)についてそれぞれ指定した期間に更新された添付文書

2. ダウンロード可能なファイルの種類

「PDF のみ」、「XML/SGML のみ」又は「PDF と XML/SGML」の両方から選択可能

3. 利用方法

本機能は PMDA メディナビのオプションサービスであるマイ医薬品集作成サービスの機能となります。

利用には PMDA メディナビとマイ医薬品集作成サービスへの登録が必要です。マイ医薬品集作成サービスへは以下の QR コードよりアクセスいただけます。



○両機能とも、現在、試用可能です。

ご不明な点は、各団体にお問い合わせください。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課からの通知全文については、県薬 Web サイト > 新着情報に掲載しましたので、ご参照ください。

国会レポート

厚生労働委員会の質疑



情報監視審査会会長
参議院議員・薬剤師
藤井 基之

4月20日の参議院厚生労働委員会において、今国会で初めての質疑を行いました。

先ず、新型コロナウイルスワクチンの開発状況について、欧米等のワクチン開発に比べて、国産のワクチン開発が遅れたことは事実であり、その要因は、平時からのパンデミック等の非常事態に備えた対応の不足、安全性をより重視した厳格な規制等、種々指摘されているところです。また、mRNA ワクチンを例に挙げれば、ファイザー・ビオントック、モデルナとも、昨年1月10日に新型コロナウイルスの正確な遺伝子配列が公表されてから、僅か1ヶ月半後には第1相試験を開始し、12月には米国で EUA (緊急使用許可) を取得するという、驚異的な早さで進められたことも事実として挙げられます。

国内においては、組換えタンパクワクチン、mRNA ワクチン、DNA ワクチン、不活化ワクチン等の多様なワクチン開発が進められています。当初の開発は出遅れたものの、ワクチンの国内開発、国内製造をしていくことは、感染症対策はもとより、安全保障上の観点からも重要な意義を持つものです。今後のワクチン開発に当たっては、既存のワクチンに比べて、安全性やコスト面で優れた製品を開発していくことも十分に踏まえ、国として積極的な支援を行うよう要請しました。

次に、ワクチンの供給、接種について、感染者の急増や変異株による感染割合の増加等、国民の不安は拡がり、一刻も早いワクチン接種を待ち望んでいます。承認申請中のモデルナ社、アストラゼネカ社のワクチンについて、早急に審査を進めるのは当然のこと、国民に対して審査状況等を十分に説明していく必要があることを指摘しました。

質疑時間が限られ、十分なやり取りが出来ませんでした。積み残しは次の機会に回したいと思います。

藤井基之ホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

国会レポート

ワクチン開発・生産体制強化の国家戦略

情報監視審査会会長
参議院議員・薬剤師
藤井 基之

新型コロナウイルス感染症の患者が世界で初めて確認されてから1年半が経過しました。パンデミックは世界中に拡がり、人々の社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。他方、パンデミックの制御に有効な新型コロナウイルスワクチンの接種が進む、英国、米国、イスラエル等の諸外国では、感染症患者の減少により、社会生活の制限が緩和され経済活動が活性化する等、これまでの日常を取り戻しつつあります。国内でもワクチンの接種は進められていますが、国産ワクチンの開発が遅れ、当面は輸入ワクチンに頼らざるを得ない状況にあります。

政府は6月1日、こうした実情を踏まえ我が国のワクチン開発を滞らせた要因を明らかにし、解決に向けて政府が一体となって長期継続的に取り組む「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を閣議決定しました。

この戦略の中で、新型コロナウイルス感染症への喫緊の対応として、「すでに先発のワクチンが使用されている中で第Ⅲ相試験の二重盲検試験のために数万件の被験者を確保することは困難であり、ICMRA（薬事規制当局国際連携組織）において、ワクチン接種後の血中中和抗体価の上昇など、補完的指標の活用について議論されており、最終的なコンセンサスが得られる前から、そのコンセンサスの方針を先取りして、国内企業での検証試験を開始し、速やかに完了できるよう、既定の予算措置ともあわせて政府として強力に支援する。」ことも記されています。

第Ⅲ相の大規模検証試験実施の困難さは今国会の委員会質疑で常々指摘してきたところであり、日本がICMRAに提案している大規模検証試験に代わる評価手法について、提案内容を先行実施し、その試験の適正さを国際的に示していくことも求めたところです。こうした内容が盛り込まれたことは、大いに歓迎したいと思います。

藤井基之ホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

本田あきこ オレンジ日記



5月5日は薬の日

自民党厚生労働部会副部会長
参議院議員・薬剤師
本田 顯子

以前、私が奈良県製薬協同組合を訪問した際、「奈良のくすり」というパンフレットに“薬狩り”的記述を見つけました。女帝である推古天皇が即位した際、皇太子が、それまでの獣狩りの武技に代わり、中国の風習にならって薬狩りをするように進言し、現在の奈良県大宇陀地方で薬狩りをされたという記述でした。

更に、日本最古の薬狩りの記録として、推古19年（611年）5月の端午の節句の日に、狩りの装束をまとい、野や山にでかけて薬草を採取したと「日本書紀」に記載されていると記述されていました。そして、これをモチーフにして、薬狩りの壁画が昭和18年に作成され、私の母校、星薬科大学に所蔵されているのです。

インターネットで“5月5日は薬の日”で検索してみると薬狩りの記述に辿り着くことができます。子どもの日に、子供の健やかな成長を願って菖蒲湯に入ることも薬狩りの名残であるとわかります。

身近な薬草やその他の天然物を利用し、様々な知識・経験が蓄積され、薬草が民間薬となつていったくすりの歴史は興味深く、こうした歴史の延長が今の私たち薬剤師に引き継がれているのだと思います。

こうした民間薬の普及に貢献された立役者が女性の推古天皇だったことにも驚きました。

医師や薬剤師がいない時代、家庭を守り、家族の命を守るという女性の役目が大きかったことを示すものを感じました。

今は長引くコロナ禍との戦いが続いている。身近な大切な人の命を守るために私たち薬剤師にできる知識と経験を一人でも多くの方に届けてあげるようにがんばっていきたいですね。



薬狩り壁画（星薬科大学所蔵）：赤い傘の下に推古天皇



フェイスブック
本田あきこの部屋

ツイッター
@89314honda

メルマガ登録

本田あきこ オレンジ日記

国会審議

自民党厚生労働部会副部会長
参議院議員・薬剤師
本田 顕子

日本国憲法第41条は、「国会を「国權の最高機関であり、國の唯一の立法機関である」と定めています。常に「国民の代表機関」としての役割を担っています。国会は参議院と衆議院で構成されており、私も議員の一員として国民生活や国際社会の問題まで幅広い議論に参加をしています。

本会議は議員全員出席の会議で議院の最終的な意思を決定しますが、法案等が本会議に上程されるまでの委員会等の質疑も重要です。

国會議員となって先輩議員に一番に教わったことは、時間管理の厳しさです。「本会議、議院運営委員会、常任委員会等、国會議員として所属するこれらの会議は与野党の綿密な調整によって開催され、時の情勢によって変化するが、定足数も重要であり、時折、委員の中から定足数を欠いている旨の指摘が上がり、議事の進行が滞ることもある。」ということを伺いました。

私はこうした話は、別次元の遠い話と思っておりましたら、今国会中、委員会の休憩後再開に至らなかつたことがありました。委員の遅刻が原因でした。定足数は満たしていましたが、政府与党は審議をお願いしている立場ですので、委員会優先が前提となるため、更に高い時間管理の厳しさ、そして連絡体制の徹底を求められたものでした。

散会となってしまった委員会を再度開会するための与野党間の調整に多大な時間がかかりました。国会審議において時間管理がいかに厳しいものかを改めて感じました。

通常国会は終盤となり「緊張感を持って…」という言葉が枕詞のように発せられています。私も引き続き緊張感をもって臨みます。



本田あきこ



メルマガ登録

フェイスブック
本田あきこの部屋

ツイッター
@89314honda

まさ ゆき
政幸だより



全国薬剤師フォーラムが開催される

日本薬剤師連盟 副会長
神谷 まさゆき

新型コロナウイルス感染拡大により、4月25日に1都3府県を対象として5月11日を期限に発出された3回目の緊急事態宣言は、5月7日に5月末まで延長されるとともに新たに2県に発出され、8県にまん延防止等重点措置が適用されています。感染防止策の徹底が求められている中、訪問活動にご協力とお心遣いをいただいている皆様に、厚く御礼申し上げます。

さて、4月18日（日）12時30分より、令和3年度第1回全国薬剤師フォーラム「つなごう！！薬剤師議員」がWEB開催されました。都道府県薬剤師連盟から推薦されたメンバーによる「コロナに打ち勝つ名簿収集」をメインテーマとするフォーラムで、昨年12月（WEB開催）に続き2回目の開催になります。

山本会長のご挨拶、藤井基之参議院議員、本田顕子参議院議員の激励のお言葉に続いて、私のご挨拶の時間をいただきました。私からは、2月から始まった全国支部訪問は皆様のご尽力により充実した訪問ができていること、参議院比例代表区の薬剤師議員が藤井先生と本田先生の二人体制であることの意味、国民にかかりつけ薬剤師・薬局を認識してもらえるよう国政の場で努力していきたいことなどについてお話しさせていただきました。

その後6グループに分かれて、10万人の紹介者が70万人の名簿を収集し、30万人の真の理解者を得るという「10. 70. 30」活動を本田先生の活動時に統一してつないでいくため、紹介者名簿を確実に集める方法についてスマート・グループ・ディスカッションが行われました。

2回目となったWEB開催は進行もスムーズに行われ、私も各グループと意見交換させていただいて、熱心に議論している皆さんの様子を大変心強く受け取させていただきました。休日にもかかわらずご参加いただき、ありがとうございました。

1. Facebookページ『薬剤師「神谷まさゆき」の活動日誌』を公開しました。
右のコードから閲覧してください ➡



3. 神谷まさゆきメールマガジンを開始しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡



2. 神谷まさゆきのホームページを開設しました。
右のコードから閲覧してください ➡



4. 神谷まさゆきの公式LINEアカウントを開設しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡



まさ ゆき 政幸だより

コロナ禍の全国支部訪問

日本薬剤師連盟 副会長
神谷 まさゆき

新型コロナウイルス感染拡大により、4月下旬に発出された3回目の緊急事態宣言は、10都道府県に拡大するとともに8県にまん延防止等重点措置が適用されており、引き続き緊張感をもって対応していくことが求められています。

さて、コロナ禍が続く中で2月から始まった全国支部訪問は、4月までに四国ブロック、東海ブロック、近畿ブロックと進み、5月に入り大阪ブロックは延期となったものの、東海ブロックと近畿ブロックでは直接訪問が実施できました。日中は薬局、卸事業所等を訪問し、夜はミニ集会や意見交換会に参加するという日程で、実際に現場を回ることによりその場の雰囲気や皆さんのがいを感じ、お会いした方々との距離が縮まることが実感できました。私のことを少しでも身近に感じ、顔と名前を覚えていただくには、直接向き合って時間を共有することが大切であり、コミュニケーションの基本は対面だということを強く感じました。

一方、四国ブロックはWEBを活用したリモート訪問を中心に活動し、ビデオ通話等を利用した薬局訪問や、WEBを通じた交流会等を開催していただきました。また、直接訪問の移動中に別の訪問先をリモート訪問する、集会等で別の会場とリモート交流するという、ハイブリッド訪問・集会も実施していただきました。リモート方式は、離れていても短時間に多くの方々とつながりを持つことができます。コロナ禍というニューノーマルな時代だからこそ、リアルとリモートを使いこなしていくことも必要ではないかと思います。

5月下旬から始まった東北ブロックの支部訪問は、まん延状況を勘案し訪問先の県薬剤師連盟と連携・調整して進めております。訪問活動には今後も難しい状況が続くと思いますが、できるだけ多くの皆様に神谷まさゆきを知っていただけるよう力一杯頑張る覚悟ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

1. Facebook ページ『薬剤師「神谷まさゆき」の活動日誌』を公開しました。
右のコードから閲覧してください ➡

2. 神谷まさゆきのホームページを開設しました。
右のコードから閲覧してください ➡

3. 神谷まさゆきメールマガジンを開始しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡

4. 神谷まさゆきの公式LINEアカウントを開設しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡

第59回 広島県薬剤師会 定期総会資料

令和3年6月20日(日)

第59回広島県薬剤師会定期総会付議事項

目次

(報告)	
報告第1号	令和2年度業務執行報告（公衆衛生）……………
報告第2号	令和2年度業務執行報告（会館）……………
報告第3号	令和2年度業務執行報告（薬局）……………
報告第4号	令和2年度業務執行報告（共益）……………
(議案)	
議案第1号	令和2年度決算の承認について（案）……………
資料1	令和2年度貸借対照表……………
資料2	令和2年度正味財産増減計算書……………
資料3	財務諸表に対する注記……………
資料4	附属明細書……………
参考1	令和2年度貸借対照表内訳表……………
参考2-1	令和2年度正味財産増減計算書内訳表……………
参考2-2	令和2年度公益目的事業会計内訳表……………
参考3	財産目録……………
参考4	監査報告書……………
議案第2号	公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）……………

平本乾大 有村典謙
広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会 (派遣 竹本貴明 平本乾大 柚木りさ)
広島県病院薬剤師会地域医療連携支援検討委員会 (派遣 竹本貴明 石本 横山和也)
広島県医師会糖尿病対策推進会議 (幹事 松尾裕彰)

広島県精神支援ネットワーク
広島県毒物劇物安全協会
(一社) 広島県介護支援専門員協会
(社福) 広島県社会福祉協議会
(公財) ひろしまこども夢財団
(公財) ひろしまドナー・バンク
(公財) ひろしま国際センター
(公社) 日本臓器移植ネットワーク
建国記念の日奉祝委員会
全国公益法人協会
(公社) 青少年育成広島県民会議
広島市防小連絡協議会
(公社) 広島東法人会
(公社) 広島県防犯連合会
広島県日中親善友好協会
(公社) 広島交響楽協会

5. 会員の表彰

瑞宝双光章 作田 利一 (福山)
旭日双光章 山本 和彦 (広島)
厚生労働大臣表彰 (褒章功労) 青野 拓郎 (安佐)
文部科学大臣表彰 長谷川 项一 (広島佐伯)
日本薬剤師会功賞 児玉 信子 (広島) 住田 好道 (安芸) 平井 紀美恵 (三原)
広島県知事表彰 (褒章功労) 不破 亨 (広島) 今岡 和子 (福山)
広島県学校保健・学校安全表彰 谷川 正之 (広島) 宗 文彦 (広島佐伯) 森川 悅子 (広島)
広島県薬剤師会賞 金好 康隆 (東広島) 中野 真豪 (広島)
広島県薬剤師会功労賞 中川 潤子 (広島) 吉川 真人 (広島)
岩本 義浩 (広島) 大井 健太郎 (広島佐伯)
國政 俊行 (安芸) 島崎 一郎 (東広島) 藤本 瑞枝 (安佐)
村上 寛子 (福山)
上原 貢 (安芸) 倉田 真澄 (福山) 月玉 信行 (尾道)
竹腰 正司 (福山) 田辺 博実 (広島) 中川 待子 (広島)
村上 和義 (因島)

6. 会員物故

(安 佐) 鈴木 芝司
(吳) 小早川 雅章
(尾 道) 小田原 晃
(竹 原) 神田 信吾

7. 各種印刷出版物等

広島県薬剤師会誌 (6回)

広島県薬メールニュース (56号)
DRUG INFORMATION NEWS D. I. News (ヒロシマ)
令和2年度会員名簿
2021年版管理記録簿
お薬手帳
薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。(テキスト・リーフレット)
薬の基礎知識
「調剤事故発生時の対応マニュアル」
「調剤事故発生時の再確認」
連絡先ステッカー
薬剤師行動規範
「個人情報保護に関する基本方針」ボスター
「安心して薬局サービスを受けていただきために (お知らせ)」ボスター
「お薬のこと」・「お願い」ボスター
お薬手帳啓発ボスター
「薬の正しい使い方」リーフレット
薬剤師名札
薬との上手なつきあい方—高齢者とくすりー^{アスリートのためのドーピング防止シール}
布マスク洗い方リーフレット

第2 事業関係（公衆衛生）

1 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動

(1) 講座・研修会等の開催及び講師派遣等事業

ア 薬事衛生指導員（108名）の派遣

b・令和2年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会の開催
(広島 3.1.16・参加者117名 福山 3.1.17・参加者39名)

イ 禁煙支援事業

a・薬剤師禁煙支援マスターの認定（14名）・ドバイザーの認定（213名）
b・薬剤師禁煙支援アドバイザー（127名）及び広島県健康生活応援店（153店）のWebサイトへの掲載

c・令和2年度世界禁煙デー・禁煙週間への協力（2.5.31～6.6）

d・2020年度広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会への出席（書面決議）
e・令和2年度薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会の開催（3.2.6・参加者172名）

ウ アンチ・ドーピング活動

b・アンチ・ドーピングホットライン設置 質疑応答
c・令和2年度都道府県薬剤師会スポーツアーマーシスト担当者研修会（Web開催）への出席（2.11.20）

d・アンチ・ドーピングに係るメールマガジンメンバーの広報（広島県薬剤師会誌No.291）
(3.1.1)

e・ASTCアジアアスロン選手権廿日市実行委員会、広島県トライアスロン協会

アンチ・ドーピング支援活動（啓発用資材作成、啓発用動画作成、大会時シャペロン派遣者募集等）

工 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業

a・令和2年度後発医薬品使用促進事業検討委員会（2.8.28 2.11.12）
b・後発医薬品使用促進研修会の開催（3.2.25・参加者321名）

オ 在宅医療推進活動

a・在宅支授薬剤師専門研修会委員会（2.8.19 2.10.6 2.12.11 3.1.15）
b・在宅支授薬剤師専門研修会委員会（予行演習）（3.2.18）

c・在宅支授薬剤師専門研修会Ⅰの開催（2.11.3・参加者110名）

d・広島県在宅支授薬剤師専門研修会Ⅱの開催（3.1.24・参加者64名 3.2.28・参加者70名）
e・在宅医療推進委員会（2.12.9 2.12.24 3.1.27 3.2.10 3.2.24 3.3.10 3.3.25）

f・復職支援研修説明会（オリエンテーション）の開催（広島 2.6.29・参加者8名）

g・復職支援研修会の開催（広島 2.7.27・参加者8名 広島 2.8.24・参加者8名 広島 2.9.28・参加者3名 広島 2.11.30・参加者6名 広島 3.1.22・参加者5名 広島 3.2.22・参加者4名）
h・退院時カンファレンス等メンターモード検討委員会の開催（2.8.12 2.12.16 3.1.12 3.2.9）

i・退院時カンファレンス等メンターモード検討委員会事前打合会（オンライン会議）（2.8.6）
j・在宅医療推進に向けた研修会の開催（3.2.27・参加者89名）
k・モバイルスマートフォンの貸出（福山 2.9.17）

1・地域包括ケア連携委員会（2.11.10）

カ 県民公開講座

a・県民公開講座運営委員会（2.9.1）

キ 健康サポート薬局に係る研修会

ア 健康サポート薬員委員会（2.10.2）

ブ・健康サポート薬局に係る研修会会場下見（2.12.15）

シ・健康サポート薬局研修の予行演習（広島 3.1.14 3.1.28 福山 3.2.4）

ス・健康サポート薬局研修会の開催（広島 3.1.24・参加者45名 3.1.31・参加者30名 福山 3.2.7・参加者27名 3.2.21・参加者21名）

ク 研修会への講師派遣

ア・広島県シルバーサービス振興会2020年度下期キャラアバストラベル研修への講師派遣（2.11.13）

イ・研修会への講師派遣（3.2.13）

ウ・広島県シルバーサービス振興会2020年度下期キャラアバストラベル研修への講師派遣（3.2.13）

エ・研修会への講師派遣（3.2.13）

オ・薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「薬と健康の週間」の企画・運営

オ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ア・「薬と健康の週間」の企画・運営

イ・「薬と健康の週間」の企画・運営

ウ・「薬と健康の週間」の企画・運営

エ・「

c	・薬局業務運営ガイドラインの周知徹底
イ	オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催
a	・オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催 (2.8.4)
b	・オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に係る研修会打合会 (2.11.10)
c	・オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に係る研修会の開催 (2.11.29・参加者227名)
ウ	オンライン診療に係る研修会の開催
a	・オンライン服薬指導に係る研修会の開催 (広島 3.3.29・参加者202名)
エ	高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修の開催
a	・高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会の開催 (広島 3.2.11・参加者363名)
オ	情報提供活動
a	・広報委員会
	(2.4.13 2.6.18 2.8.26 2.9.10 2.10.21 2.11.2 2.12.18 3.2.15 3.3.9)
b	・広報委員会会報 参頭特集対談 (2.5.28 2.9.23)
c	・一般紙へ薬局業務・薬剤師職能 P R 告白掲載 (中国新聞 2.8.20 2.10.17 2.12.18 3.1.4 3.3.24)
d	・県薬会誌の発行 (6回)
e	・広島県薬メールニュースの配信 (56件)
f	・2021年版管理記録簿・自己点検表の作製・配付
g	・広島県薬局機能情報公開制度への対応
h	・懇じょう取材 (2.6.4)
i	・広島リビング新聞社取材 (2.10.13)
カ	「災害及び感染症対策」事業
a	・令和2年度広島県「みんなで減災」一斉地震防災訓練への参加・協力 (2.11.5)
b	・災害対策委員会 (2.4.21 2.12.24)
c	・新型コロナウイルス感染症への対応 (マスク配付 2.4.1 2.4.27 2.4.30 2.5.19 2.6.22、手指消毒用アルコールの配付 2.4.15 2.5.28 2.7.3 2.11.20)
d	・新型コロナワクチン接種体制に係る基本型接種施設及び接種型接種施設向け連絡会への参加 (3.2.26)
e	・新型コロナワクチン接種に係る研修会の開催 (3.3.14・参加者376名)
f	・感染拡大等防止支援事業説明会の開催 (2.8.26)
g	・「まほらいこくたい」2020 出展者説明会 (オンライン)への出席 (2.7.22)
キ	h・防災推進国民大会2020 (モバイルファーマーシート画面)への出席 (2.10.3)
a	・求人・求職情報システムの促進 (求人4件 薬学生求人0件 求職1件)
ク	日本薬剤師会との連携・推進
a	・日本薬剤師会第95回定期総会への出席 (東京 2.6.27)
b	・日本薬剤師会第96回臨時総会への出席 (東京 2.12.8)
c	・日本薬剤師会第97回臨時総会への出席 (東京 3.3.6)
d	・日本薬剤師会代議員中国ブロック協議会 (オンライン)への出席 (2.5.23 3.2.6)
e	・日本薬剤師会中国ブロック会議への出席 (広島 2.11.14)
f	・日本薬剤師会都道府県会長協議会への出席 (東京 2.7.7 北海道 2.10.9 東京 3.1.13)
g	・日本薬剤師会第53回学術大会への参加 (北海道 2.10.10-11)
h	・日本薬剤師会薬事開連情報評議・調査企画委員会の予定事業に関する説明会 (Web)への出席 (3.2.18)
i	・日本薬剤師会令和2年度学校薬剤師部会全国担当者会議 (Web併用)への出席 (東京3.2.25)

j	・日本薬剤師会令和2年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業次世代薬剤師指導者研修会
k	・日本薬剤師会令和2年度研究論理に開催する全国会議 (Web開催)への出席 (3.3.19)
l	・日本薬剤師会賠償責任保険への加入促進
m	・アンチ・ドーピング活動への加入促進
n	・日本薬剤師会個人情報漏洩保険への加入促進
o	・日本薬剤師会共済部への加入促進
p	・全国国民年金基金 (日本薬剤師国民年金基金)への加入促進
ケ	国及び広島県との連携・推進
a	・あいサポート運動への協力
b	・中国地方社会保険医療協議会広島支部への出席 (2.4.24 2.5.26 2.6.25 2.7.28 2.8.26 2.9.28 2.10.27 2.11.27 2.12.25 3.2.26 3.3.25)
c	・第70回社会を明るくする運動広島県推進委員会への協力
d	・広島県「農業危害防止運動」への協力 (2.6.1~8.31)
e	・令和2年度リハビリテーション専門職等人材育成調整会議への出席 (2.8.27 2.11.25)
f	・広島県介護支援専門員協議会定期総会及び研修会への出席 (2.6.20)
g	・広島県介護支援専門員協議会研修・出版部会自主勉強会への出席 (2.6.26 2.9.2 2.12.23 3.2.5)
h	・広島県介護支援専門員協議会理事会への出席 (2.9.16 2.10.30)
i	・広島県介護支援専門員協議会理事会への出席 (2.6.10 2.10.14 3.3.10)
j	・広島県介護支援専門員協議会生涯学習部会・生涯学習制度研修単位認定審査委員会への出席 (2.11.18)
k	・広島県介護支援専門員協議会令和2年度オンライン連絡会への出席 (2.12.17 3.1.29)
l	・広島県介護支援専門員協議会居宅介護支援事業所におけるケアマネジメント向上に資するO J T・事例検討会実践に活かす引き-Zoomウェビナーを活用した管理者研修への出席 (3.2.17)
m	・広島県豊原障害対策協議会評議員会への出席 (書面評決)
n	・広島県環境審議会温泉部会への出席 (2.6.29)
o	・高齢者施設統合推進会議への出席 (2.9.30 2.12.17 3.3.16)
p	・令和2年度広島県認知症地域支援体制推進会議への出席 (2.7.15 2.11.19)
q	・地域包括ケア強化推進金付託委員会への出席 (2.11.6 3.3.19)
r	・広島県アレルギー疾患連絡協議会への出席 (2.10.12)
s	・北方領土返還要求運動への賛成協力
t	・北方領土返還要求運動広島県民会議総会への出席 (2.9.4 3.3.18)
u	・広島県医療審議会への出席 (2.9.4 3.3.18)
v	・令和2年度広島県日中親善協議会総会への出席 (書面表决)
w	・新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 (2.4.17 2.4.20 2.4.21 2.4.22 2.4.23 2.4.24 2.4.27 2.4.28 2.4.30 2.5.1 2.5.7 2.5.8 2.5.11 2.5.12 2.5.13 2.5.14 2.5.15 2.5.18 2.5.19 2.5.20 2.5.21 2.5.22 2.5.26 2.5.29)
x	・新型コロナウイルス感染症に係る感染者等向け宿泊療養施設へ災害薬事コーディネーターの派遣 (2.12.26 2.12.27 2.12.28 2.12.29 2.12.30 2.12.31)
y	・アルコール健康教育研修会への協力
z	・広島県国民健康保険運営協議会への出席 (2.7.27)
A	・令和2年度中国・四国プロフェッショナル治療拠点病院連絡協議会への出席 (2.10.8)

- B・令和2年度広島県合同輸血療法研修会（オンライン）への出席（3.3.6）
- C・令和2年度世界エイズデーへの協力（2.12.1）
- D・オンライン診療・服薬指導医療計画用検討会議への出席（3.3.12）
- E・広島県医療審議会保健医療計画部会への出席（2.8.6 3.3.18）
- F・広島県がん対策推進委員会への出席（3.3.17）
- G・令和2年度がん検診研修会の開催（3.3.26）
- H・新型コロナウイルスワクチン接種に向けた県市町担当者Web会議への出席（3.3.29）
- I・令和2年度ICTネットワーク構築研修会への出席（3.3.20）
- J・広島県テロ対策パートナーシップ推進会議への出席（書面討決）
- K・医薬品等安全性情報報告制度への協力
- L・がん予防及び結核予防普及啓発事業への協力
- M・「健康日本21」「健康ひろしま21」運動への協力
- N・広島県立美術館団体副会員への協力
- コ 四師会との連携・推進
- a・21世紀、県民の健康新たんを考える会員会への出席（書面表決）
- b・IPPNW日本支部（IPPNW）理事会・総会、広島県支部総会への出席（書面表決）
- c・IPPNW広島県支部理事会（オンライン）への出席（3.2.15）
- d・IPPNW日本支部への協力
- e・広島県医師会第1回糖尿病対策推進会議への出席（2.8.24）
- f・県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護の人材育成・確保対策WG研修会カリキュラム検討部会への出席（2.11.13 3.2.1 3.3.5）
- g・四師会第1回在宅ノウハウ連携研修～がん疼痛緩和～HPへ動画掲載（2.6.30）
- h・令和2年度広島県四師会役員連絡協議会への出席（2.4.11）
- i・令和2年度在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会への出席（2.8.27 2.12.14:書面討決 3.3.24）
- j・第73回広島医学会総会への出席（2.11.15）
- k・医療関係者へのマスク贈呈式への出席（2.4.21）
- サ その他関係団体との連携・推進
- a・広島県病院薬剤師会の事業への協力
- b・広島県女性薬剤師会の事業への協力
- c・広島県青年薬剤師会の事業への協力
- d・広島県行政薬剤師会の事業への協力
- e・「子育て応援団すこやか2020」オンライン打合会への参加（2.9.24 2.10.12）
- f・「子育て応援団すこやか2020」オンライン取締会（2.10.5 2.10.13）
- g・子育て応援団すこやか実行委員会への出席（2.10.15 3.2.25）
- h・「子育て応援団すこやか2020」（オンライン）への参加・協力（2.11.1）
- i・広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会への出席（2.10.20 2.11.17）
- j・（公財）広島県地域保健医療推進機構評議員会への出席（2.10.30:書面評決 3.3.23）
- k・第61回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～への出席（2.11.26）
- シ 本会の後援・共催・贊同・協賛した事業
- a・第37回全国都市緑化ひろしまフェア（2.3.19～11.23）
- b・わんぱく大作戦（2.4.1～3.31）
- c・令和2年度広島県農業危害防止運動（2.6.1～8.31）
- d・令和2年度老人保健福祉月間（2.9.1～9.30）
- e・令和2年度がん征圧月間（2.9.1～9.30）

- f・リレー・フォード・ライフ・ジャパン2020尾道（Web開催 2.9.19・20）
- g・第27回広島県医療情報技術師会研修会（2.9.26）
- h・平和の舞～神楽の学校2020inさくらビア～レクチャー・ワークショップと神楽公演（2.10.31 2.12.6 3.1.11 3.2.13）
- i・「子育て応援団すこやか2020」（2.2.11.1）
- j・第22回薬事懇絶フォーラム（2.2.11.1）
- k・広島県心不全患者在宅支援体制構築事業令和2年度心臓いきいき在宅支援施設認定講習会（2.11.3）
- l・第37回広島県薬事衛生大会（2.11.19）
- m・第9回先端のがん薬物療法研究会（3.1.10）
- n・第28回広島県医療情報技術師会研修会（3.1.23）
- o・第32回西日本医科学本科生オーケストラフェスティバル（3.3.21）
- p・日本薬学会第141回年会（広島）（3.3.26～3.29）
- q・広島県環境協会環境と健康のボスター・懇話会
- r・全国健康保険協会広島支部ジェネリック医薬品の使用促進に係る新聞広告
- 2 医業分業の推進及び社会保険制度への対応状況報告
- (1) 保険薬剤部会事業
- ア 保険薬剤部への講座
- イ 在宅医療と地域包括ケアシステムへの対応
- ア・四師会協議会医療・介護の人材育成・確保対策WG第1回研修カリキュラム検討部会への出席（2.11.13 3.2.1 3.2.12 3.3.5）
- ウ 緩和ケア薬剤師の育成
- ア・令和2年度緩和ケア薬剤師研修修了式（2.4.17）
- エ HMネット事業への参画
- ア・第1回ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）委員会（2.9.14）
- エ・HMネット打合せ会（2.7.10 2.7.15 2.7.29 2.11.18）
- エ・HMネット運営会議への出席（2.4.27 2.8.7 2.9.18 2.10.19 2.11.19 2.12.21 3.2.3 3.3.1 3.3.22）
- エ・HMネットに関する打合せ（3.1.14 3.1.20）
- オ 抗HIV服薬指導薬剤師の育成
- ア・令和2年度抗HIV服薬指導研修会委員会（2.9.8 3.1.29 3.2.26）
- エ・令和2年度抗HIV服薬指導研修会の開催（3.3.7・参加者215名）
- (2) その他事業
- ア 院外処方箋への適切対応の推進
- ア・保険薬局ニュース（会誌各号）と保険薬局ニュース連絡の発行（FAX19回）
- エ・調剤報酬に関する質疑、応答
- エ・医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議（3.1.18）
- エ・令和3年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会（3.3.26）
- エ・「保険薬局業務指針」等関係書籍の整備、販売
- エ・医薬品の適正使用の推進
- エ・応需薬局リースとの作成
- エ・医薬分業支援組織整備
- エ・備蓄検査システムの再構築・整備

- 1 県民へのかかりつけ薬剤師・薬局の広報
 j 県民への医薬分業啓発
 k 「くすりと健康相談窓口」等に於いての医薬分業PR支援
 1 全国健康保険協会令和元年度保険薬局による糖尿病重症化予防事業への協力
 m 保険指導薬剤師への対応
 イ 休日夜間対応
 a 休日夜間診療、小児救急等に係る助成
 b 休日夜間診療の審査支払業務
 ウ 調査報酬請求の審査支払業務
 a 調剤報酬査定支払機関への対応
 b 社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会への出席 (2.4.9 2.6.11 2.7.9 2.8.6
 2.9.10 2.10.7 2.11.12 2.12.10 3.1.14 3.2.10 3.3.11)
 エ 立会人の派遣
 a 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導に立会
 (令和2年8月～令和3年3月 58件)
 b 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導に立会
 (令和2年8月～令和2年12月 42件)
 オ 在宅医療と地域包括ケアシステムへの対応
 a 在宅介護相談事業の支援
 b 在宅医療への参画推進
 カ リスクマネージメント等への対応
 a 医薬品安全性情報収集活動に協力
 b DEM事業への協力
 キ 各種印刷出版物等
 a 薬の基礎知識
 b 薬との上手なつきあい方－高齢者とくすり－
 c 薬の正しい使い方
 d 調剤事故発生時の対応マニュアル
 e 調剤事故発生時の再確認
 f 薬手帳 (改訂版)
 g 薬手帳啓発 (注意事項) シール
 h 保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応看板
 i 保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応シール
 j 訪問薬剤管理指導業務PRリーフレット
 k 「持とう！お薬手帳」PRチラシ
 l 「薬と健康の週間」における全国統一事業に係るポスター・チラシ
 m 「お薬手帳は1冊に」PRチラシ
 n 平成28年度版お薬手帳啓発ポスター・チラシ
 o かかりつけ薬局・薬剤師啓発ポスター・チラシ
 p 高齢者が気を付けて「多すぎる薬と副作用」
 q 布 (ガーゼなどでできた) マスクの洗い方
- 3 薬剤師の生涯教育及び養成計画
- (1) 薬学教育機関等との関係強化
 ア 中国・四国地区薬剤師会薬局実習受入調整機関事務局の受け入れ

- イ 第62回中国・四国地区調整機関会議（支部会）への出席 (3.2.5)
 ウ 認定実務実習指導薬師養成講習会の開催 (広島 2.11.23・新規61名 更新3名
 福山 2.12.13・新規15名 更迭1名)
 エ 第54回認定実務実習指導薬師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）
 m 中国・四国in岡山への参加 (岡山 2.9.20・21)
 オ 広島大学薬学部実習事前学習への講師派遣 (2.10.22 2.11.26)
 カ 福山大学OSCEへの協力 (福山 2.12.6)
 キ 安田女子大学薬学共用試験 (OSCE) 直前講習会への協力 (広島 2.11.25)
 ク 広島女子大学OSCEへの協力 (広島 2.11.29)
 ケ 広島大学OSCEへの協力 (広島 2.12.6)
 コ 広島国際大学OSCE直前SP講習会への協力 (呉 2.12.6)
 サ 広島国際大学OSCEへの協力 (呉 2.12.13)
 シ 薬局実習の受け入れ (広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学)
 ソ 薬局が実習を行つての旨等を示すポスター・薬学生実習受入施設証の配付 (15件)
 タ 偏理審査委員会 (2.4.7 2.8.11 2.8.18 2.9.18 2.12.16 3.1.21 3.2.9)
 (2) 第40回広島県薬剤師会学術大会の開催 (広島・福山 2.10.25・参加者135名)
 ○ 口頭発表 10題
 ○ シンポジウム・基調講演 1題 講演 4題
 ア 広島県薬剤師会学術大会実行委員会 (2.6.4 2.9.11)
 (3) 広島県薬剤師研修協議会への協力
 ア (公財) 日本薬剤師研修センターの運営への協力
 イ 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度への協力 (2.835名)
 ウ 日本薬剤師会生涯学習支援システム (JPALS)への推進・協力
 エ 日本薬剤師研修センター薬剤師研修協議会連絡会への出席 (オンライン 2.12.24 3.3.4)
 オ 研修カレンダーの運営
 (4) その他事業
 ア 日本薬剤師会第53回学術大会への参加
 イ 広島県地域保健対策協議会への参画
 a 日本薬剤師会第53回学術大会への参加 (北海道 2.10.10・11 参加者59名)
 a 広島県地域保健対策協議会への協力
 a 広島県地域保健対策協議会令和2年度第1回定期理事会への出席 (書面評決)
 b 広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会への出席 (2.9.15)
 c 地域WG打合会 (2.10.26)
 d 地域協力「医薬品の適正使用検討委員会」事前打合わせ会 (2.11.9)
 e 広島県地域保健対策協議会への協力
 f 広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会への出席 (2.10.23 3.3.25)
 g 広島県地域保健対策協議会医療情報活動用推進特別専門委員会への出席 (2.11.18)
 h 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別専門委員会への出席 (3.1.14)
 i 広島県地域保健対策協議会第1回糖尿病対策専門委員会への出席 (3.1.15)
 ウ 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会・中国四国支部学術大会への参加
 a 日本薬学会中国四国支部2020年度第1回役員会 (Web会議) の出席 (2.6.13)
 b 第59回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 (Web開催) への出席 (2.11.7-8)
 エ 学校薬剤師会事業

- a・学校保健委員会 (2.5.22)
 b・学校薬剤師会幹事会・理事会 (2.5.26)
 c・学校薬剤師会幹事会・理事会 (2.5.30)
 d・令和2年度広島県学校保健会議及び代議員会 (書面表決)
 e・令和2年度広島県学校保健会議第1回理事会及び定期総会 (書面表決)
 f・第65回中国地区学校保健研究協議大会への出席 (書面評決)
 g・令和2年度広島県学校保健及び学校安全表彰選考専門委員会への出席 (2.7.15 2.12.10)
 h・呉市立中学校教育研究会健康教育部会全体研修会への講師派遣 (2.8.28)
 i・令和2年度学校薬剤師中国ネットワーク連絡会議への出席 (3.2.28)
- (5) 薬剤師生涯教育推進事業
 a・次世代指導薬剤師特別委員会研修会 (2.7.5 2.9.26)
 b・次世代指導薬剤師特別委員会 (2.7.28 3.2.22)
 c・研修シラバス検討委員会 (2.12.14 3.1.21 3.3.4 3.3.17)
 d・薬事情報センター委員会、シラバス検討委員会合同会議 (2.12.25)
 e・日本医療薬学会「新専門薬剤師制度の発足にかかる全国研修会 (Web開催)～地域薬学ケア専門薬剤師制度の運営～」への出席 (2.6.7)
 f・日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」に係るマッチング調整業務および申請手順等に関する説明会への出席 (2.7.19)
- 4 薬事情報センターの事業
- (1) 研修会等の開催
 ア 薬事情報センター定例研修会の開催 (原則、毎月第2土曜日) 5回 (528名)
 イ 委託事業としての研修会等の開催 (随時)
 a・令和2年度薬剤師認知症対応力向上研修 (広島 2.9.5 広島 2.11.22) (94名)
 ウ その他必要と認められる研修会の開催 (随時)
- (2) 相談・助言に係わる事業
 ア 質疑応答業務 (電話・FAX・メール・ホームページ)
 a・受信件数 237件
 b・情報提供件数 324件
 イ 指薬相談電話 (電話・ホームページ)
 a・受信件数 656件
 b・情報提供件数 1,517件
 ウ 広島中毒119番 (電話 (フリーダイヤル併設)・ホームページ)
 a・受信件数 58件
 b・情報提供件数 50件
 エ アンチ・ドーピングホットライン (ドーピングに関する相談窓口) (FAX・メール・ホームページ)
- (3) 薬事関連情報の収集、提供活動
 ア 薬事関連情報の収集、提供活動
 a・薬事情報センターWebサイトによる薬事関連情報の提供
 b・薬事情報センターWebサイトを活用した「UPDATE 新型コロナウイルス感染症医学・薬学関連情報」の情報発信
 c・薬事情報センターWebサイト改修による薬事情報センター主管研修会資料の共有化 (仕組みの構築)

- d・薬事情報センターWebサイト改修によるアンチ・ドーピング啓発用資料の共有化 (仕組みの構築)
- e・薬事情報センターWebサイト改修による薬事情報メンテナンス
- イ 広島県薬剤師会備蓄薬庫システムにおける医薬品情報メンテナンス
- ウ 情報誌の発刊・寄稿 (広島県薬剤師会誌、D.I.News (ヒロシマ))
- a・広島県薬剤師会誌 営業 16編 (No.287～292)
- b・D.I.News (ヒロシマ) 発刊 4回 (vol.48 No.2～4、vol.49 No.1)
- エ 広島県薬剤師会モバイルD.I室事業
 a・薬事情報センターWebサイト改編及び検索システムの構築
 b・ブレアボイド事例報告書作成件数 4件
 c・ブレアボイド事例の情報共有 (広島県薬剤師会誌・4件、薬事情報センターWebサイト・4件)
- (4) 講演活動及び広島県薬剤師会会員の講演活動支援
 ア 薬の適正使用、ドーピング等に関する講修会における講演 (広島 2.7.17)
- a・広島国際大学別年度生向け「薬学へのいざない」 (広島 2.7.17)
- b・広島記念病院地域医療從事者研修会「ボリファーマシー～課題と薬剤師の役割」 (広島 2.9.17)
- c・第40回広島県薬剤師会学術大会 (広島 2.10.25)
- d・令和2年度薬剤師認知症対応力向上研修 (広島 2.9.5 2.11.22)
- e・ブレアボイド事例報告書作成件数 4件、薬事情報センターだより (広島 2.9.12 2.10.10 2.12.12)
- 3.1.9 3.3.13)
- f・ボリファーマシー対策多職種KAMPOセミナー (広島 3.3.24)
- イ 会員の各種研修会における講演活動のための資料収集・資料作成
 a・資料収集 41件
 b・資料作成 21件
- (5) 薬局実務実習への協力 (学生実習 施設見学受け入れ)
- ア 広島県薬剤師会各種委員会の開催
 a・薬事情報センター委員会 1回
 b・モバイルD.I室事業打合せ会 1回
 イ 広島県薬剤師会各種委員会への出席
 a・広報委員会 6回
 b・薬草に親しみ会開催運営委員会 3回
 c・薬事情報センター委員会及びシラバス検討委員会合同会議 1回
 ウ 関係団体への協力
 a・日本薬剤師会
 Bunsaku文献データベースの作成、都道府県薬剤師会薬事情報センターとの連携、他
 b・広島県病院薬剤師会 医薬品情報委員会への委員派遣 4回
 c・(公財) 日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)
 広島県におけるアンチ・ドーピングホットラインの設置、アンチ・ドーピングメールマガジンの発行 13回、アンチ・ドーピングメンバーの登録 (広島県薬剤師会誌No.291) (3.1.1)
 d・広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課及び、広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課

- 令和2年度薬剤師認知症対応力向上研修の開催（2.9.5 2.11.22）
- e ASTCアジアスロン選手権廿日市実行委員会、広島県トライアスロン協会
アンチ・ドーピング支援活動（啓発用動画作成、啓発用資料作成、大会時シャペロン派遣者
募集等）
- 工 研修会への出席
- a 令和2年度都道府県薬剤師会スポーツアーマリスト担当者研修会（Web開催）への出席
(2.11.20)
- b 令和2年度薬事情報センター実務担当者等研修会（Web開催）への出席 (3.2.5)
- c 令和2年度日本病院薬剤師会医療情報システム講習会（Web開催）への出席 (3.3.20)
- 才 広報活動（相談窓口のご案内）
- a 薬事情報センター
- ・広島県：「医薬品等に関する相談窓口」（Webサイト）
 - ・広島県：「家計にやさしいジェネリック医薬品を使ってみませんか？」（Webサイト）
 - ・福山市：「福山市子育て支援サイト」（Webサイト）
 - ・（一社）広島県病院薬剤師会：広島県病院薬剤師会会員名簿
- b 广島中毒119番
- ・広島県：全市町：「母子健康手帳」
- ・広島県：「医薬品等に関する相談窓口」（Webサイト）
- ・（公財）ひろしまこども夢財团：「2020年版広島県民手帳（広島県統計協会）」
- ・（公財）ひろしまこども夢財团：
- ・広島県：「医薬品等に関する相談窓口」（Webサイト）
 - ・（公財）ひろしまこども夢財團：「イクちゃん子育てガイド2020年度版」
 - ・（公財）ひろしまこども夢財團：「広島県の子育てボーナルイクちゃんネット」（Webサイト）
 - ・広島市：「母子健康手帳」
 - ・東広島市：「母子健康手帳別冊」
 - ・府中町：「母子健康手帳別冊」
- ・広島県：「ママ&パパの子育て応援ブック」
- ・広島県薬事衛生大会：第37回広島県薬事衛生大会
- ・広島リビング新聞社：「リビングひろしま、con」暮らしの便利情報 保存版（Webサイト）
- ・（株）トマトコーポレーション：「50代からを愉しむこだわりライフマガジンCHI C 広島市薬剤師会レポート」(2.9.15 2.12.15 3.3.15)（冊子、Webサイト）
- ・広島県西部東保健所管内 救急相談窓口一覧表
- ・広島市：こども・家庭支援課 中毒安全対策パンフレット
- ・（一社）広島県病院薬剤師会：広島県病院薬剤師会会員名簿
- c お薬相談電話
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構：「全国のくすり相談窓口」（Webサイト）
- ・広島県：「母子健康手帳」
- ・広島県：「2020年版広島県民手帳（広島県統計協会）」

- 「令和2年度ひろしま高齢者ガイドブック」（Webサイト）
- 「医薬品等に関する相談窓口」（Webサイト）
- 「広島県（相談窓口）後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する相談窓口」（Webサイト）
- 「2020年9月にジェネリック医薬品使用割合を80%とするためのラストサポートサポートブック」
- （公財）ひろしまこども夢財团：
- ・「イクちゃん子育てガイド2020年度版」
 - ・「広島県の子育てボーナルイクちゃんネット」（Webサイト）
 - ・広島市：「特定健診PRチラシ」
- 「広島市（よくある質問と回答）健康・医療・衛生 薬の効用や副作用について
教えて欲しい」（Webサイト）
- 「ジェネリック医薬品希望シール」
- 「医療安全支援センター お薬相談電話」（Webサイト）
- ・福山市：「あんしん子育て応援ガイド2020」（冊子、Webサイト）
- ・安芸高田市：「子どもの救急ノート」
- ・広島県国民健康保険団体連合会：「ジェネリック医薬品お願いカード」
- ・広島県後期高齢者医療広域連合：「ジェネリック医薬品希望カード」
- ・（財）日本医療用医薬品集2020年版
- ・（株）じほう：「日本医薬品集 一般薬2020-21」
- ・広島リビング新聞社：「リビングひろしま、con」暮らしの便利情報 保存版（冊子、Webサイト）
- ・広島県薬事衛生大会：第37回広島県薬事衛生大会
- ・（株）トマトコーポレーション：「50代からを愉しむこだわりライフマガジンCHI C 広島市薬剤師会レポート」(2.9.15 2.12.15 3.3.15)（冊子、Webサイト）
- ・（一社）広島県病院薬剤師会：広島県病院薬剤師会会員名簿
- d ・アンチ・ドーピングホットライン
- ・日本薬剤師会：「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」（冊子、Webサイト）
- ・（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）：「薬について問い合わせ」（Webサイト）
- e 在宅訪問相談窓口
- ・広島県：「令和2年度ひろしま高齢者ガイドブック」（Webサイト）

5 その他事業

- (1) 自動体外式除細動器（AED）の設置（広島県薬剤師会館1階）
- (2) 福利厚生事業の推進
- (3) 夏季の省エネルギー対策の実施（2.5.1~10.31）
- (4) 日本赤十字社広島県支部赤十字サポートへの登録
- (5) 日本赤十字社広島県支部活動資金の協力
- (6) 令和2年7月豪雨被災会員への義援金 日薬へ送金
- (7) 令和2年度薬祖神大祭の開催（2.11.19）
- (8) 広島県環境保健協会環境と健康のボスター・標語コンクール事業（広島県薬剤師会長賞）への協力
- (9) 広島県薬剤師国民健保組合清算人補助事務委託契約式（2.9.30）
- (10) 公益目的事業届出の打合会（3.3.16 3.3.19）

報告第2号

(11) 配付したもの

- ア 後期高齢者医療制度「被保険者証」更新のお知らせポスターの配付
イ がん検診啓発ポスターの配付
ウ 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会チラシの配付
エ 「薬と健康の週間」ポスターの配付
オ 「薬と健康の週間」リーフレットの配付
カ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）ポスターの配付
キ 遅んでくださいあなたのかかりつけ薬局に。ポスター・チラシの配付
ク 減らそら犯罪運動事業（広島県警察）への協力
ケ 「地域の薬剤師にご相談ください」在宅啓発チラシの配付
コ お薬手帳を毎回お持ちくださいチラシの配付
サ ジェネリック医薬品をを使ってみませんか？の配付
シ かかりつけ薬剤師に関する記事が新聞に掲載されましたチラシの配付
ス 広島県保険者協議会特定健診受診勧奨のための広報に係るポスターの配付
セ 全国健康保険協会「受診時には保険証をご提示ください」ポスターの配付
ソ 「今、オンラインの活用を。ひろしま医療情報ネットワーク HMネットのチラシ配布
タ 医療機関の必要な受診の呼びかけリーフレットの配付
チ 布マスクの洗い方リーフレットの配付

令和2年度 業務執行報告（会館） (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

広島県薬剤師会館及び関連施設の運営管理

会館使用件数（他団体） 111件

報告第3号

令和2年度 業務執行報告 (薬局) (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

薬局実務実習
0回 0名 (1回4名)

(5) 研修会へ出席
オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会 (2.11.29)
令和2年度高度管理医療機器等に係る総研研修会 (3.2.11)

(6) その他
中国四国厚生局保険指導薬剤師派遣
第53回日本薬剤師学会学術大会ボスター発表 (2.10.10~11)
令和2年度南区地域医療医薬連携研修会講演 (3.3.2)

- () 内は前年度
- 1 会営二葉の里薬局を運営
(1) 保険調剤
処方箋受け取り枚数
広島市市役所等歯科救急医療処方せん取扱業務委託事業
新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設
年末年始救急医療体制割引R広島病院院内処方箋対応
66件 (65件)
239枚 (1,953枚)
73日830枚 (79日1,015枚)
212枚
6枚
- (2) 一般用薬品の販売
66件 (65件)
22件 (12件)
- (3) 医療機器の販売
62件 (92件)
0件 (2件)
- (4) 薬局への分割販売
医療用医薬品
医療・衛生材料

日本薬学会第141年会ボスター発表 (3.3.26~29)

厚生労働省委託薬剤師の需給動向把握事業「先進事例ヒアリング調査」に協力 (3.2.24)

ボビュレーショニアプローチ講師派遣 (2.11.24)

令和2年度南区地域医療医薬連携研修会講演 (3.3.2)

日本薬学会第141年会ボスター発表 (3.3.26~29)

1 在宅医療の支援

- (1) 無菌調剤室の共同利用の契約
5薬局
- 2 在宅医療の支援
- 3 災害時の医薬品供給等の対応
(1) 新型コロナウイルス感染症対応
新型コロナウイルス感染症の堅症者等に係る宿泊療養施設のOTC医薬品および調剤の対応
新型コロナウイルス感染症の堅症者等に係る宿泊療養施設に出務 (3.1.21 3.2.7)
会員配布用手指用消毒アルコール準備手配

- 4 その他事業
(1) 広島県薬剤師会各種委員会の開催
薬局運営ワーキンググループ
1回 (2回)
- (2) 広島県薬剤師会各種委員会の出席
アンチ・ドーピング活動推進委員会
0回 (2回)
広報委員会
3回 (3回)
医療・衛生材料供給体制検討委員会
0回 (0回)
在宅支援薬剤師専門研修検討委員会 (無菌調剤研修検討委員会)
0回 (0回)
専門薬剤師研修調整委員会
1回
- (3) 研修会の開催
在宅支援薬剤師専門研修会 (無菌調剤処理研修)
0回 0名 (5回25名)
- (4) 薬局実務実習への協力 (学生実習)
学生実習
薬局実務実習令和2年度2期受け入れ (2.7.6~8.9)
1名
薬局実務実習令和3年度1期受け入れ (3.2.22~5.9)
1名
会営薬局見学の受け入れ (2.7.13 2.9.29)
2回 4名 (2回37名)
未就業薬剤師

令和2年度 業務執行報告（共益）
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

図書、印刷物等の転送販売

令和2年度決算の承認について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会定款第15条第5項の規定により、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらに附属明細書の承認を求める。

資料1	令和2年度貸借対照表
資料2	令和2年度正味財産増減計算書
資料3	財務諸表に対する注記
資料4	附属明細書
参考1	令和2年度貸借対照表内訳表
参考2-1	令和2年度正味財産増減計算書内訳表
参考2-2	令和2年度公益目的事業会計内訳表
参考3	財産目録
参考4	監査報告書

資料1

貸借対照表

令和3年 3月31日現在

(単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
1 資産の部			
2 1. 流動資産			
3 現金預金	147,772,526	178,963,023	△ 31,190,497
4 未収費用	17,445,778	13,344,041	4,101,737
5 商品	329,908	329,908	0
6 流動資産合計	2,482,017	2,445,246	36,771
7 固定資産	168,030,229	195,082,218	△ 27,051,989
8 (1) 基本財産			
9 土地	339,204,571	379,117,903	△ 39,913,332
10 基本財産積立預金	1,521,403	1,521,403	0
11 基本財産合計	340,725,974	380,639,306	△ 39,913,332
12 (2) 特定資産			
13 退職給付引当資産	17,002,517	12,002,517	5,000,000
14 財政調整積立預金	26,500,000	26,500,000	0
15 財政準備積立預金	33,000,000	33,000,000	0
16 建物	68,055,142	69,495,454	△ 1,440,312
17 特定資産合計	144,557,659	140,997,971	3,569,688
18 (3) その他の固定資産			
19 建物	347,539,419	354,894,759	△ 7,355,340
20 建物付属設備	138,382,152	150,576,141	△ 12,193,989
21 樹木	14,059,910	15,995,207	△ 1,939,297
22 車両運搬具	60,684	1,465,130	△ 1,404,446
23 什器備品	7,314,929	9,745,876	△ 2,430,947
24 リフトウエア	3,580,210	1,195,200	2,385,010
25 リース資産(有形)	14,689,013	8,844,809	5,844,204
26 リース資産(無形)	385,580	521,640	△ 136,060
27 長期前払費用	2,087,911	2,417,819	△ 329,908
28 その他固定資産合計	528,099,788	545,660,591	△ 17,560,753
29 固定資産合計	1,013,383,421	1,067,297,358	△ 53,914,437
30 資産合計	1,181,413,650	1,262,380,076	△ 80,966,426
32 II 負債の部			
33 1. 流動負債			
34 未払金	5,378,176	2,056,108	3,322,068
35 前受金	68,000	0	68,000
36 預り金	1,043,983	1,329,652	△ 285,659
37 リース債務	3,419,922	3,169,752	250,170
38 賃与引当金	4,162,900	4,178,300	△ 15,400
39 流動負債合計	14,072,981	10,733,812	3,339,179
40 2. 固定負債			
41 長期借入金	150,000,000	239,992,000	△ 89,992,000
42 長期リース債務	11,654,661	6,196,697	5,457,954
43 退職給付引当金	31,248,910	28,753,250	2,495,660
44 固定負債合計	192,903,561	214,941,947	△ 82,038,386
45 負債合計	206,976,552	285,675,759	△ 78,699,207
46 III 正味財産の部			
47 1. 指定正味財産			
48 受取地方政府公共団体補助金	68,055,142	69,495,454	△ 1,440,312
49 指定正味財産合計	68,055,142	69,495,454	△ 1,440,312
50 (うち特定資産への充当額)	(68,055,142)	(69,495,454)	(1,440,312)
51 2. 一般正味財産	906,381,956	907,208,863	△ 826,907
52 (うち基本財産への充当額)	(340,725,974)	(380,639,306)	(39,913,332)
53 (うち特定資産への充当額)	(59,500,000)	(59,500,000)	0

科 目	当年度	前年度	増 減
1 正味財産合計	974,437,098	976,704,317	△ 2,267,219
2 負債及び正味財産合計	1,181,413,650	1,262,380,076	△ 80,966,426

正味財産増減計算書

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

科 目		当年度	前年度	増 減
1	一般正味財産増減の部			
2	1. 経常増減の部			
3	(1) 経常収益			
4	基本財産運用収益			
5	特定資産運用収益			
6	6. 特定資産受取利息			
7	7. 特定資産受取金			
8	8. 受取入会金			
9	9. 受取会費			
10	10. 正会員受取会費			
11	11. 基準会員受取会費			
12	12. 基本会員受取会費			
13	13. 養老会員受取会費			
14	14. 事業収益			
15	15. 研修会収益			
16	16. 基準事業認定期料収益			
17	17. 手数料収益			
18	18. 広告料収益			
19	19. 医療事業収益			
20	20. 医薬品等販売収益			
21	21. 保険収益			
22	22. 用紙販売事業収			
23	23. 書籍等販売品代収益			
24	24. 委託料収益			
25	25. 受取補助金等			
26	26. 受取地方公共団体補助金振替額			
27	27. 受取負担金			
28	28. 受取負担金			
29	29. 受取員会金			
30	30. 受取民間負担金			
31	31. 受取寄付金			
32	32. 受取寄付金振替			
33	33. 雜収益			
34	34. 受取利息			
35	35. 雜収益			
36	36. 経常収益			
37	37. 経常収益計			
38	(2) 経常費用			
39	39. 事業費			
40	40. 給料手当			
41	41. 賃与引当金繰入額			
42	42. 臨時雇賃金			
43	43. 退職金			
44	44. 退職給付費用			
45	45. 福利厚生費			
46	46. 会議費			
47	47. 旅費交通費			
48	48. 通信運搬費			
49	49. 減価償却費			
50	50. 医薬品等購入費			
51	51. 調剤薬品等購入費			
52	52. 消耗品費			
53	53. 旅費			

科 目	当年度	前年度	増 減
1	会館管理費	3,972,913	3,747,819
2	修繕費	2,045,824	1,664,278
3	印刷製本費	13,493,471	16,370,649
4	書籍等販売品代	11,378,410	7,311,212
5	図書新聞費	1,718,765	1,144,804
6	光熱水料費	2,752,268	2,813,471
7	賞賛料	435,740	446,083
8	交際費	98,880	167,393
9	保険料	546,147	442,930
10	諸謝金	3,478,470	3,464,732
11	相税公課	10,849,941	7,898,725
12	支払負担金	8,365,655	10,302,592
13	支払助成金	8,974,885	6,290,142
14	支払手数料	1,523,983	1,032,822
15	事務処理費	504,626	428,400
16	支払寄付金	600,000	524,040
17	管理費	59,048,527	61,361,632
18	給料手当	4,012,503	3,873,145
19	賞与引当金繰入額	322,356	255,486
20	退職給付費用	220,492	△ 8,577
21	福利厚生費	732,620	649,119
22	会議費	40,150	41,141
23	差旅・慶弔費	129,339	266,275
24	旅費交通費	3,068,558	2,504,003
25	通信運搬費	400,248	334,380
26	減価償却費	6,952,295	6,414,654
27	消耗品費	339,521	353,708
28	会館管理費	392,925	370,663
29	修繕費	45,936	48,081
30	印刷製本費	453,430	375,516
31	図書新聞費	19,727	19,418
32	光熱水料費	272,402	278,255
33	賞賛料	73,694	74,196
34	交際費	644,805	2,875,871
35	保険料	32,991	0
36	諸謝金	315,490	228,420
37	相税公課	1,109,259	891,475
38	支払負担金	38,943,100	39,202,840
39	支払手数料	308,000	1,068,394
40	支払利息	163,340	943,815
41	雜費	55,546	63,708
42	経常費用計	32,991	32,991
43	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,152,027	△ 618,121
44	評価損益等計	0	0
45	当期経常増減額	△ 1,152,027	△ 618,121
46	2. 経常外増減額の部		
47	(1) 経常外収益	1,799,485	36,157,566
48	(2) 経常外費用	325,120	0
49	固定資産売却益	0	2,747,727
50	退職給付費用	0	33,409,829
51	温年年度修正益	1,474,365	261,144
52	雑収益	0	7,515,900
53	雑損益	1,474,365	△ 33,409,829
54	当期経常外増減額	1,474,365	1,474,365
55	固定資産除却損	0	△ 7,515,900
56	相税公課	1,474,365	△ 6,302,679
57	経常外費用計	325,120	28,380,757
58	当期一般正味財産増減額	△ 826,907	△ 28,589,298
59	一般正味財産期初残高	907,208,863	879,446,472
60	一般正味財産期末残高	906,381,956	907,208,863

資料3

財務諸表に対する注記

科 目	当年度	前年度	増 減
II 指定正味財産の部			
1 一般正味財産への振替額	△ 1,440,312	△ 2,403,963	963,651
2 受取地方公共団体補助金	△ 1,440,312	△ 1,440,312	0
3 受取寄付金	0	△ 963,651	963,651
4 当期指定正味財産増減額	△ 1,440,312	△ 2,403,963	963,651
5 指定正味財産期首残高	69,495,454	71,899,417	△ 2,403,963
6 指定正味財産期末残高	68,055,422	69,495,454	△ 1,440,312
7 指定正味財産期未残高	974,437,098	976,704,317	△ 2,267,219
8 III 正味財産期末残高			

1. 重要な会計方針
- (1) 櫛卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
① 建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェアは定額法によっております。
車両運搬具、什器備品は定率法によっております。
- ② リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金
職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上しております。
- 賃与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しております。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)				
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	379,117,903	0	39,913,332	339,204,571
基本財産積立預金	1,521,403	0	0	1,521,403
小 計	380,639,306	0	39,913,332	340,725,974
特定資産				
退職給付引当資産	12,002,517	5,000,000	0	17,002,517
財政調整積立預金	26,500,000	0	0	26,500,000
財政準備積立預金	33,000,000	0	0	33,000,000
建物	69,495,454	0	1,440,312	68,055,142
小 計	140,997,971	5,000,000	1,440,312	144,557,659
合 計	521,637,277	5,000,000	41,353,644	485,283,633

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

広島県地域医療介護総合確保事業補助金	4,868,000	4,986,000	4,868,000	4,986,000	4,986,000	一般正味財産
新型口呼吸緊急包括支援交付金	0	700,000	700,000	0	0	一般正味財産
大防止等支援事業	69,495,454	0	1,440,312	68,055,142	0	指定正味財産
合計	74,363,454	13,655,500	14,749,812	73,269,142	0	—
受取民間負担金						
都道府県薬剤師会運営費負担金	0	7,741,500	7,741,500	0	0	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

内記		金額	
経常収益への振替額 目的達成による指定解除額（受取地方公共団体補助金分）		1,440,312	
合計		1,440,312	

— 30 —

科 目		当期末残高	(うち指定正味財産から)の充当額	(うち一般正味財産から)の充当額	うち負債に対する額	(単位:円)
基本財産						
土地		339,204,571	(0)	(339,204,571)	(-)	
基本財産積立預金		1,521,403	(0)	(1,521,403)	(-)	
小計		340,725,974	(0)	(340,725,974)	(-)	
特定資産						
退職給付引当資産		17,002,517	(-)	(-)	(17,002,517)	
財政調整積立預金		26,500,000	(0)	(26,500,000)	(-)	
財政準備積立預金		33,000,000	(0)	(33,000,000)	(-)	
建物		68,055,142	(68,055,142)	(0)	(-)	
小計		144,557,659	(68,055,142)	(59,500,000)	(17,002,517)	
合計		485,283,633	(68,055,142)	(400,225,974)	(17,002,517)	

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取 得 額	減価償却累計額	当 期 未 簿 高
建物 (特定資産)	72,016,000	3,960,855	68,055,142
建物	367,766,604	20,227,185	347,539,419
建物付属設備	171,912,920	33,530,768	138,382,152
構築物	19,392,977	5,333,067	14,059,910
車両運搬具	14,146,369	14,085,685	60,684
器具備品	27,349,785	20,034,856	7,314,929
什器備品	4,646,000	1,065,790	3,580,210
ソフтвер	24,245,343	9,556,330	14,689,013
リース資産 (有形)	680,400	294,840	385,560
リース資産 (無形)			
合 计	702,156,398	108,089,379	594,067,019

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

補助金等の名称	交付者	前期未残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表における記載区分
補助金						
受取地方公共団体補助金						
事業衛生指導員育成事業運営費補助金	広島県	0	121,000	0	121,000	一般正味財産
くすりと健康相談窓口事業運営費補助金	広島県	0	107,000	0	107,000	一般正味財産

パソコンリース代	197,100	32,400	116,100	81,000
パソコンリース代	213,840	42,768	64,152	149,688
PCA固定資産ソフ トリース代	680,400	136,080	294,840	385,560
合計	26,470,398	3,252,003	9,921,370	15,074,573

※リース残額1,474,365円は、債務免除になりました。

資料4

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に掲載しております。

2. 引当金の明細

(単位：円)			
科目	期首残高	当期増加額	当期減少額
			目的施用 その他
退職給付引当金	28,753,250	2,495,660	0
賞与引当金	4,178,300	4,162,900	4,178,300

参考 1

貸借対照表内訳表

令和 3 年 3 月 31 日現在

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計			
I 資産の部								
1. 流動資産								
現金預金	132,303,125	1,419,141	2,979,983	11,070,277	15,469,401	0	0	147,772,526
未収金	12,662,670	0	4,783,108	0	4,783,108	0	0	17,445,778
前払費用	296,917	0	0	0	0	32,991	0	329,908
商品	0	0	2,482,017	0	2,482,017	0	0	2,482,017
公衆衛生会計	54,489,798	2,921,114	2,436,913	72,164	5,430,191	20,807,192	△ 80,727,181	0
薬局会計	4,973,490	0	0	6,878	6,878	54,448	△ 5,034,816	0
共益会計	4,106,010	0	39,828	0	39,828	0	△ 4,145,838	0
法人会計	27,381,062	665,127	325,045	0	990,172	0	△ 28,371,234	0
流動資産合計	236,213,072	5,005,382	13,046,894	11,149,319	29,201,595	20,894,631	△ 118,279,069	168,030,229
2. 固定資産								
(1) 基本財産								
土地	202,844,333	12,211,365	18,317,047	21,030,683	51,559,095	84,801,143	0	339,204,571
基本財産積立預金	909,799	54,770	82,156	94,327	231,253	380,351	0	1,521,403
基本財産合計	203,754,132	12,266,135	18,399,203	21,125,010	51,790,348	85,181,494	0	340,725,974
(2) 特定資産								
退職給付引当資産	13,785,827	919,054	646,742	187,214	1,753,010	1,463,680	0	17,002,517
財政調整積立預金	15,847,000	954,000	1,431,000	1,643,000	4,028,000	6,625,000	0	26,500,000
財政準備積立預金	33,000,000	0	0	0	0	0	0	33,000,000
建物	68,055,142	0	0	0	0	0	0	68,055,142
特定資産合計	130,687,969	1,873,054	2,077,742	1,830,214	5,781,010	8,088,680	0	144,557,659
(3) その他固定資産								
建物	180,470,411	14,961,403	22,442,105	25,766,862	63,170,370	103,898,638	0	347,539,419
建物付属設備	82,752,525	4,981,758	7,472,636	8,579,694	21,034,088	34,595,539	0	138,382,152
構築物	8,407,825	506,156	759,236	871,715	2,137,107	3,514,978	0	14,059,910
車両運搬具	2	0	60,682	0	60,682	0	0	60,684
什器備品	2,435,707	377,001	3,498,162	197,769	4,072,932	806,290	0	7,314,929
ソフトウェア	3,255,637	33,513	0	57,330	90,843	233,730	0	3,580,210
リース資産(有形)	9,397,829	522,551	230,688	893,835	1,647,074	3,644,110	0	14,689,013
リース資産(無形)	243,673	14,650	0	25,063	39,713	102,174	0	385,560

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計			
長期前払費用	1,879,120	0	0	0	0	208,791	0	2,087,911
その他固定資産合計	288,842,729	21,397,032	34,463,509	36,392,268	92,252,809	147,004,250	0	528,099,788
固定資産合計	623,284,830	35,536,221	54,940,454	59,347,492	149,824,167	240,274,424	0	1,013,383,421
資産合計	859,497,902	40,541,603	67,987,348	70,496,811	179,025,762	261,169,055	△ 118,279,069	1,181,413,650
II 負債の部								
1. 流動負債								
未払金	3,408,599	0	1,608,742	0	1,608,742	360,835	0	5,378,176
前受金	68,000	0	0	0	0	0	0	68,000
預り金	747,152	244,200	0	0	244,200	52,641	0	1,043,993
リース債務	2,191,624	119,073	75,168	203,677	397,918	830,380	0	3,419,922
賞与引当金	2,901,208	162,353	743,680	33,303	939,336	322,356	0	4,162,900
公衆衛生会計	54,489,798	0	4,973,490	4,106,010	9,079,500	27,381,062	△ 90,950,360	0
会館会計	2,921,114	0	0	0	0	665,127	△ 3,586,241	0
薬局会計	2,436,913	0	0	39,828	39,828	325,045	△ 2,801,786	0
共益会計	72,164	0	6,878	0	6,878	0	△ 79,042	0
法人会計	20,807,192	0	54,448	0	54,448	0	△ 20,861,640	0
流動負債合計	90,043,764	525,626	7,462,406	4,382,818	12,370,850	29,937,446	△ 118,279,069	14,072,991
2. 固定負債								
長期借入金	89,700,000	5,400,000	8,100,000	9,300,000	22,800,000	37,500,000	0	150,000,000
長期リース債務	7,449,878	418,128	155,520	715,221	1,288,869	2,915,904	0	11,654,651
退職給付引当金	25,499,685	1,736,876	914,920	347,375	2,999,171	2,750,054	0	31,248,910
固定負債合計	122,649,563	7,555,004	9,170,440	10,362,596	27,088,040	43,165,958	0	192,903,561
負債合計	212,693,327	8,080,630	16,632,846	14,745,414	39,458,890	73,103,404	△ 118,279,069	206,976,552
III 正味財産の部								
1. 指定正味財産								
受取地方公共団体補助金	68,055,142	0	0	0	0	0	0	68,055,142
指定正味財産合計	68,055,142	0	0	0	0	0	0	68,055,142
(うち特定資産への充当額)	68,055,142	0	0	0	0	0	0	68,055,142
2. 一般正味財産								
(うち基本財産への充当額)	806,395,231	18,261,538	△ 12,488,181	5,432,718	11,206,075	88,780,650	0	906,381,956
(うち特定資産への充当額)	203,754,132	12,266,135	18,399,203	21,125,010	51,790,348	85,181,494	0	340,725,974
正味財産合計	48,847,000	954,000	1,431,000	1,643,000	4,028,000	6,625,000	0	59,500,000
負債及び正味財産合計	859,497,902	40,541,603	67,987,348	70,496,811	179,025,762	261,169,055	△ 118,279,069	1,181,413,650

正味財産増減計算書内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計			
I 一般正味財産増減の部								1
1. 経常増減の部								2
(1) 経常収益								3
4 基本財産運用収益	90	0	0	0	0	0	90	4
5 基本財産受取利息	90	0	0	0	0	0	90	5
6 特定資産運用収益	3,851	0	0	0	0	0	3,851	6
7 特定資産受取利息	3,851	0	0	0	0	0	3,851	7
8 受取入会金	1,755,000	0	0	0	0	195,000	1,950,000	8
9 受取入会金	1,755,000	0	0	0	0	195,000	1,950,000	9
10 受取会費	54,489,392	0	10,745,608	0	10,745,608	38,336,000	103,571,000	10
11 正会員受取会費	51,947,392	0	10,745,608	0	10,745,608	38,093,000	100,786,000	11
12 準会員受取会費	243,000	0	0	0	0	243,000	486,000	12
13 賛助会員受取会	2,299,000	0	0	0	0	0	2,299,000	13
14 事業収益	18,313,253	7,909,161	15,226,612	11,976,387	35,112,160	0	53,425,413	14
15 研修会収益	3,111,500	0	0	0	0	0	3,111,500	15
16 基準薬局認定料収益	64,000	0	0	0	0	0	64,000	16
17 手数料収益	260,079	8,794	0	72,164	80,958	0	341,037	17
18 広告料収益	982,280	0	0	0	0	0	982,280	18
19 会館事業収益	0	7,900,367	0	0	7,900,367	0	7,900,367	19
20 医薬品等販売収益	807,412	0	575,962	0	575,962	0	1,383,374	20
21 保険収益	2,901,830	0	14,509,150	0	14,509,150	0	17,410,980	21
22 用紙販売事業収	0	0	0	835,489	835,489	0	835,489	22
23 書籍等斡旋品代収益	0	0	0	11,068,734	11,068,734	0	11,068,734	23
24 委託料収益	10,186,152	0	141,500	0	141,500	0	10,327,652	24
25 受取補助金等	6,654,312	0	700,000	0	700,000	0	7,354,312	25
26 受取地方公共団体補助金	5,214,000	0	700,000	0	700,000	0	5,914,000	26
27 受取地方公共団体補助金振替額	1,440,312	0	0	0	0	0	1,440,312	27
28 受取負担金	89,924,430	0	0	0	0	20,000,000	109,924,430	28
29 受取負担金	82,182,930	0	0	0	0	20,000,000	102,182,930	29
30 受取民間負担金	7,741,500	0	0	0	0	0	7,741,500	30
31 受取寄付金	10,000	0	0	0	0	0	10,000	31
32 受取寄付金	10,000	0	0	0	0	0	10,000	32

- 35 -

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計			
1 雜収益	1,904,764	23	175,048	136,210	311,281	34,560		2,250,605
2 受取利息	55	23	40	0	63	0	118	2
3 雜収益	1,904,709	0	175,008	136,210	311,218	34,560	2,250,487	3
4 経常収益計	173,055,092	7,909,184	26,847,268	12,112,597	46,869,049	58,565,560		278,489,701
5 (2) 経常費用								5
6 事業費	173,798,601	5,624,273	26,775,345	14,394,982	46,794,600	0	220,593,201	6
7 給料手当	48,411,672	494,204	8,362,938	494,204	9,351,346	0	57,763,018	7
8 賞与引当金繰入額	3,025,154	162,353	619,734	33,303	815,390	0	3,840,544	8
9 臨時雇賃金	2,655,448	0	0	0	0	0	2,655,448	9
10 退職金	210,000	0	0	0	0	0	210,000	10
11 退職給付費用	2,047,124	139,258	60,935	27,851	228,044	0	2,275,168	11
12 福利厚生費	8,735,760	89,162	1,498,498	89,162	1,676,822	0	10,412,582	12
13 会議費	481,744	0	649	0	649	0	482,393	13
14 旅費交通費	11,873,642	10,040	49,267	22,640	81,947	0	11,955,589	14
15 通信運搬費	8,335,069	17,260	182,850	237,341	437,451	0	8,772,520	15
16 減価償却費	19,754,705	1,149,304	2,797,262	1,720,851	5,667,417	0	25,422,122	16
17 医薬品等購入費	245,156	0	1,225,784	0	1,225,784	0	1,470,940	17
18 調剤薬品等購入費	2,265,904	0	11,329,523	0	11,329,523	0	13,595,427	18
19 消耗品費	4,116,493	219,545	174,534	283,800	677,879	0	4,794,372	19
20 広報費	6,203,300	0	0	0	0	0	6,203,300	20
21 会館管理費	3,536,329	436,584	0	0	436,584	0	3,972,913	21
22 修繕費	641,124	1,377,200	27,500	0	1,404,700	0	2,045,824	22
23 印刷製本費	13,411,571	0	0	81,900	81,900	0	13,493,471	23
24 書籍等斡旋品代	0	0	0	11,378,410	11,378,410	0	11,378,410	24
25 図書新聞費	1,712,676	0	6,089	0	6,089	0	1,718,765	25
26 光熱水料費	2,449,821	302,447	0	0	302,447	0	2,752,268	26
27 賃借料	86,094	349,646	0	0	349,646	0	435,740	27
28 交際費	98,880	0	0	0	0	0	98,880	28
29 保険料	540,980	0	5,167	0	5,167	0	546,147	29
30 諸謝金	3,478,470	0	0	0	0	0	3,478,470	30
31 租税公課	9,984,047	861,210	4,584	0	865,794	0	10,849,841	31
32 支払負担金	8,313,329	0	52,326	0	52,326	0	8,365,655	32
33 支払助成金	8,974,885	0	0	0	0	0	8,974,885	33
34 支払手数料	1,155,633	0	368,250	0	368,250	0	1,523,883	34
35 事務処理費	453,591	16,060	9,455	25,520	51,035	0	504,626	35
36 支払寄付金	600,000	0	0	0	0	0	600,000	36
37 管理費	0	0	0	0	0	59,048,527	59,048,527	37

- 36 -

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計		内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計	一般事業			
1 紙料手当	0	0	0	0	0	4,012,503		4,012,503	1
2 賞与引当金繰入額	0	0	0	0	0	322,356		322,356	2
3 退職給付費用	0	0	0	0	0	220,492		220,492	3
4 福利厚生費	0	0	0	0	0	732,620		732,620	4
5 会議費	0	0	0	0	0	40,150		40,150	5
6 表彰・慶弔費	0	0	0	0	0	129,339		129,339	6
7 旅費交通費	0	0	0	0	0	3,068,558		3,068,558	7
8 通信運搬費	0	0	0	0	0	400,248		400,248	8
9 減価償却費	0	0	0	0	0	6,952,295		6,952,295	9
10 消耗品費	0	0	0	0	0	339,521		339,521	10
11 会館管理費	0	0	0	0	0	392,925		392,925	11
12 修繕費	0	0	0	0	0	45,936		45,936	12
13 印刷製本費	0	0	0	0	0	453,430		453,430	13
14 図書新聞費	0	0	0	0	0	19,727		19,727	14
15 光熱水料費	0	0	0	0	0	272,202		272,202	15
16 貸借料	0	0	0	0	0	73,694		73,694	16
17 交際費	0	0	0	0	0	644,805		644,805	17
18 保険料	0	0	0	0	0	32,991		32,991	18
19 諸謝金	0	0	0	0	0	315,490		315,490	19
20 租税公課	0	0	0	0	0	1,109,259		1,109,259	20
21 支払負担金	0	0	0	0	0	38,943,100		38,943,100	21
22 支払手数料	0	0	0	0	0	308,000		308,000	22
23 支払利息	0	0	0	0	0	163,340		163,340	23
24 雑費	0	0	0	0	0	55,546		55,546	24
25 経常費用計	173,798,601	5,624,273	26,775,345	14,394,982	46,794,600	59,048,527		279,641,728	25
26 評価損益等調整前当期経常増減額	△ 743,509	2,284,911	71,923	△ 2,282,385	74,449	△ 482,967		△ 1,152,027	26
27 評価損益等計	0	0	0	0	0	0		0	27
28 当期経常増減額	△ 743,509	2,284,911	71,923	△ 2,282,385	74,449	△ 482,967		△ 1,152,027	28
29 2. 経常外増減の部									29
30 (1) 経常外収益									30
31 固定資産売却益	292,608	0	0	0	0	32,512		325,120	31
32 債務免除益	931,798	56,026	0	95,834	151,860	390,707		1,474,365	32
33 経常外収益計	1,224,406	56,026	0	95,834	151,860	423,219		1,799,485	33
34 (2) 経常外費用									34
35 固定資産除却損	931,798	56,026	0	95,834	151,860	390,707		1,474,365	35
36 経常外費用計	931,798	56,026	0	95,834	151,860	390,707		1,474,365	36
37 当期経常外増減額	292,608	0	0	0	0	32,512		325,120	37

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計		内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計	一般事業			
1 当期一般正味財産増減額	△ 450,901	2,284,911	71,923	△ 2,282,385	74,449	△ 450,455		△ 826,907	1
2 一般正味財産期首残高	806,846,132	15,976,627	△ 12,560,104	7,715,103	11,131,626	89,231,105		907,208,863	2
3 一般正味財産期末残高	806,395,231	18,261,538	△ 12,488,181	5,432,718	11,206,075	88,780,650		906,381,956	3
4 II 指定正味財産増減の部									4
5 一般正味財産への振替額	△ 1,440,312	0	0	0	0	0		△ 1,440,312	5
6 受取地方公共団体補助金	△ 1,440,312	0	0	0	0	0		△ 1,440,312	6
7 当期指定正味財産増減額	△ 1,440,312	0	0	0	0	0		△ 1,440,312	7
8 指定正味財産期首残高	69,495,454	0	0	0	0	0		69,495,454	8
9 指定正味財産期末残高	68,055,142	0	0	0	0	0		68,055,142	9
10 III 正味財産期末残高	874,450,373	18,261,538	△ 12,488,181	5,432,718	11,206,075	88,780,650		974,437,098	10

参考 2-2

公益目的事業会計内訳表

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計				
	本会計	部会	学校	薬局	小計
1 一般正味財産増減の部					1
2 1. 経常増減の部					2
3 (1) 経常収益					3
4 基本財産運用収益	90	0	0	0	90 4
5 基本財産受取利息	90	0	0	0	90 5
6 特定資産運用収益	3,851	0	0	0	3,851 6
7 特定資産受取利息	3,851	0	0	0	3,851 7
8 受取入会金	1,755,000	0	0	0	1,755,000 8
9 受取入会金	1,755,000	0	0	0	1,755,000 9
10 受取会費	54,489,392	0	0	0	54,489,392 10
11 正会員受取会費	51,947,392	0	0	0	51,947,392 11
12 準会員受取会費	243,000	0	0	0	243,000 12
13 賛助会員受取会	2,299,000	0	0	0	2,299,000 13
14 事業収益	13,614,011	0	0	4,699,242	18,313,253 14
15 研修会収益	3,111,500	0	0	0	3,111,500 15
16 基準薬局認定料収益	64,000	0	0	0	64,000 16
17 手数料収益	260,079	0	0	0	260,079 17
18 広告料収益	982,280	0	0	0	982,280 18
19 会館事業収益	0	0	0	0	0 19
20 医薬品等販売収益	0	0	0	807,412	807,412 20
21 保険収益	0	0	0	2,901,830	2,901,830 21
22 用紙販売事業収	0	0	0	0	0 22
23 書籍等斡旋品代収益	0	0	0	0	0 23
24 委託料収益	9,196,152	0	0	990,000	10,186,152 24
25 受取補助金等	6,553,490	0	0	100,822	6,654,312 25
26 受取地方公共団体補助金	5,214,000	0	0	0	5,214,000 26
27 受取地方公共団体補助金振替額	1,339,490	0	0	100,822	1,440,312 27
28 受取負担金	18,001,500	70,800,430	1,122,500	0	89,924,430 28
29 受取負担金	10,260,000	70,800,430	1,122,500	0	82,182,930 29
30 受取民間負担金	7,741,500	0	0	0	7,741,500 30

科 目	公益目的事業会計				
	本会計	部会	学校	薬局	小計
1 受取寄付金	0	0	10,000	0	10,000 1
2 受取寄付金	0	0	10,000	0	10,000 2
3 雜収益	1,407,569	493,195	4,000	0	1,904,764 3
4 受取利息	55	0	0	0	55 4
5 雜収益	1,407,514	493,195	4,000	0	1,904,709 5
6 経常収益計	95,824,903	71,293,625	1,136,500	4,800,064	173,055,092 6
7 (2) 経常費用					7
8 事業費	156,941,130	8,717,338	917,540	7,222,593	173,798,601 8
9 給料手当	46,739,085	0	0	1,672,587	48,411,672 9
10 賞与引当金繰入額	2,901,208	0	0	123,946	3,025,154 10
11 臨時雇賃金	888,737	0	0	1,766,711	2,655,448 11
12 退職金	210,000	0	0	0	210,000 12
13 退職給付費用	2,034,937	0	0	12,187	2,047,124 13
14 福利厚生費	8,436,061	0	0	299,699	8,735,760 14
15 会議費	480,091	1,524	0	129	481,744 15
16 旅費交通費	10,935,792	685,666	242,331	9,853	11,873,642 16
17 通信運搬費	7,003,705	1,258,586	36,209	36,569	8,335,069 17
18 減価償却費	18,716,765	377,666	0	660,274	19,754,705 18
19 医薬品等購入費	0	0	0	245,156	245,156 19
20 調剤薬品等購入費	0	0	0	2,265,904	2,265,904 20
21 消耗品費	4,036,882	44,705	0	34,906	4,116,493 21
22 広報費	5,698,400	504,900	0	0	6,203,300 22
23 会館管理費	3,536,329	0	0	0	3,536,329 23
24 修繕費	498,124	137,500	0	5,500	641,124 24
25 印刷製本費	13,078,682	332,889	0	0	13,411,571 25
26 書籍等斡旋品代	0	0	0	0	0 26
27 図書新聞費	1,029,489	165,170	516,800	1,217	1,712,676 27
28 光熱水料費	2,449,821	0	0	0	2,449,821 28
29 貸借料	86,094	0	0	0	86,094 29
30 交際費	98,880	0	0	0	98,880 30
31 保険料	539,947	0	0	1,033	540,980 31
32 諸謝金	3,411,648	66,822	0	0	3,478,470 32
33 租税公課	9,983,131	0	0	916	9,984,047 33
34 支払負担金	7,993,984	188,880	120,000	10,465	8,313,329 34
35 支払助成金	4,282,885	4,692,000	0	0	8,974,885 35
36 支払手数料	976,603	105,380	0	73,650	1,155,633 36
37 事務処理費	293,850	155,650	2,200	1,891	453,591 37

科 目	公益目的事業会計				
	本会計	部会	学校	薬局	小計
1 支払寄付金	600,000	0	0	0	600,000 1
2 管理費	0	0	0	0	0 2
3 給料手当	0	0	0	0	0 3
4 賞与引当金繰入額	0	0	0	0	0 4
5 退職給付費用	0	0	0	0	0 5
6 福利厚生費	0	0	0	0	0 6
7 会議費	0	0	0	0	0 7
8 表彰・慶弔費	0	0	0	0	0 8
9 旅費交通費	0	0	0	0	0 9
10 通信運搬費	0	0	0	0	0 10
11 減価償却費	0	0	0	0	0 11
12 消耗品費	0	0	0	0	0 12
13 会館管理費	0	0	0	0	0 13
14 修繕費	0	0	0	0	0 14
15 印刷製本費	0	0	0	0	0 15
16 図書新聞費	0	0	0	0	0 16
17 光熱水料費	0	0	0	0	0 17
18 貸借料	0	0	0	0	0 18
19 交際費	0	0	0	0	0 19
20 保険料	0	0	0	0	0 20
21 諸謝金	0	0	0	0	0 21
22 租税公課	0	0	0	0	0 22
23 支払負担金	0	0	0	0	0 23
24 支払手数料	0	0	0	0	0 24
25 支払利息	0	0	0	0	0 25
26 雑費	0	0	0	0	0 26
27 経常費用計	156,941,130	8,717,338	917,540	7,222,593	173,798,601 27
28 評価損益等調整前当期経常増減額	△ 61,116,227	62,576,287	218,960	△ 2,422,529	△ 743,509 28
29 評価損益等計	0	0	0	0	0 29
30 当期経常増減額	△ 61,116,227	62,576,287	218,960	△ 2,422,529	△ 743,509 30
31 2. 経常外増減の部					
32 (1) 経常外収益					
33 固定資産売却益	292,608	0	0	0	292,608 33
34 債務免除益	931,798	0	0	0	931,798 34
35 経常外収益計	1,224,406	0	0	0	1,224,406 35
36 (2) 経常外費用					
37 固定資産除却損	931,798	0	0	0	931,798 37

科 目	公益目的事業会計				
	本会計	部会	学校	薬局	小計
1 経常外費用計	931,798	0	0	0	931,798 1
2 当期経常外増減額	292,608	0	0	0	292,608 2
3 当期一般正味財産増減額	△ 60,823,619	62,576,287	218,960	△ 2,422,529	△ 450,901 3
4 一般正味財産期首残高	674,161,135	134,563,041	△ 962,350	△ 915,694	806,846,132 4
5 一般正味財産期末残高	613,337,516	197,139,328	△ 743,390	△ 3,338,223	806,395,231 5
6 II 指定正味財産増減の部					
7 一般正味財産への振替額	△ 1,339,490	0	0	△ 100,822	△ 1,440,312 7
8 受取地方公共団体補助金	△ 1,339,490	0	0	△ 100,822	△ 1,440,312 8
9 当期指定正味財産増減額	△ 1,339,490	0	0	△ 100,822	△ 1,440,312 9
10 指定正味財産期首残高	64,630,772	0	0	4,864,682	69,495,454 10
11 指定正味財産期末残高	63,291,282	0	0	4,763,860	68,055,142 11
12 III 正味財産期末残高	676,628,798	197,139,328	△ 743,390	1,425,637	874,450,373 12

参考 3

財產目錄

令和3年3月31日現在

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	94,423
	手元保管	運転資金として	77,271
	手元保管	運転資金として	34,504
預金	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	3,830,516
	普通預金 もみじ銀行昭和町支店	運転資金として	201,781
	普通預金 ゆうちょ銀行広島富士見郵便局	運転資金として	5,458,116
	普通預金 三菱UFJ銀行広島中央支店	運転資金として	95,701
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	122,622,588
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	1,174,941
	普通預金 広島銀行三川町支店	大分県薬剤師会への施設利用料預かり分	244,200
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	2,902,712
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	8,053,203
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	2,982,570
未収金	㈱ユーワ	雑収益（名札）の収益	1,200
	帝京平成大学	雑収益（会議室使用料一式 3/29 オンライン服薬指導を実施する薬剤師の研修）の収益	385,000
	国	事業収益委託金収益（厚生労働省令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託料）の収益	3,666,035
	広島県	事業収益委託金収益（薬局後発医薬品使用促進業務委託料）の収益	2,090,679
	広島県	事業収益委託金収益（広島県災害時公衆衛生チーム保健衛生班活動費）の収益	1,305,756
	広島県	受取地方公共団体補助金（令和2年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金）の収益	4,986,000
	広島県	受取地方公共団体補助金（令和2年度くすりと健康相談窓口事業運営補助金）の収益	107,000

143

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
	広島県	受取地方公共団体補助金（令和2年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金）の収益	121,000	
	広島市	事業収益委託金収益（令和2年度休日等歯科救急医療処方せん取扱業務）の収益	990,000	
	社会保険調剤報酬支払基金広島支部	保険収益（令和3年2・3月社会保険調剤報酬）の収益	1,209,819	
	広島県国民健康保険団体連合会	保険収益（令和3年2・3月国保調剤報酬）の収益	842,602	
	広島県国民健康保険団体連合会	保険収益（令和3年2・3月後期高齢者医療調剤報酬）の収益	933,942	
	PayPay㈱ ㈱JMS	保険収益（患者一部負担金14名分）の収益 保険収益（JMSおまかせサービス振込み売上（患者一部負担金3/16～31日分5名分））の収益	37,850 33,273	
	医療法人JR鉄道病院	医薬品等販売収益 医薬品の収益	40,500	
	PayPay㈱	医薬品等販売収益 医療機器の収益	130	
	PayPay㈱ 広島県	医薬品等販売収益 医薬品の収益 医薬品等販売収益（コロナホテルのOTC購入分）の収益	2,772 692,220	
前払費用 商品	大和ハウスインシュアランス㈱ 会営二葉の里薬局	会館に係る火災保険料 医療用医薬品、一般用医薬品、医療・衛生材料、食品等棚卸額	329,908 2,482,017	
流動資産合計			168,030,229	
(固定資産) 基本財産	土地	住所：広島市東区二葉の里三丁目2-1 1,799.44m ²	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	339,204,571
	基本財産積立預金	定期預金 もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	846,762

-44-

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
特定資産			
退職給付引当資産	普通預金 広島銀行三川町支店	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	674,641
財政調整積立預金	定期預金 広島銀行三川町支店	職員退職給付引当金見合の引当資産として積立てている。	17,002,517
財政調整積立預金	定期預金 三菱UFJ銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	10,000,000
財政準備積立預金	定期預金 広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	16,500,000
建物	普通預金 もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産であり、財政準備のための積立資金である。	33,000,000
建物	広島市東区二葉の里三丁目2番地1 鉄骨造陸屋根3階建ほか 1,590.52m ²	公益目的保有財産である。	68,055,142
その他固定資産			
建物	広島市東区二葉の里三丁目2番地1 鉄骨造陸屋根3階建ほか 1,590.52m ²	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち51.9%は公益目的財産であり、18.2%は収益事業、29.9%は管理運営の用に供している。	347,539,419
建物付属設備	電気設備、給排水設備、空調設備、エレベーター、大ホール移動間仕切、ホール屋内用電動昇降機、調光演出設備、ホール映像音響機器ほか4件	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	138,382,152
構築物	外構工事駐車場	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	14,059,910
車輛運搬具	モバイルファーマシー 電動アシスト自転車	公益目的保有財産である。 収益事業保有財産である。	2 60,682

— 15 —

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
什器備品			
	フィジカルアセスメントモデル、テルフルジョン小型シリジンポンプ、クリーンベンチ、簡易血液分析装置(HbA1c測定器)ほか2件	公益目的保有財産である。	512,782
	ホール舞台吊物機構等、移動書庫一式、耐火金庫、受付カウンター、体温計測対応ハンディー型サーマルカメラ、ローランド VR-4HD AVミキサー、遮光カーテン一式、AverInformation CAM540 Webカメラほか4件	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち63.2%は公益目的財産であり、10.3%は収益事業、26.5%は管理運営の用に供している。	3,042,600
	監視カメラ設備、演台、花台 受付カウンター、調剤Melphyn/DUO-Melhis Sモデルセット、全自动散薬分包機、電子天秤 一体型監査システム、薬用保冷庫、錠剤台、麻薬金庫付、冷蔵ショーケース、受付カウンター設置工事、薬局室内外看板一式、体温計測対応ハンディー型サーマルカメラ、富士通ノートパソコンほか5件	収益事業保有財産である。 収益事業保有財産である。	261,385 3,498,162
ソフトウェア	会員管理システム、会員管理システム（改修）	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち63.2%は公益目的財産であり、10.3%は収益事業、26.5%は管理運営の用に供している。	882,000
	薬事情報センターWebサイト改修3件 備蓄検索システム	公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。	243,376 2,454,834
リース資産（有形）	富士通デスクトップパソコン・PCA会計ソフト、キヤノンカラー複合機・UTM・ルーター、HUB、富士通デスクトップパソコン、NECノートパソコン（ZOOM用）、明光商MSシルエット PD-F65P-LM、富士通サーバー PRIMERGY TX1320 M4セレクト、オルフィス（リソグラフ）FT5430ほか2件	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち63.2%は公益目的財産であり、10.3%は収益事業、26.5%は管理運営の用に供している。	13,751,357
	富士通デスクトップパソコン、ノートパソコン	公益目的保有財産である。	706,968
	富士通デスクトップパソコン	収益事業保有財産である。	230,688

— 16 —

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
リース資産（無形）	PCA固定資産ソフトウェア	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち63.2%は公益目的財産であり、10.3%は収益事業、26.5%は管理運営の用に供している。	385,560
長期前払費用	大和ハウスインシュアランス㈱	会館に係る火災保険料	2,087,911
固定資産合計			1,013,383,421
資産合計			1,181,413,650
(流动負債)			
未払金	厚生労働省年金局事業管理課長（広島東年金事務所） 厚生労働省年金局事業管理課長（広島東年金事務所） 派遣薬剤師12名分 令和3年3月開催会議等出席者117名 令和3年3月開催会議等出席者34名 令和3年3月開催会議出席者10名 レターブレス㈱ 日本マイクロソフト㈱ 理想科学工業㈱ 理想科学工業㈱ ㈱サンヨー ㈱サンヨー	事業費福利厚生費（社会保険料令和3年3月分）の未払い分 管理費福利厚生費（社会保険料令和3年3月分）の未払い分 事業費旅費交通費（広島県災害時公衆衛生チーム保健衛生班活動費）の未払い分 事業費旅費交通費（令和3年3月開催会議等26件117名分旅費・日当）の未払い分 管理費旅費交通費（令和3年3月開催会議等3件34名分旅費・日当）の未払い分 事業費旅費交通費（会議4件10名分旅費・日当）の預かり分の未払い分 事業費通信運搬費（特約ゆうメール代 3/29オンライン服薬指導に係る研修会）の未払い分 事業費消耗品費（マイクロソフトOnline Servicesクレジットカード利用）の未払い分 事業費消耗品費（サーマルカメラ、インク等文具代）の未払い分 管理費消耗品費（インク、文具代）の未払い分 事業費消耗品費（コンテナ、文具代）の未払い分 管理費消耗品費（文具代）の未払い分	501,846 43,335 1,304,876 574,280 233,600 82,740 15,747 11,880 481,924 36,752 29,701 1,797

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
	レターブレス（株）	事業費印刷製本費（3/29 オンライン服薬指導に係る研修会）の未払い分	14,433
	大村印刷㈱	事業費印刷製本費（封筒代）の未払い分	58,410
	大村印刷㈱	管理費印刷製本費（封筒代）の未払い分	6,490
	㈱神陵文庫	事業費図書新聞費（書籍代臨床スポーツ医学37/12）の未払い分	2,673
	レターブレス㈱	事業費支払手数料（3/29 オンライン服薬指導に係る研修会）の未払い分	4,400
	広島銀行広島駅北口支店	事業費事務処理費（振込手数料2件分）の未払い分	9,999
	広島銀行広島駅北口支店	管理費雑費（振込手数料1件分）の未払い分	781
	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱	未払金（パソコンリース解約金42回分）の未払い分	182,790
	司法書士 山本信子	管理費諸謝金（役員変更等登記事業変更手続き等代）の未払い分	26,880
	㈱オオケン	管理費支払手数料（事務所清掃管理業務）の未払い分	5,720
	千代田興産㈱	事業費修繕費（備蓄検索システムソフトウェア保守サポート代）の未払い分	137,500
	広島銀行広島駅北口支店	事業費事務処理費（振込手数料）未払い分	880
	勤務者7名分	事業費臨時雇賃金（令和3年3月日祝の薬局業務勤務者4名分）の未払い分	93,167
	厚生労働省年金局事業管理課長（広島東年金事務所）	事業費福利厚生費（社会保険料令和3年3月分）の未払い分	96,867
	㈱サンキ	事業費医薬品等購入費（医薬品）の未払い分	7,169
	㈱サンキ	事業費調剤薬品等購入（医薬品）の未払い分	889,705
	㈱エバレス	事業費調剤薬品等購入（医薬品）の未払い分	231,572
	㈱エバレス	事業費医薬品等購入費（医薬品）の未払い分	35,937
	㈱セイエル	事業費調剤薬品等購入（医薬品・麻薬）の未払い分	86,832
	㈱セイエル	事業費医薬品等購入費（医薬品）の未払い分	39,050

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
	ティーエスアフルレッサ(株) 株e健康ショップ	事業費調剤薬品等購入（医薬品）の未払い分 事業費調剤薬品等購入（一般用医薬品）の未払い分	3,502 16,979
	福山市薬剤師会野上薬局	事業費医薬品等購入費（コロナホテルのOTC購入分）の未払い分	107,962
前受金	認定基準薬局更新料	令和3年度認定基準薬局新規・更新手数料の前受金	68,000
預り金	顧問3名 職員13名 職員13名 講師 勤務者7名分	令和3年3月顧問料源泉所得税の預かり分 令和3年3月職員社会保険料の預かり分 令和3年3月職員源泉所得税の預かり分 令和3年3月講師源泉所得税の預かり分 令和3年3月日祝の薬局業務勤務者源泉所得税の預かり分	13,783 652,352 115,410 14,780 3,468
	施設利用契約者74件	大分県薬剤師会への令和3年度施設利用契約金の預かり分	244,200
リース債務	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)ほか1件	富士通デスクトップパソコン・PCA会計ソフト、キヤノンカラー複合機・UTM・ルーター・HUB、富士通デスクトップパソコン、NECノートパソコン（ZOOM用）、明光商會MS シュレッダー PD-F65P-LM、富士通サーバー PRIMERGY TX1320 M4セレクト、オルフィス（リソグラフ）FT5430ほか2件	3,419,922
賞与引当金	職員に対するもの	職員11名に対する賞与の支払いに備えたもの	4,162,900
流動負債合計			14,072,991
(固定負債)			
長期借入金	広島佐伯薬剤師会 広島市薬剤師会	広島県薬剤師会館移転に伴う借入金 広島県薬剤師会館移転に伴う借入金	30,000,000 100,000,000
長期リース債務	三次薬剤師会 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)ほか1件	広島県薬剤師会館移転に伴う借入金 富士通デスクトップパソコン・PCA会計ソフト、キヤノンカラー複合機・UTM・ルーター・HUB、富士通デスクトップパソコン、NECノートパソコン（ZOOM用）、明光商會MS シュレッダー PD-F65P-LM、富士通サーバー PRIMERGY TX1320 M4セレクト、オルフィス（リソグラフ）FT5430ほか2件	20,000,000 11,654,651

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
退職給付引当金	職員に対するもの	職員11名に対する退職金の支払いに備えたもの	31,248,910
固定負債合計			192,903,561
負債合計			206,976,552
正味財産			974,437,098

八月九日

公益社団法人広島県薬剤師会
監事 木下 信行
監事 田中 達也
監事 田中 信也

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

卷之三

各会員事務所は、理事及び使用人等と意見疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決算書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

2 結果の監査

- (1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に關する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類は、法令の財産及び損益の状況をすべての重要な点に

3 追加情報 該当けありません。

51

規 瑞	第2章 目的及び事業	第2章 改	目的及び事業
(事業)	<p>(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行ふ。</p> <p>(1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業</p> <p>(2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業</p> <p>(3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業</p> <p>(4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業</p> <p>(5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業</p> <p>(6) 学校保健に関する事業</p> <p>(7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業</p> <p>(8) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業</p> <p>(9) 会員の福利厚生事業及び共益に関する事業</p> <p>(10) 葉局の運営に関する事業</p> <p>(11) その他の目的達成に必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、広島県内において行うものとする。</p>	<p>(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行ふ。</p> <p>(1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業</p> <p>(2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業</p> <p>(3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業</p> <p>(4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業</p> <p>(5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業</p> <p>(6) 学校保健に関する事業</p> <p>(7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業</p> <p>(8) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業</p> <p>(9) 会員の福利厚生事業及び共益に関する事業</p> <p>(10) 葉局の運営に関する事業</p> <p>(11) 薬剤師の無料講義紹介に関する事業</p> <p>(12) その他の目的達成に必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、広島県内において行うものとする。</p>	<p>(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行ふ。</p> <p>(1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業</p> <p>(2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業</p> <p>(3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業</p> <p>(4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業</p> <p>(5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業</p> <p>(6) 学校保健に関する事業</p> <p>(7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業</p> <p>(8) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業</p> <p>(9) 会員の福利厚生事業及び共益に関する事業</p> <p>(10) 葉局の運営に関する事業</p> <p>(11) その他の目的達成に必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、広島県内において行うものとする。</p>

公益社団法人広島県薬剤師会定款(案)

第1章 総 則

(名称)
第1条 本会は、公益社団法人広島県薬剤師会と称する。

(事務所)
第2条 本会は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに広島県内に所住する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、広島県民の健康な生活の確保・向上を図ることを目的とする。

(事業)
第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、広島県民の健康な生活の確保・向上を図ることを目的とする。
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (6) 学校保健に関する事業
- (7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (8) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (9) 会員の福利厚生事業及び共益に関する事業
- (10) 補助の運営に関する事業
- (11) 薬剤師の無料職業紹介に関する事業
- (12) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、広島県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正会員 薬剤師であつて、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者
- (2) 準会員 正会員に属さない薬剤師であつて、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者
- (3) 貢助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者及び企業・団体

(正会員の資格の取得)

第6条 正会員にならうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは、総会において別に定める。

2 正会員は、本会が承認した地域又は職域の薬剤師会（以下「地域・職域薬剤師会」という。）の会員であつて、日本薬剤師会の正会員である者とする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（清算法人の貸借対照明細書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の義務)

第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊厳を得るために努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

(任意退会)
第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)
第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名

することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならぬ。

(1) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき

(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名譽又は本会の名譽を棄損したとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、第9条及び第10条に規定するほか、次のいざれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡したとき、又は解散したとき

(2) 第8条に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき

(3) 正会員が地域・職域薬剤師会又は日本薬剤師会の会員の身分を失ったとき

2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 代議員
(代議員の選出)

第12条 本会は、代議員をもつて法人法上の社員とする。

2 代議員の数は、地域・職域薬剤師会ごとに概ね正会員40名の中から1名の割合をもつて選出する。端数の取扱いは、理事会において別に定める。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は、本会の役員を兼ねることはできない。

5 第3項の代議員選挙において、立候補する正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は、選出の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合

場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を

含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときには、補欠の代議員を選舉することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選舉する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠として選出する旨

(3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選出した場合には、当該2以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選出に係る選挙が効力を有する期間は、選挙後最初に実施される第6項に定める代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の資格の喪失)

第13条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。

2 総会は、正当な事由があると認めるとときは、総代議員の半数以上である、総代議員の議決権の3分の2以上の決議により、代議員を除名することができます。この場合、その代議員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第9条第1項に定める任意退会

(2) 第10条第1項に定める除名

(3) 第11条第1項に定める会員資格の喪失

第5章 総会
(構成)

第14条 総会は、代議員をもつて法人法上の社員総会とする。

2 前項の総会をもつて法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 正会員の除名及び代議員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準

- (4) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
 (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 (6) 定款の変更
 (7) 会員規程及び会費規程の制定並びに改廃
 (8) 解散及び残余財産の処分
 (9) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催) 第16条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

- 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。
 3 総代議員の5分の1以上に議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 4 会長は、前項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内の日を総会の日としする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

- 第18条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。
 2 議長及び副議長は、総会において代議員の中から選出する。

(議長及び副議長の職務等)

- 第19条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。
 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
 3 議長及び副議長の任期は、代議員の任期に準ずる。

(定足数)

- 第20条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

- 第21条 総会における議決権は、第12条第6項に規定するなお書きの場合を除き、代議員1名につき1個とする。

(決議)

- 第22条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、

出席した当該代議員の議決権の過半数をもつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の過半数の出席であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行う。

(1) 正会員の除名及び代議員の除名

- (2) 監事の解任
 (3) 定款の変更
 (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

- 第23条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によつて議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第20条、第22条の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

- 第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 総会の議長及び会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

- 第25条 総会の運営に關し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののか、総会において定める総会運営規則による。

(役員の設置)

第26条 本公司に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
 (2) 監事 2名以内
 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、13名以内を常務理事とすることができる。
 3 会長をもつて法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもつて法人法第91条第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

- 第27条 理事及び監事の選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあつた会長候補者の中から選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものには除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

- (理事の職務及び権限)
- 第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位によつて、その業務執行に係る職務を代行する。

- 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長とともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。

- 5 常務理事は、理事会の旨を受けて担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順位によつて、その職務を代行する。

- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- (監事の職務及び権限)
- 第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

- (役員の任期)

- 第 30 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 棚次要により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第 26 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第 31 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

- 第 32 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。
- 2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

(顧問)

- 第 33 条 本会に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問されたことについて参考意見を述べること。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行つために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
- 5 前項の規定にかかるときは、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠つたことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(責任の免除)

- 第 34 条 理事及び監事は、その任務を怠つたときは、本会に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかるはず、この責任は、全ての代議員の同意がなければ免除することができない。
- 2 前項の規定にかかるときは、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠つたことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第35条 本公司に理事会を置く。
2 理事会は、全ての理事をもつて構成する。

(権限)
第36条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本公司の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたときは又は会長に事故あるときは、各理事が、予め理事会で定めた順位により理事会を招集する。
3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもつて、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当る。
2 会長が欠けたときは又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができること(監事がその提案について異議を述べたときはを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常務理事会)

第42条 本公司に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもつて構成する。
- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
 - (2) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討
 - (3) 会長より付議された事項の検討

4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。

5 常務理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

- 第43条 本公司は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び第6条第2項に定める地域・職域薬剤師会を協力団体とすることができる。
2 本公司は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができます。
3 協力団体との連携協力による事業の運営に關し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地域・職域会長協議会)

- 第44条 本公司に、諮問機関として地域・職域会長協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。
2 協議会は、地域・職域薬剤師会の会長又は代表者によって構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業の執行に關し、理事会から諮問された事項
 - (2) 地域・職域薬剤師会との連絡調整に關する事項

3 協議会は、理事会の決議により、会長が招集する。

第9章 職域部会及び委員会

(職域部会)

- 第45条 本公司の会務及び事業の円滑な運営を図るために、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て職域部会を設置することができます。
2 職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

- 第46条 本公司の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選

任する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第 47 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。
2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いは、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

- 第 48 条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

- 第 49 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

- 第 50 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 51 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受ければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類は、理事会の決議を経た後、直近の総会の承認を受けなければならない。
3 第 1 項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 52 条 会長は、毎事業年度経過後 2箇月以内に次の書類を作成し、監事の

監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の書類は、その内容を報告し、
(6) 財産目録

2 定時総会においては、前項第 1 号及び第 2 号の書類は、その内容を報告し、前項第 3 号から第 6 号までの書類は、承認を受けなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類のほか、次の書類を作成し、本会の主たる事務所に 5 年間備え置き、本会の定款及び代議員名簿とともに、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

4 第 1 項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 53 条 本会は、剰余金の分配を行ふことができない。

(会計原則)

第 54 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
2 本会の会計処理に關し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 55 条 会長は、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 52 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)
第 57 条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 58 条 本公司が公益認定の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。) には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 59 条 本公司が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 60 条 本公司の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

第 13 章 事務局

(事務局の設置)

第 61 条 本公司の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任命する。

4 前項以外の職員は、会長が任命する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 62 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬい。

(1) 正会員の名簿

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 理事会及び総会の議事に関する書類

(4) その他法令で定める帳簿及び書類

(委任)

第 63 条 この定款に定めるもののほか、本公司の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 14 章 補 則

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特別民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかるわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本公司の最初の会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事の氏名は、次のとおりとし、その任期は第 30 条第 1 項の規定にかかるわらず、認定後最初の事業年度のものに関する定時総会の終結の時までとする。

会長 前田泰則
副会長 水平健治、大塚幸三、野村祐仁、村上信行、渡邊英晶
専務理事 豊見雅文
常務理事 青野拓郎、有村健二、井上映子、小林啓二、重森友幸、谷川正之
豊見 敦、中川潤子、二川 勝、政岡 醇、松村智子、吉田亜賀子
理事 高野幹久、佐藤英治、三宅勝志、新井茂昭、奥本 啓、串田慎也
玉浦秀一、西谷 啓、林 真理子

4 この定款の施行後最初の代議員は、第 12 条と同じ方法で選出する代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附 則

この定款は、平成 25 年 5 月 25 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 6 月 22 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は、平成 30 年 3 月 18 日に一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 6 月 21 日に一部改正し、即日施行する。

附 則
この定款は、令和3年6月20日に一部改正し、令和3年6月21日から施行する。

犯罪情報官 速報

アポ電多発中!!

〇〇市役所
の者です

介護保険料 を還付します はサギ

県内各地で役所の職員になりすました還付金サギが多発中です

特徴

狙われやすいのは60歳代後半

お金が
戻ってくるのに
振込みボタン??

☆役所をかたる犯人から電話

- 1 介護保険料の過払い金を返すと言ってくる
 - 2 キヤッッシュカードのある金融機関を聞いてくる
- ☆金融機関をかたる犯人から電話
- 1 近くのATMへすぐに行くように指示してくる
 - 2 電話で指示しながらATMを操作させられる

↓その後.....

→相手が指示した数字を入力

=犯人にだまし取られるお金

ATMで還付金の 受け取り手続きはできません

携帯電話で話しながらATMを操作している人がいたら教えてあげてください!

元広島東洋
カープ
蓮川光男氏

令和3年度ヒロシマ薬剤師研修会

広島大学薬学部は、薬剤師としてご活躍の皆様に役立つ話題・情報の提供と生涯教育のため、下記の通り令和3年度ヒロシマ薬剤師研修会を開催致します。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

主 催：広島大学薬学部

共 催：広島県薬剤師研修協議会

(公社)広島県薬剤師会

(一社)広島県病院薬剤師会

日 時：令和3年7月18日（日）

13:00～16:00

会 場：広仁会館 大会議室（広島大学霞キャンパス内），WEB配信

定 員：現地：100名、WEB：100名（申し込み順）

受講料：現地 1,000円（学生無料：学生の方は学生証の提示をお願いします）

WEB 無料（研修受講シールは取得できません）

申 込：現地、WEB参加共に下記フォームよりお申し込みください

URL : <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=3VQExGOyJkmGjY4SZA03UDNf8Yn1SIPtqmfrn8T5KZUMkxJTTA3QUVOWDZRME5FUkxQVjJXSIVCVi4u>

・日本薬剤師研修センター認定薬剤師制度（2単位）

【申請中】

・日病薬病院薬学認定薬剤師制度

講演Ⅰ：II-6（教育・研究 1単位）

講演Ⅱ：IV-2（感染制御・管理 1単位）

※上記を重複して取得することはできません。

現地参加のみ取得可。



講演Ⅰ 13:00～14:30

「広島での新型コロナウイルス研究」

広島大学大学院医系科学研究科 教授

坂口 剛正 先生

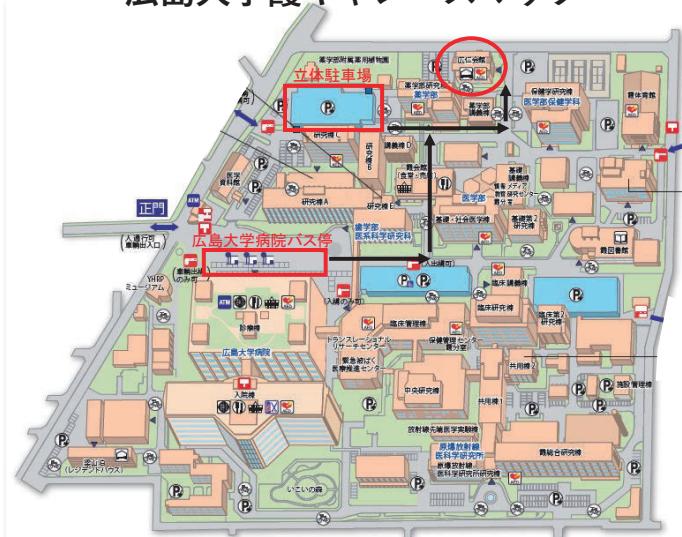
講演Ⅱ 14:30～16:00

「新興感染症がやってきたっ！ その情報 どう集める？ どう伝える？
～感染管理、感染予防、薬物療法等～」

広島県薬剤師会薬事情報センター センター長

水島 美代子 先生

広島大学霞キャンスマップ



自家用車をご利用の場合は、霞構内の臨時駐車券（400円/当日のみ有効）をご利用いただけます。当日、受付でお受け取りいただき、出口でお支払いください。

問い合わせ先

広島大学大学院 医系科学研究科

小澤 光一郎

TEL: 082-257-5332

E-mail: ozawak@hiroshima-u.ac.jp

発行：〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番1号
電話 (082) 262-8931(代) FAX (082) 567-6066
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。